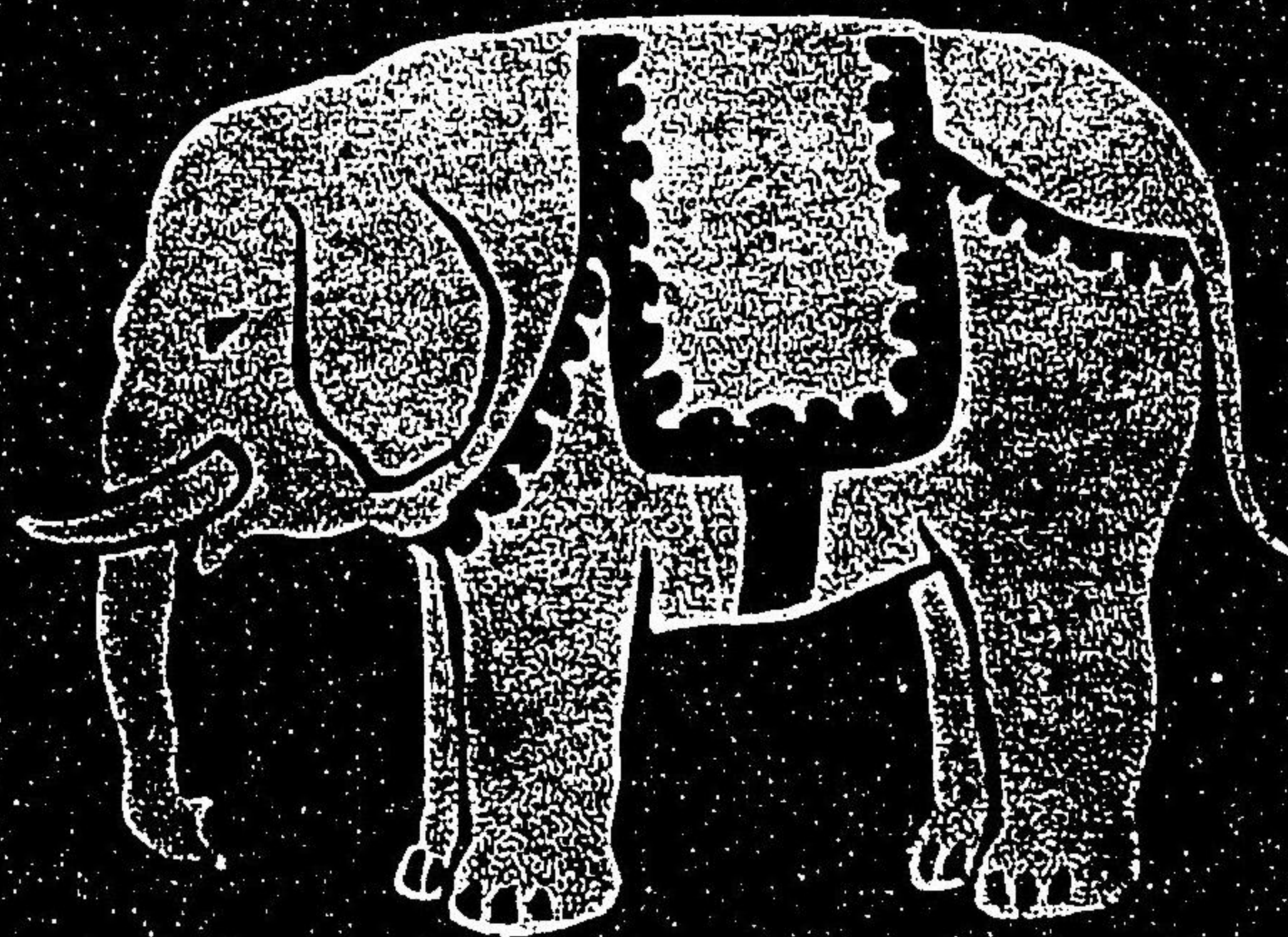


白象王国



342

102

026790-000-9

342-102

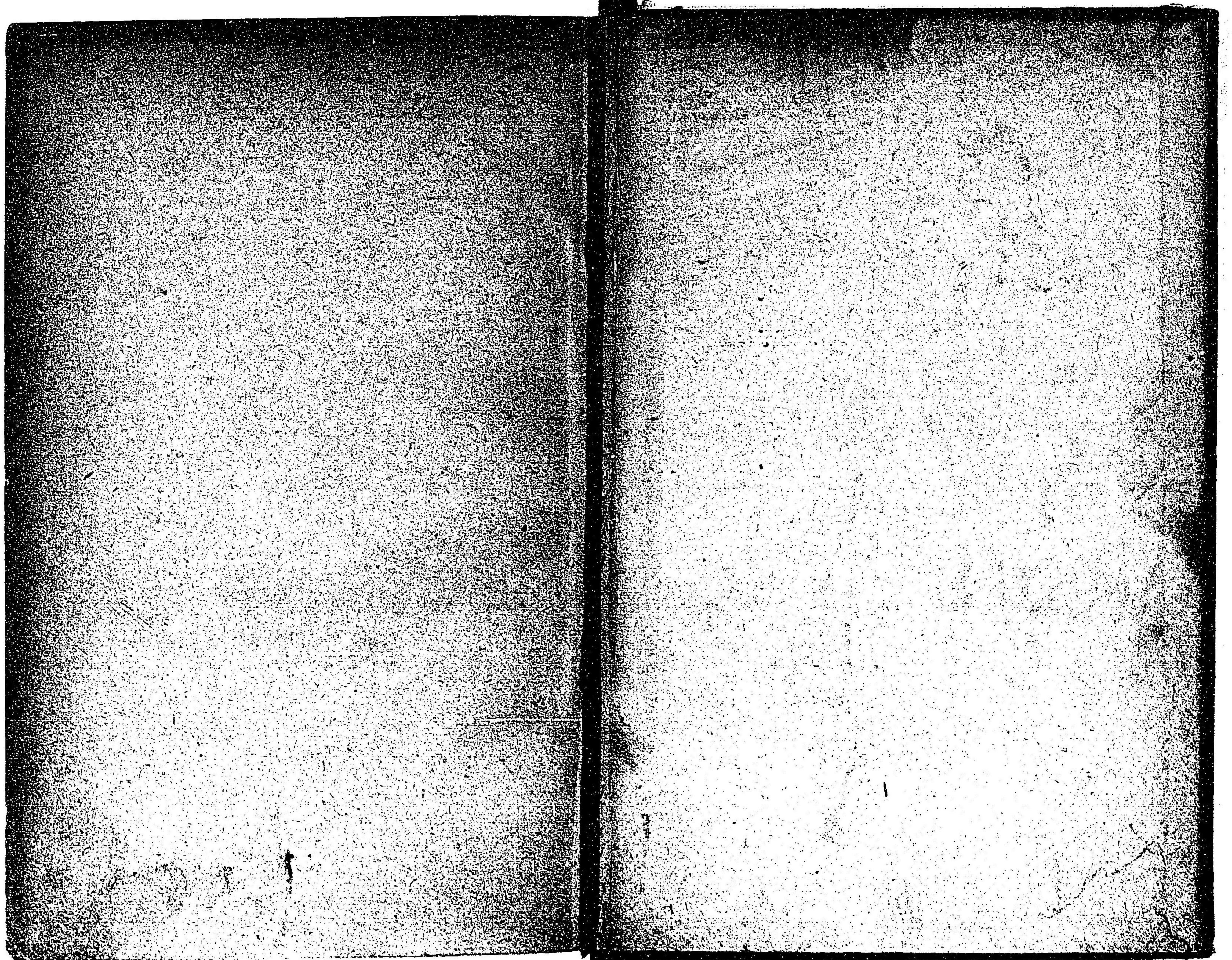
白象王国

山口 武/著

M45

ADD-0491





山口武著

白象王國

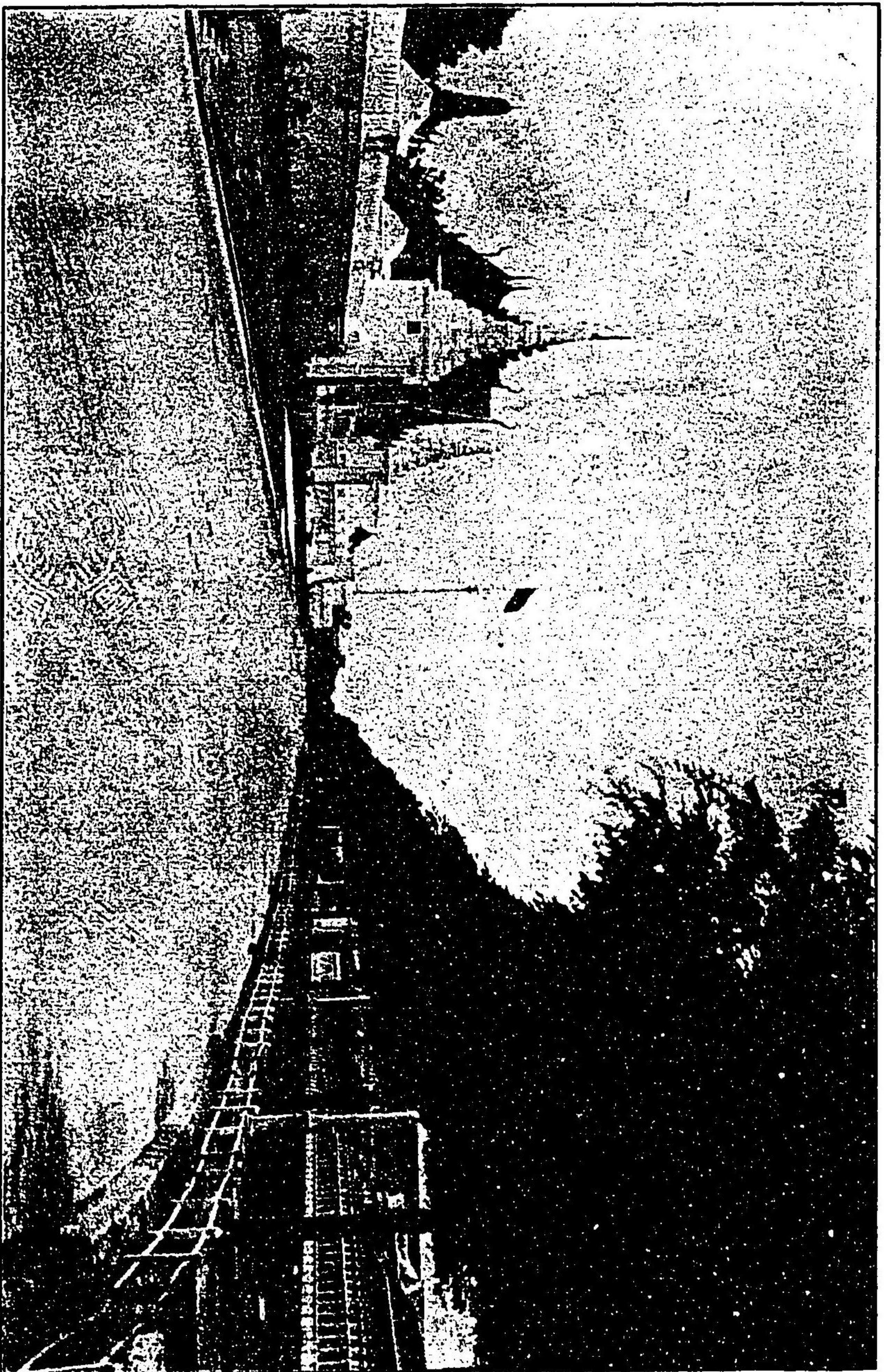
東京博文館發賣

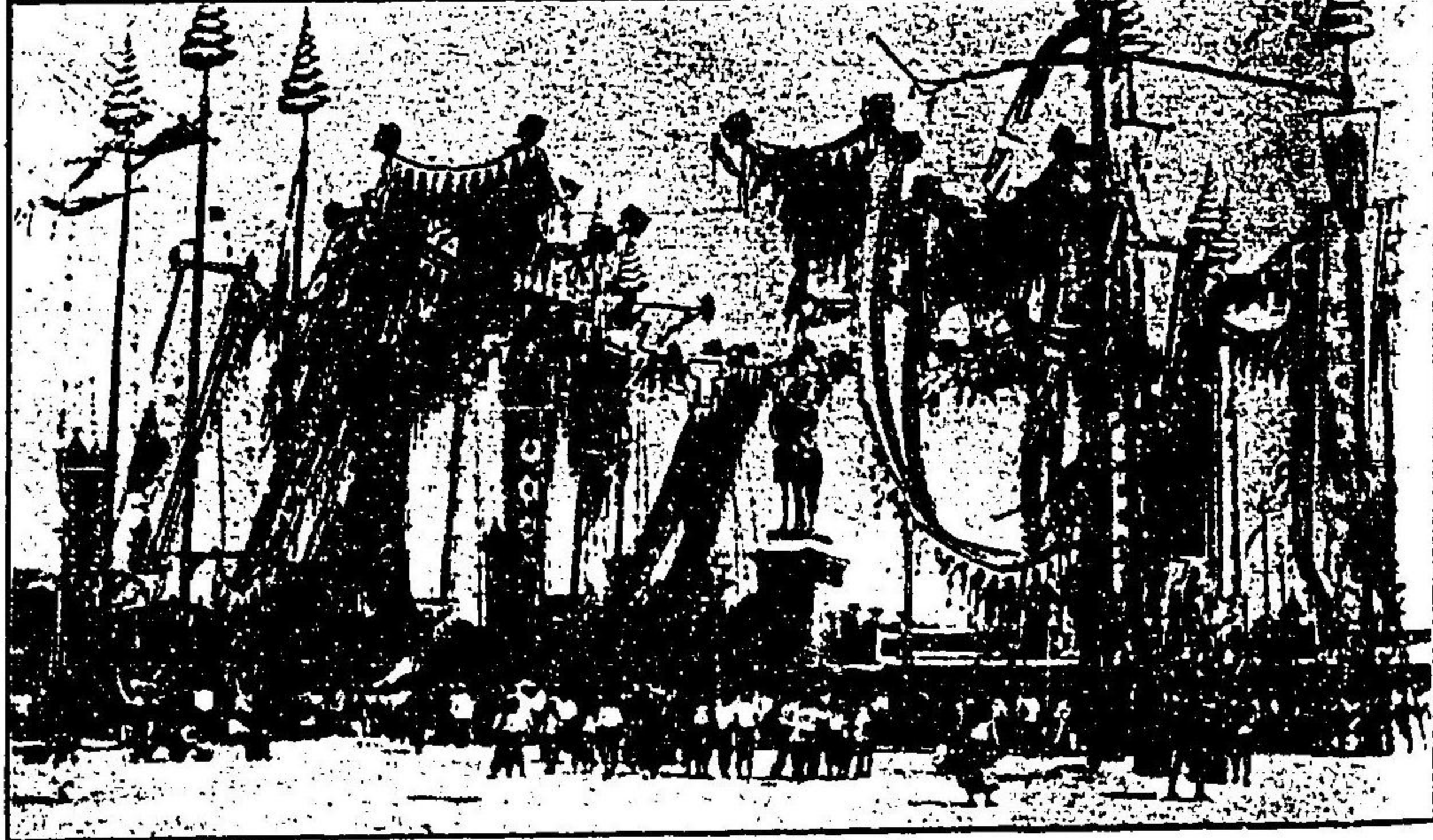
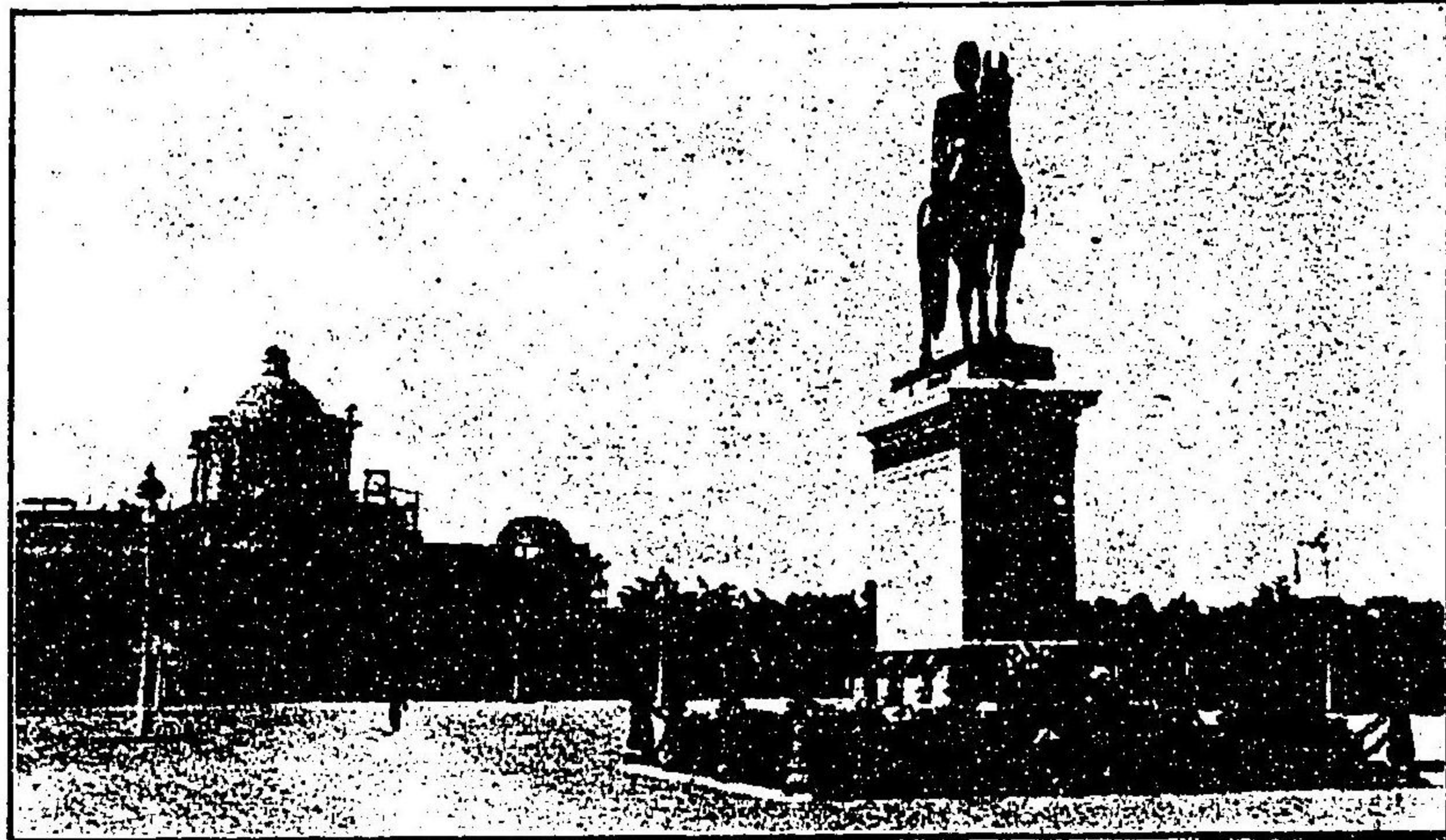
明治
45. 5. 14
丙交



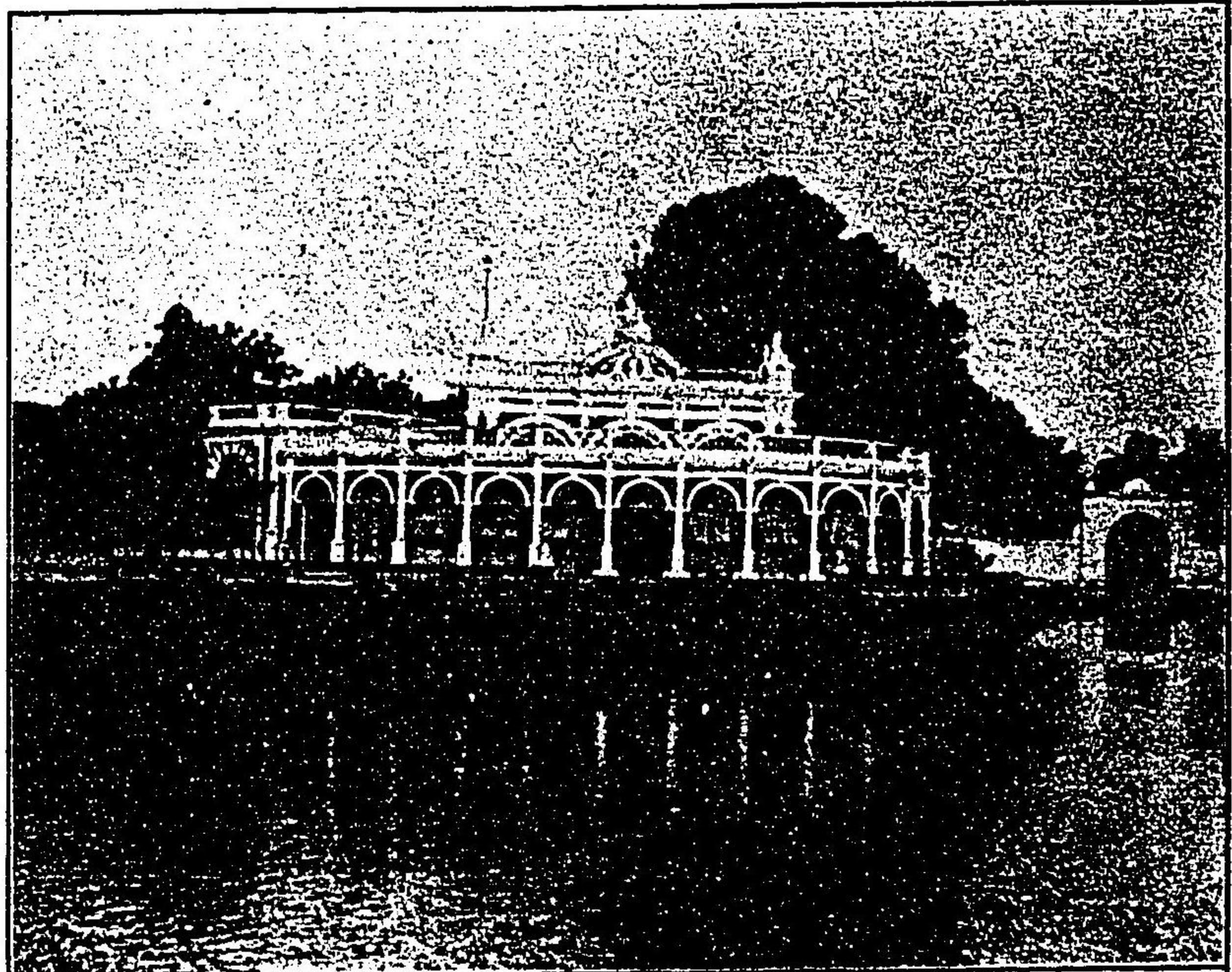
下 陛 后 太 皇 國 暹

景光の場廣前宮王





式幕除像銅下陸帝皇先(下)館使公本日(中)像銅下陸帝皇先(上)

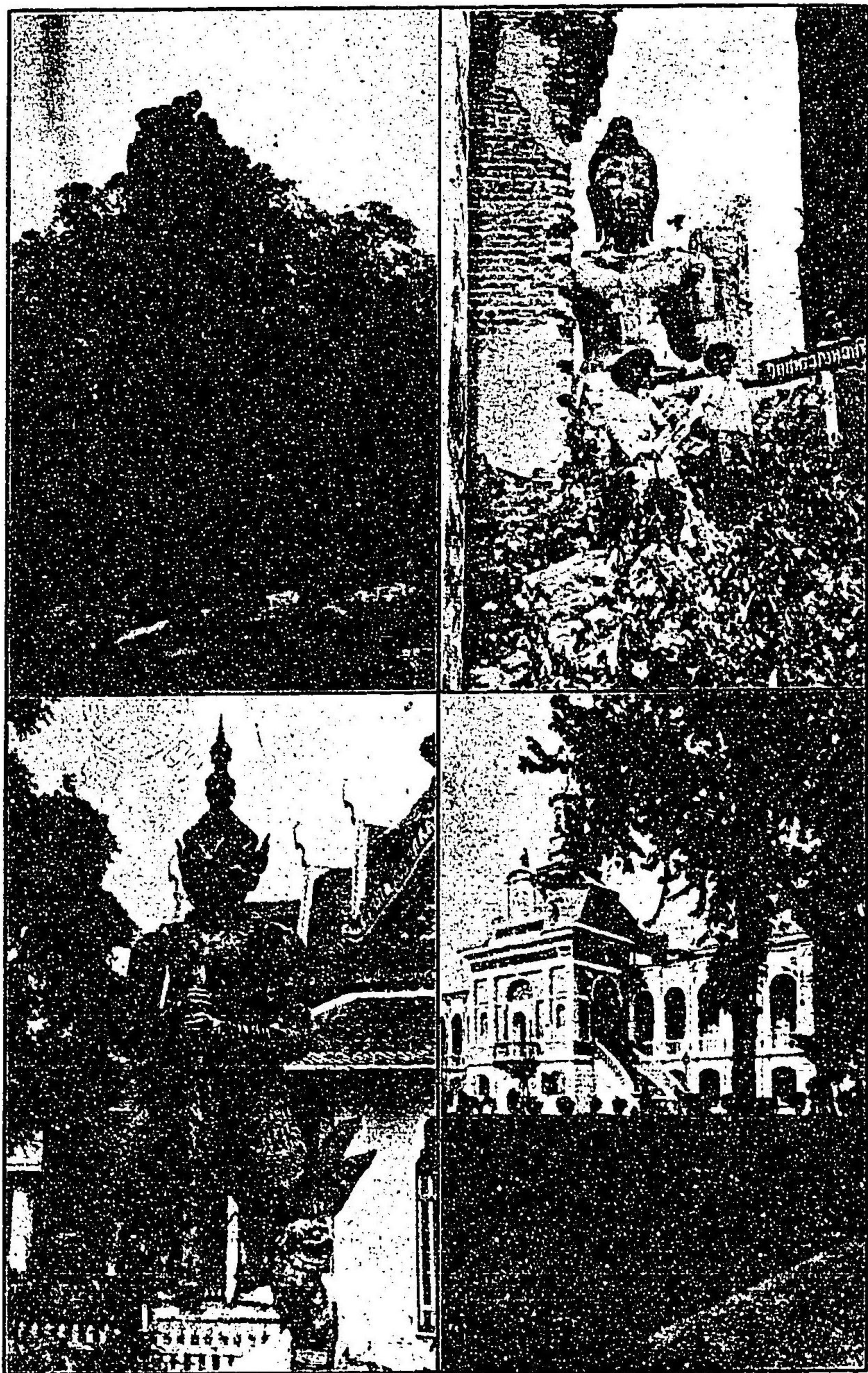


(照參口人 阜三第) 景風同(下)宮離ヤチユア都僞(上)



(第十九章 宗教参照)

林の樹提善及侶僧塔寺るけ於にヤチユア

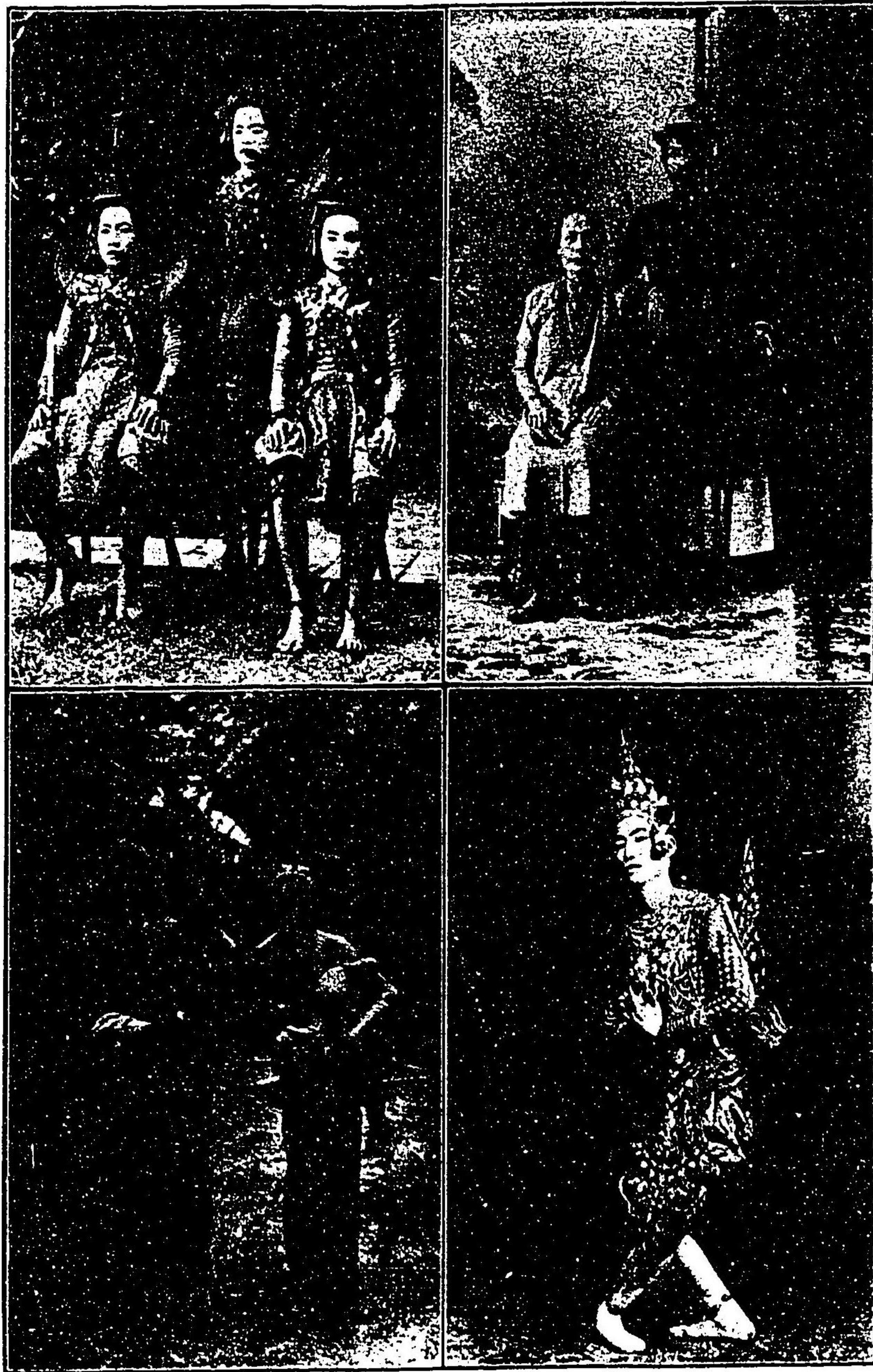


(教育及歴史章参照)

王仁の門寺 址城の都舊 校學中谷盤 寺廢の都舊



女少 女塞蒲東 俗風國暹 人土
人哇瓜



(第三章 人口參照)

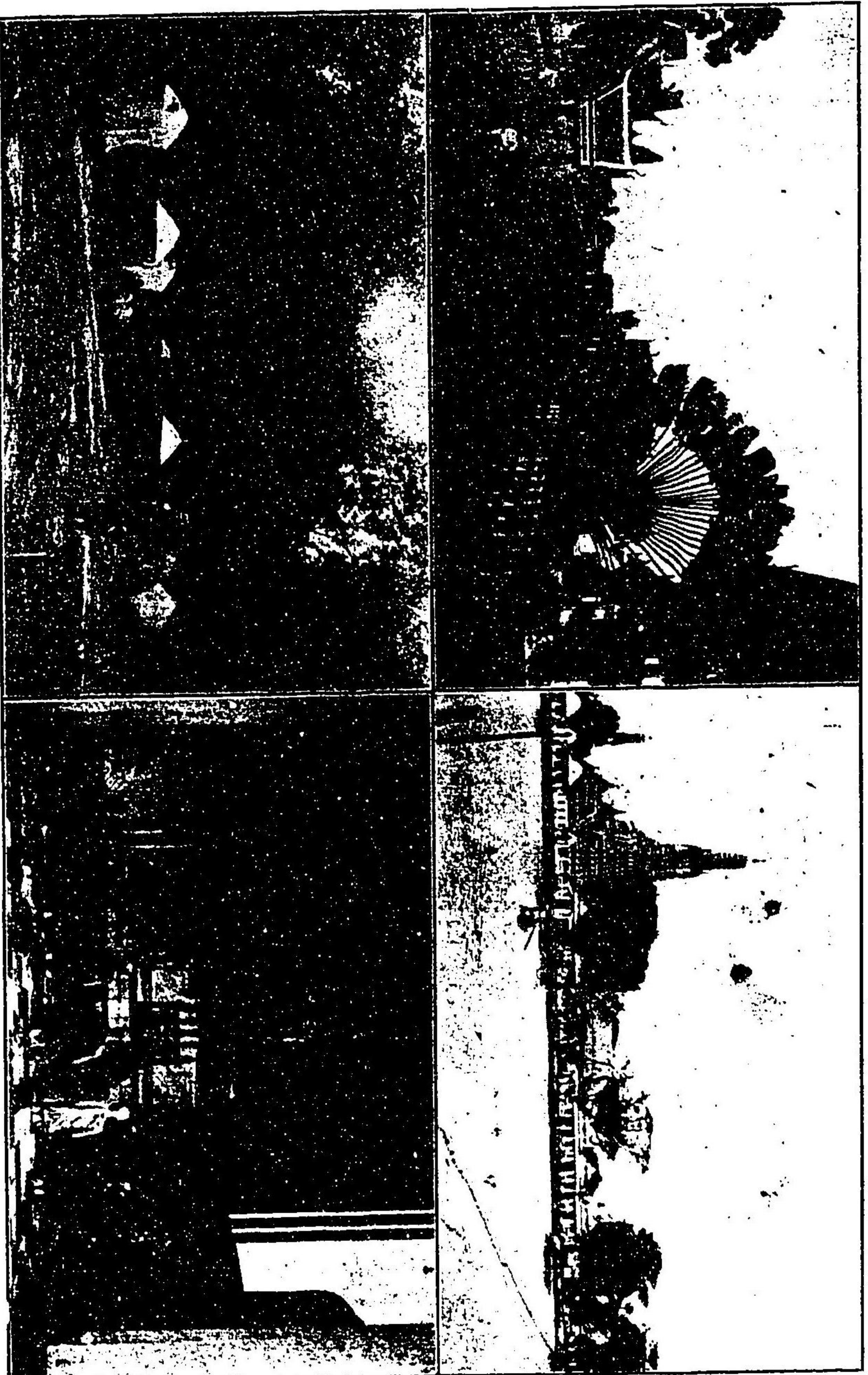
子母人揭老 優女 優俳 婦夫人南安



(第七章 軍備參照)

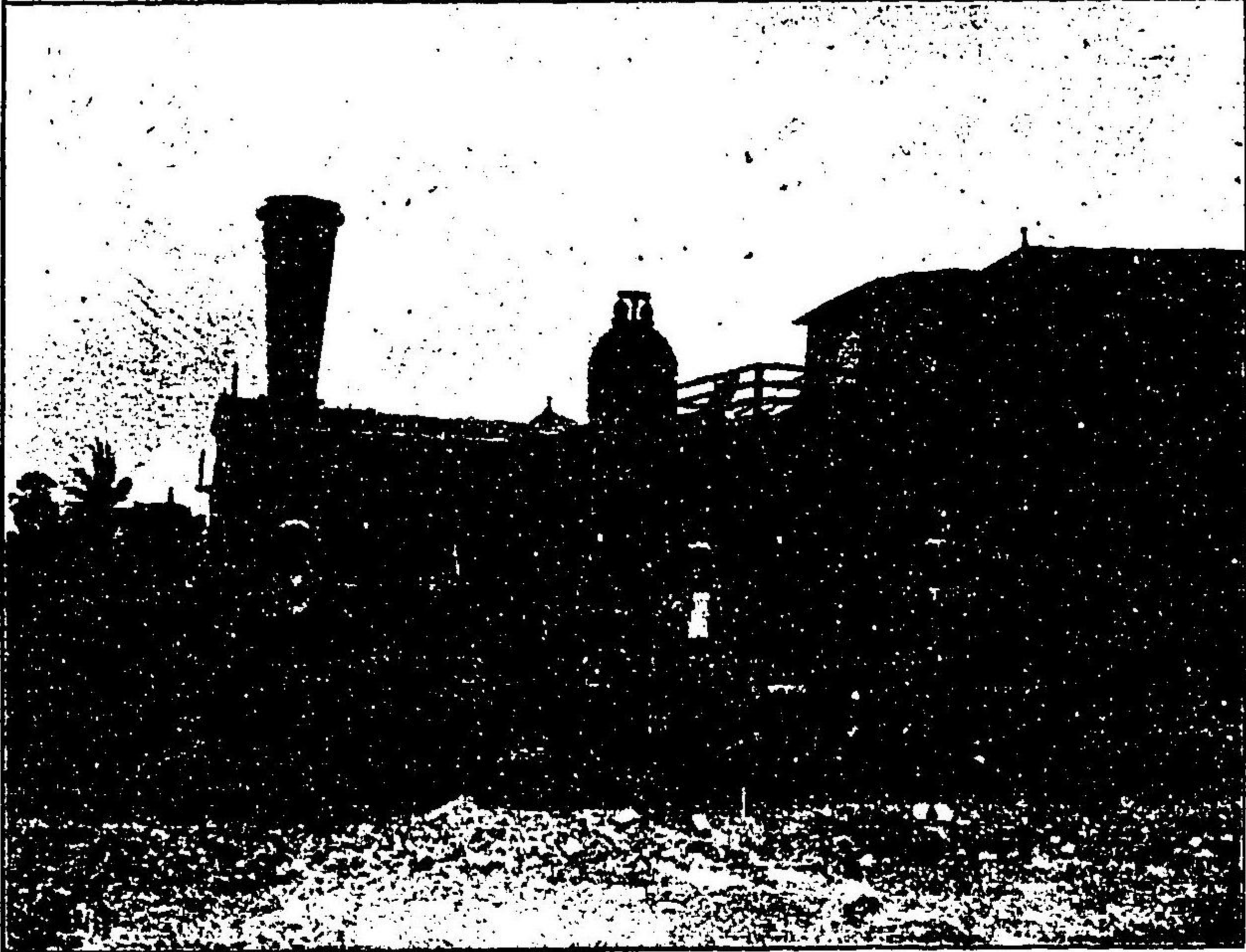
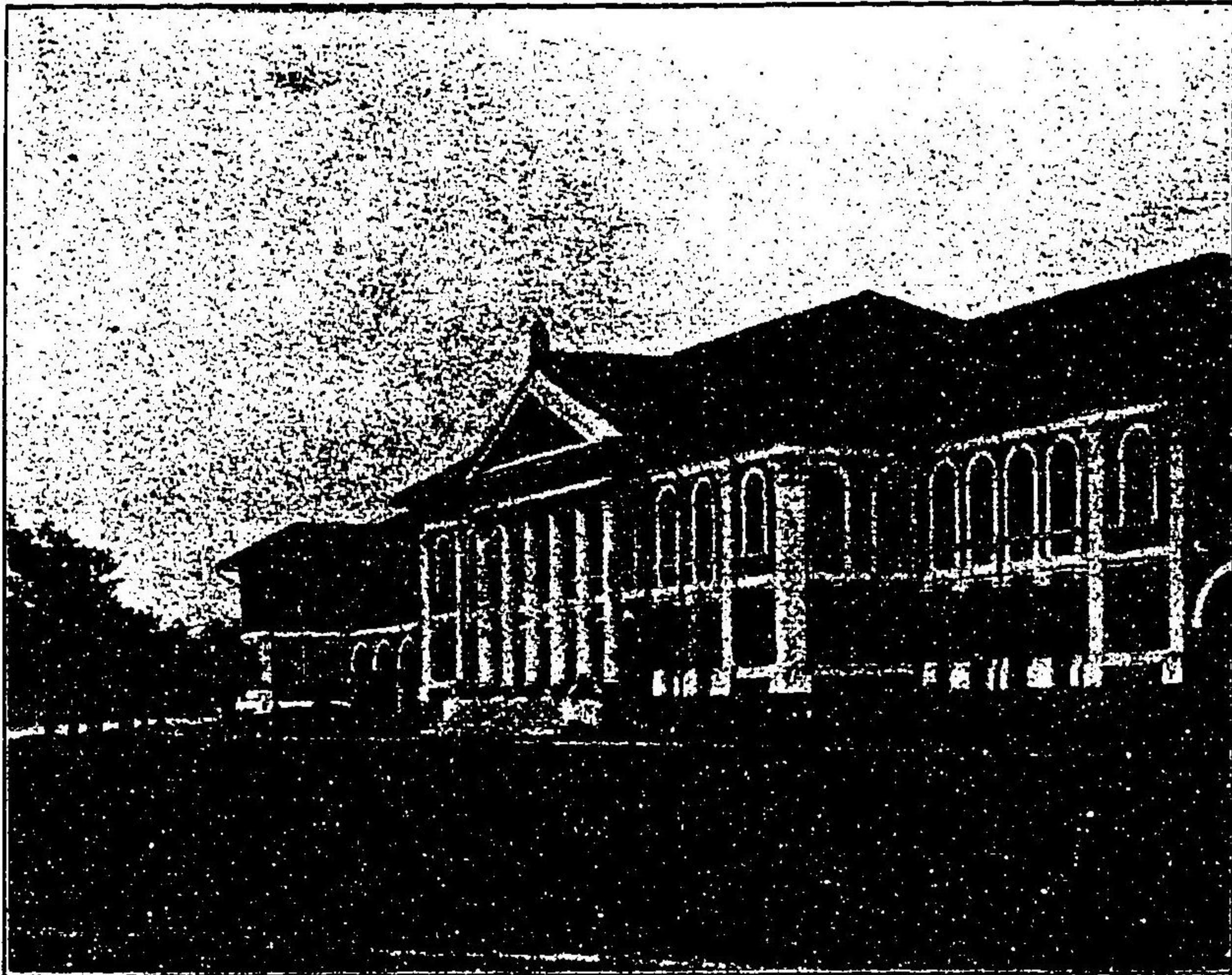
習演兵砲 進行隊軍

艦軍國暹 校學官士軍陸



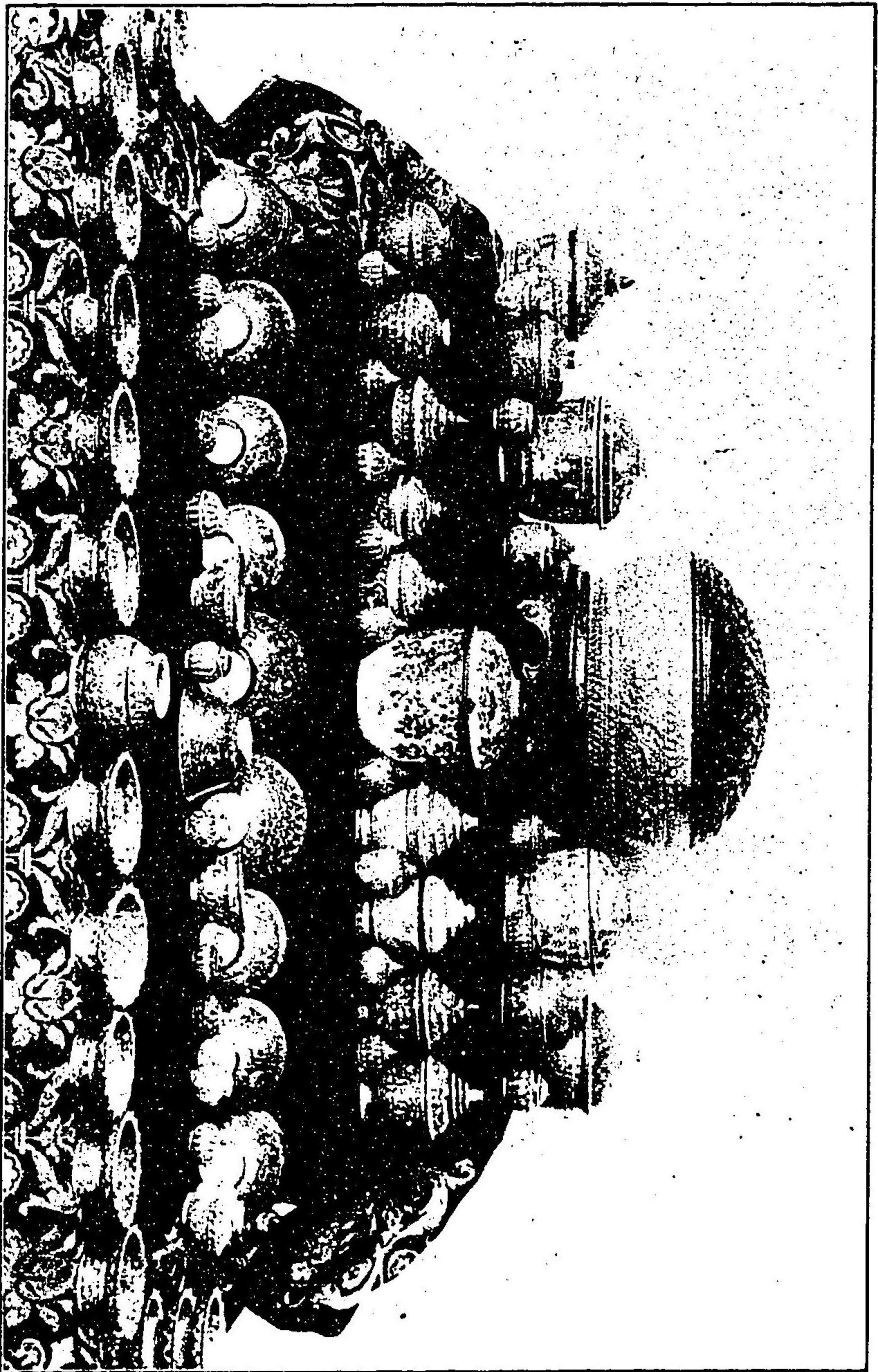
(照參教宗 章九十第) 營夜行旅侶僧 廓外院寺

佛禮侶僧 塔高院寺



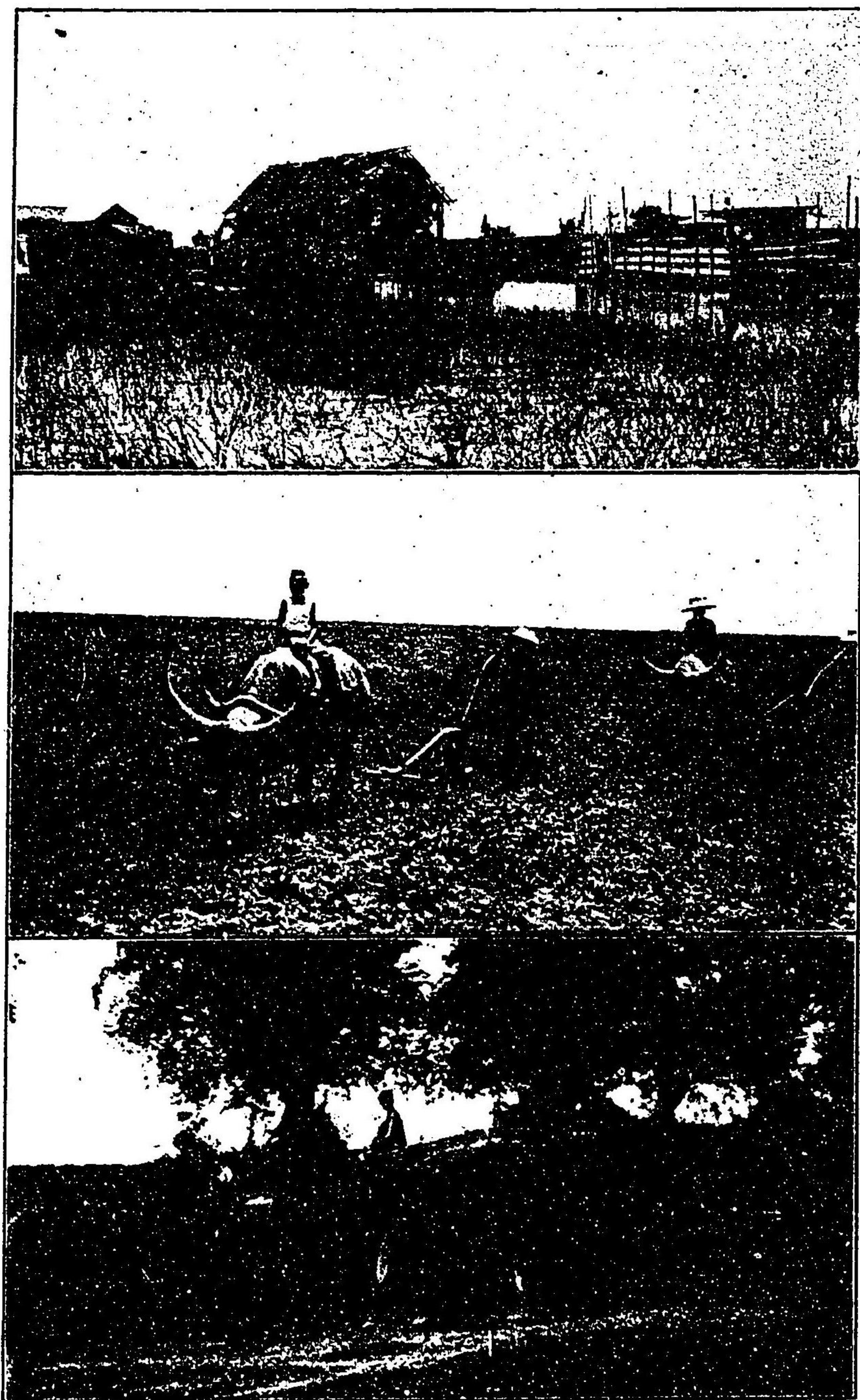
(第九章 司法及交通參照)

車關汽道鐵有官(下) 省法司(上)

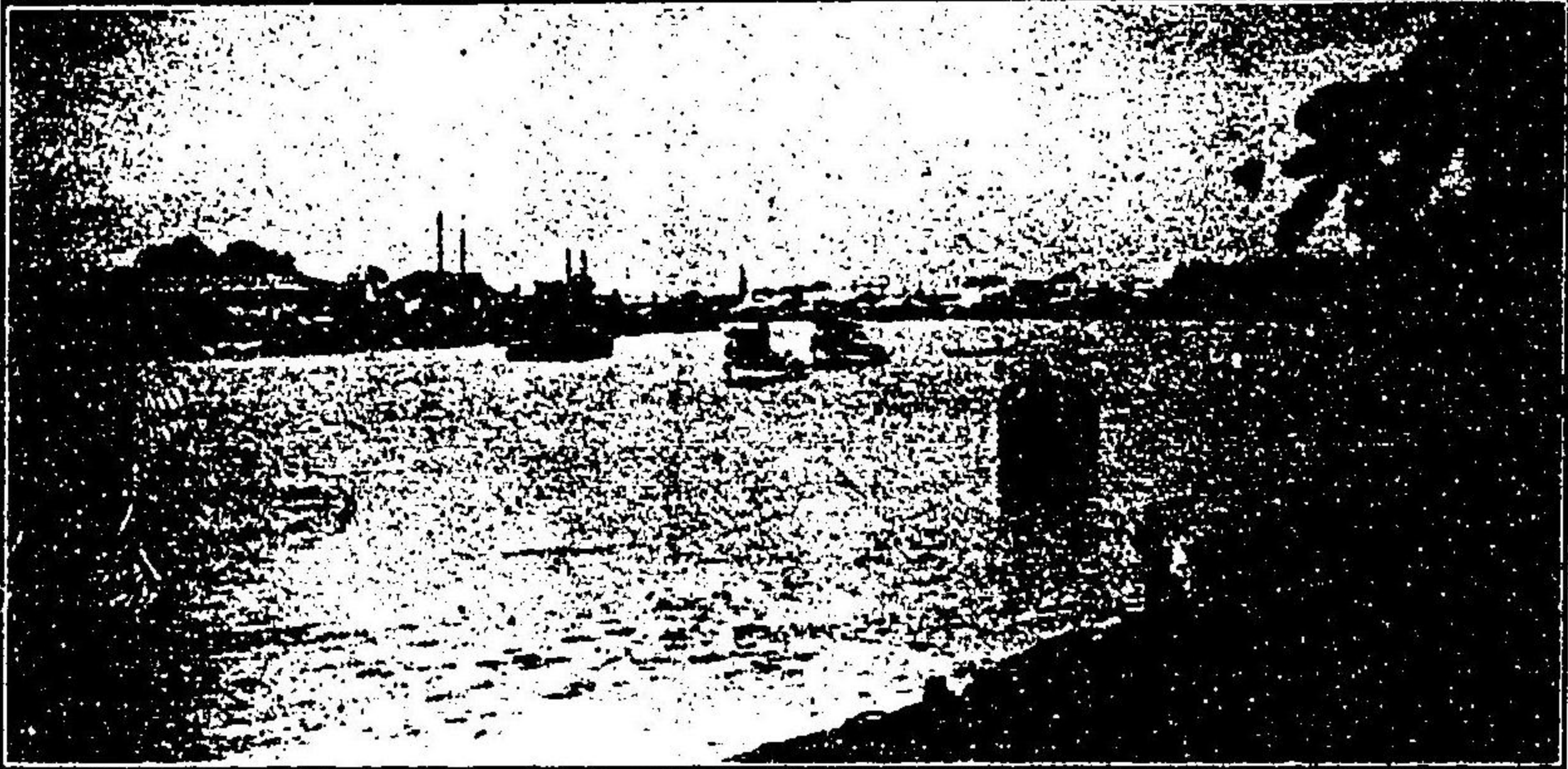


(照參史歷 章五第)

器陶古國遷



(照參業農 章一十第) 象飼(下) 作耕田米(中) 家農方地(上)



(山林交通及漁業参照)

撈漁(下) 景の河南洲(中) 所材製谷盤(上)



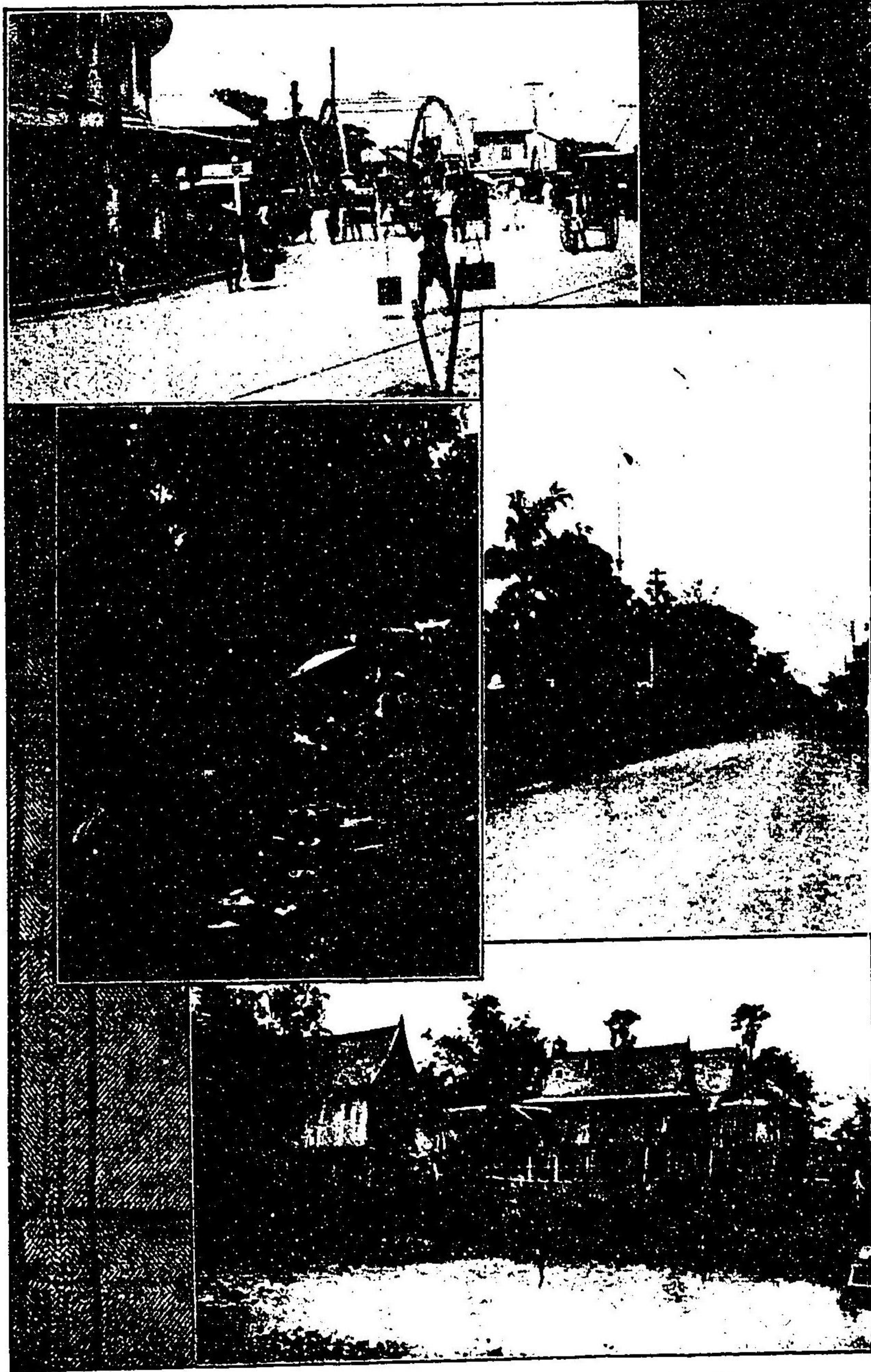
(第十二章 山林參照)

熱帶植物園ノ其ノ他果實類



(第廿一章 風俗習慣参照)

圖の置安骨遺人貴 式列行象



(第廿一章 風俗習慣参照)

景の場市朝 屋家の有固國遊 景光街市谷盤

凡 例

- 一 本書は素と暹羅の現況を概述するを以て目的としたれども執筆中に於ける参考資料の多少により自ら説明に精略あるを見るに至りしは不得已こと、す
- 一 在暹帝國領事館よりの報告に係る通商報告にして暹國の現況を知るに適せりと思はせらるゝものは許可を得て本書に掲載すること、せり
- 一 西洋人の眼に映じたる暹羅其他一讀の價值ある著述の公刊せられたるもの餘り多からず余の知れる範圍内に於ては

The kingdom of Siam

20th Century impressions of Siam

あり右は各方面に涉り概括的に現況を傳え又

The Kingdom and people of Siam 2 vols by Sir John Bowring

は半世紀前に於ける暹邊の風俗情態を知るに宜ろし其他隨筆記行文としては

Siam in the 20th Century

By J. G. D. Campbell

The Kingdom of the Yellow Robe

Ernest Young

Siam on the menam

Maxwell Sommerville

Siam, A Geographical Summary

Mrs. Grindrod

アルを見るのみ

轉じて邊文に至つては上古史としては

Phongsawadan Muang Nua (The annals of the north)

最も正確にして

Phongsawadan Krung kao (The annals of Ayuthia)

はアユチャ王朝史を説くに詳なり以て好個の参考資料とするに足る

自序

少なくとも南洋は將來日本人の發展すべき方面の一なるべく近時我國政治家、實業家の諸氏が此點に着眼研究を試みられつゝあるを見るは竊に敬服するところなり然れども憶ふに南洋の地たるや其海峽植民地たるを蘭領印度たるを又南洋群島たるを問はず其が真相に至つては未だ普く邦人に知れ渉らず或は目して邊境不毛、瘴煙蠻雨の處となし或は物産豊富自然の極樂地を以てす暹羅國亦其の一にして余輩の平素遺憾とするところなり仍ち茲に「白象王國」一篇を梓し聊か以て我國人に暹羅の現狀を傳へんとす、讀者若し本書に據り多少の得る所あらば著者の本懷之に過ぎざるなり

明治四十五年四月一日

在 暹 盤 谷

山 口 武

曆年對照表一例

暹 曆	西 曆	日 本 曆
一一〇年	至自 一九〇〇年三月	至自 明治三十四年三月
一一一年	同 一九〇〇年三月	同 三十五年三月
一二二年	同 一九〇〇年三月	同 三十六年三月
一二三年	同 一九〇〇年三月	同 三十七年三月
一二四年	同 一九〇〇年三月	同 三十八年三月
一二五年	同 一九〇〇年三月	同 三十九年三月
一二六年	同 一九〇〇年三月	同 四十年三月
一二七年	同 一九〇〇年三月	同 四十一年三月
一二八年	同 一九〇〇年三月	同 四十二年三月
一二九年	同 一九〇〇年三月	同 四十三年三月
一三〇年	同 一九〇〇年三月	同 四十四年三月

白象王國

山口 武著

第一章 位置及面積

亞細亞の南方四隅盡く白哲人種の殖民地或は其保護國と化したる間に介在して毅然として白象の旗章を翻し獨立の名譽を保持しつゝある暹羅王國は其位置たる北緯六度より二〇度に涉り東徑九七度より一〇七度に及び約一九八、九〇〇平方哩の領土を有せり王國南北の距離は一〇二〇哩に達し東西は其幅廣きところに於て四八〇哩あり海岸線は延長僅に一、三〇〇哩を有するに過ぎず外國人は此國を呼ぶに「シヤム」[Siam]の名を以てするも國人自らは「ムアングタイ」[Mueang Thai]と稱すムアングは暹語國にして「タイ」は自由を現す蓋し自由極樂の邦土と云ふ意味なり泰西旅行家は又名付るに白象國若くは黄衣國を以てす即ち一は其の國旗に基き他は佛教僧侶の一樣に黄色法衣を着するを形容したるものならん

此國北は佛領老撾及英領緬甸に境し南は洋々たる暹羅灣を控ゆ西は下緬甸及ベ
ンガル灣に臨み馬來半島へ蜿蜒長蛇の如く其端を馬來聯邦諸州と相隣す而して東
方は東甫塞并に佛領老撾に接し湄江河之が境界を劃す地形上之を上暹羅及下暹羅
の二ツに分つ上暹羅は北緯一六度より二〇度に渉るの山嶽丘陵を總稱し「メーヨム」
Meyom「メーワング」Mewang「メーピン」Mepingの三河平行流下し湄南河の源泉を爲す一
體に森林多くして又田畑の大なるものを見ず下暹羅は國の脊髓たるべき湄南河の
流域地に加ふるに東に「バングバコン」河 Bangpakong西に「メークロング」河 Meklongを控え
たる沖積の平原にして所謂天涯望々沃野千里等の形容を現實し國內生産力の中心
點たるの觀あり而て餘波遠く南河馬來半島に及べり

第二章 王室

南北兩暹羅及其附庸國たる「ラオスチャン」「ラオスカウ」馬來人「カリオン」人に君臨せ
らるゝ皇帝「ソムデット」「ブラバラメンドル」「マハー」「ワチラーウット」「ブラ、モンクット」
クラオ陛下 H. M. Somdech phra paramendri Maha Vajiravudh phra Mongkut kiao. は西曆一八八

一年一月一日盤谷王宮に於て御降誕在らせらる。御父は先帝「チュラロング」陛下
下又御母は現皇太后「ソワバーボングシ」陛下なりとす。今茲に謹んで陛下の御履
歴を概記せんに陛下は御登極前御通稱を「アユチャ」親王殿下と稱ひ奉り御幼少の頃
より暹國及英國の師傅より文武の教育を捧げ奉りしが一八九三年御齡十三を以て
遠く英國に御留學被遊たり然るに間もなく御令兄にして當時皇嗣子なりし「マハー
ワヂラレンス」親王殿下「一八八五年一月に薨去せられしを以て殿下は同月十六日皇太
子に進ませられ次で三月八日在倫敦暹羅公使館に於て冊立式を舉行せられたり一
八九八年中「サンドハスト」の陸軍兵學校に御入學あり翌一八九九年には一ヶ月間「デ
ボン」陸軍砲兵實習學校の山砲兵中隊に隊附勤務を遊ばされ一九〇〇年に「オックス
フォード」大學に御轉學あり「クライストチャーチ」に於て史學の御專攻ありしが一九
〇二年には「波蘭土即位戰爭」The war of the Polish Successionなる一論文を刊行せられたり
「オックスフォード」御退學の後暫く英國歩兵聯隊に中尉の役を採られたりしが殿下
は英國御滞在中各種の國際儀禮に暹國皇室を代表して御參列遊ばされたりしこと
多々ありし其主なるもの一二を茲に掲れば一八九七年の「ビクトリア」女皇の在位五

十年祭一九〇一年同女皇の大葬式一九〇二年五月アルフォンソ第十三世の即位式同六月エドワード七世の戴冠式等とす一九〇二年御歸國のこととなり途亞米利加を経て暫時日本國へも御立寄りあり一九〇三年一月三十日恙無く御歸還ありたり其後は専ら内外政務の御見學に御多忙なりしが一九一〇年十月先帝崩御と共に同廿三日御即位遊ばされたるなり前述の如く陛下は御幼少の頃より多年英國に御留學遊ばされしを以て自然と莊重なる英國貴族の風姿を備ひられ英語學の御精通は中外均しく敬服するところにして又文學に深き御趣味を有せられ新體演劇脚本の御著述もあり其他ボク射的の技にも亦秀でさせらると云ふ

陛下は多くの御兄弟を有せられ其主なる方々としては陸軍參謀長ピサノローン殿下 H. R. H. Pisanuloko 海軍大臣 ナロンソン殿下 H. R. H. Nakou Savad 陸軍大臣 ナロンチャイシー殿下 H. R. H. Nakou Chaisi 大藏大臣 チャンタプリー殿下 H. R. H. Chantapuri 前司法大臣 ラーチャプリー殿下 H. R. H. Rajaburi あり悉く嘗て歐羅巴に多年御留學遊ばされたる方なりと聞く又先帝の御兄弟にして現陛下の皇叔としては内務大臣 タムロング殿下 H. R. H. Damrong 外務大臣 デツアオングセー殿下 H. R. H. Devawongse 陸軍

元帥バンラングセー殿下 H. R. H. Banrangsi 等在らせられ英邁なる新陛下を御輔佐せられつゝあるを見る斯くて暹王室御一門は暹國家の隆盛と相俟て榮えつゝあり

第三章 人口

暹國人口の詳細に就ては信據すべき材料乏しく舊記を按ずるに「パレギー」Pallegoin (佛國宣教師西曆一七〇〇年代來暹アユチャに住せり)は當時の人口を分つて暹羅人一、九〇〇〇〇人支那人一、五〇〇〇〇〇人老樵人一、〇〇〇〇〇人馬來人一、〇〇〇〇〇人東甫塞人五〇〇〇〇〇人ベギユ人五〇〇〇〇〇人其他五〇〇〇〇〇人計六、〇〇〇〇〇〇人と記せしを見るのみ一九〇五年内務省は國內十二州中の人口調査を試みたりしが之れ暹國に於ける戸口調査事業の嚆矢と云ふべく其結果は男子一、六二四、四六二人女子一、六八三、五七〇人計三、三〇八、〇三二人にして内譯は左の如し

- ナコンシータマラート州 Nakon Sitanaraj 六四五、五四五人
- アユチャ州 Krung Kao 四八四、二三六人
- ナコンラーチャシーマー州 Nokou Rajsirima 四〇二、〇六八人

ラートブリー州 Rajburi	三四四〇二人
パーチンブリー州 Pichin	二八二〇五三人
ナコンチャイシー州 Nakhon Chaisi	二四六七三四人
ナコンソワン州 Nakhon Sawan	二二八四九七人
ピサノローク州 Pisanuloke	一九六七三九人
プケット州 Phuket	一七八五九九人
チョンブーン州 Chumpon	一二九九〇一人
チャンタブリー州 Chantaburi	九四九七七人
ペツチャブーン州 Petchaboon	七四二八一人
又遠隔の地にして交通機關の不便よりして同年人口調査の施行せられざりし三州の人口を概算せしもの左の如し	
イサン州 Isan	九一、五七五〇人
ウドン州 Udon	五七六、九四七人
パヤップ州 Payab	四八五、五六三人

今之を人種別にするときは約左の如しと云ふ

暹羅人	二、六七七、九八七人
馬來人	二、八九四、二三三人
支那人	一、九五、四九八人
東甯塞人	七八、七〇四人
「モーン」人	二九、一五六人
「カリン」人	一九、二五七人
安南人	四、七五七人
マホメット教東甯塞人	一、六〇一人
シヤン人	九、九四人
緬甸人	六〇七人
印度人	五、一八人
瓜哇人	三、七一人
歐米人	一、七八人

支那人
其他

四五人
八、九三六人

人種別表に現れたる支那人數の斯の如く少なるは了解に苦しむものにして彼等の或る者は數代前より暹國に移住し來り暹國女子を娶ひ子孫相續すと雖も而も尙本國の風俗習慣を守り判然支那人と認め得べきもの頗る多くして國內商業上の實權は殆んど彼等の占有に歸することは内地を旅行せし者の何人も首肯するところなり

盤谷州に於いて一九〇九年中精密なる人口調査を行ひ其結果として發表せられたる數字は左の如し

	男	女	計
盤谷市内	三七九、一一八人	二四九、五五七人	六二八、六七五人
同 市 外	一〇八、八六三人	一二九、九一三人	二三八、七七六人
計	四八七、九八一	三七九、四七〇人	八六七、四五一人

之を人種別により區別すること左の如し

暹羅人	六三九、九二〇人
支那人	一九七、九一八人
印度人及馬來人	二〇、七六一人
歐米人	一、六〇四人
其他	七、二四五人

故に暹羅全國の人口を推定するに概して左の如くなるを得べし

盤谷州	八六七、四五一人
人口調査をなしたる十二州	三、三〇八、〇三二人
概算調査をなしたる三州	一、九七八、二六〇人
總計	六、一五三、七四二人

又在盤谷各國領事館の調査による一九〇九年中の在暹各國人數は左の如しと云ふ

英國籍人(印度人等を含む)	五、二一七人
佛國籍人(安南人、東甫塞人等を含む)	一六、二八三人

白象王國

獨乙人	二二二人
亞米利加人	一四四人
和蘭國籍人(瓜哇人等を含む)	一九二〇人
伊太利人	六五人
葡萄牙人	三七〇人
丁抹人	八六人
露西亞人	二六人
埃甸人	三五人
白耳義人	一三人
瑞典人	六人
那威人	九人
瑞西人	二九人

盤谷市 最後に一九一〇年末に於ける在留日本人數と其の職業別を示さん

職業別	戸數	男	女	計
官 吏	二	六	一	七
遍 政 府 雇	四	六	三	九
三井物産出張所	一	二	〇	二
雜 貨 商	六	二四	一〇	三四
寫 真 業	二	七	三	一〇
遊技場營業	二	一三	九	二二
農 業	二	三	一	四
理 髮 業	二	五	二	七
洗 濯 業	二	九	一	一〇
醫 師	二	三	〇	三
齒 科 醫	一	二	〇	二
寫真原料販賣	一	一	〇	一
第三章 人口				二二

仲買業	留學生	語學研究	賣藥業	賣藥行商	寫真行商	大工職	鍛冶職	僧侶	洋酒小賣	洋妾	雜業	臺灣人	「シーラチャ」地方
一	〇	〇	一	〇	〇	一	〇	〇	四	一	二	九	
二	一	二	三	一	〇	一	一	一	〇	〇	九	一四	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二〇	二	三	〇	
二	一	三	三	一	〇	一	一	一	二〇	二	二	一四	

醫師

「コーラット」地方

暹政府雇

雜業

「アユチャ」地方

雜貨商

合計

二

二

二

四

五一

一三二

六七

一九九

備考 家族又は使用人等にして同一戸内に居住する者は總て本業者の人口數に加算す

第四章 氣候

北熱帯圏内に位する暹國の氣候は一ケ年を分ちて雨期及び乾期の二ツとなす而して例年多少の遲速あるも乾期は十一月より始まりて翌年の四月に終る此期間は連日の晴天にして殆ど一滴の雨あるを見ず東北「ムーンスーン」の涼風は十一月の頃

より暹羅灣を覆ひて十二月、一月に及び涼風徐に吹き來り、漫ろ内地の天高く氣清き秋の候を想はしめ朝夕は温度低下し時としては華氏六十二、三度に下ることあり然るに二月末より三月に至つては漸次暑熱を増し就中四月は一ケ年中の極暑として苦熱を歎ずることなきにあらず進んで五月に入れば西南の「ムーンズ」來ると共に茲に雨期に入り爾後十月迄は殆ど毎日一時間乃至二三時間の降雨あり熱帯地の常として雨の將に來らんとするや強風一掃沛然たる劇雨は轟々たる雷鳴と相和し思はず心氣の爽快を感せしむ

暹羅全土に涉り信據するに足るべき氣温に關する統計數字を得る能はざるは遺憾とするところなれども茲に暹國衛生局技師の調査に係る盤谷府最近二ケ年間の温度及雨量表を掲げ以て一般を窺ふこととせん

一、一九〇八年盤谷氣象表(寒暖計は華氏に據る)

	平均温度	平均高温度	平均低温度	最高温度	最低温度	降雨日數	雨量
一月	七八・六	九三・六	六五・七	九八・	六〇・	一	二・五
二月	八一・三	九一・三	七一・	一〇二・	六一・	三	九・〇

三月	八四・	九五・八	七一・八	一〇一・	六二・	一	六・〇
四月	八七・八	九六・	七七・	一〇一・	七四・	九	二・七〇
五月	八五・三	九四・三	七六・一九	九九・	七四・	二二	九・四七
六月	八四・四	九三・三	七五・三	九八・	七二・	二〇	七・三二
七月	八四・三	九三・七	七五・	一〇一・	七一・	一八	八・六六
八月	八三・四	八九・九	七五・三	九七・	七四・	二二	一〇・三四
九月	八三・二八	九一・一	七六・一	九六・	七一・	二八	一六・六〇
十月	八二・六	九一・六	七五・六	九六・	七四・	二八	一一・二〇
十一月	七八・	八六・二	七〇・六	九五・	六四・	一〇	四・一六
十二月	七八・二三	八八・三	六九・三	九三・	六一・	四	三・三三
一ケ年平均温度		八二・六					
同 總雨量			七一・三六				

二、一九〇九年盤谷氣象表

平均温度 平均高温度 平均低温度 最高温度 最低温度 降雨日數 雨量

一月	七八・三八	九三・	六八・	九七・	六一・	二	〇・一六
二月	七九・四	九四・六	六九・七	九八・	六六・	二	〇・三六
三月	八四・四八	九五・九	七四・四	九九・	六八・	三	〇・二一
四月	八六・二〇	九七・三	七五・六	一〇・	七三・	六	一・四七
五月	八五・二	九四・五	七六・三	一〇・	七四・	一三	五・三五
六月	八五・〇三	九四・一	七五・四三	九八・	七〇・	二〇	四・四二
七月	八三・五九	九二・	七五・五	九七・	七二・	二二	七・五六
八月	八四・一	九三・二	七五・三	九六・	七四・	二六	一・二一六
九月	八三・一	九一・七	七四・三	九七・	七二・	一七	一・三九九
十月	八三・	九二・九	七五・二	九八・	七三・	一九	六・九九
十一月	七八・八四	八七・二六	七〇・四六	九二・	六二・	一一	八・二四
十二月	七六・一	八七・九	六四・六	九六・	六〇・	〇	〇・
一ケ年平均温度			八二・二八				
同、 総雨量			六一・二八				

第五章 歴史

上古印度支那の人文に關する舊記は現存するもの極て少なく其の稀に見ゆるもの、多くは稗史野乘の類にして史學上の考證とするに足る價値を有するものなきは東西史家の大に遺憾とするところなるを聞きしが暹羅國歴史も亦其の一にして今日判然と時代の真相を推知し得るものは西曆一三五〇年アユチャ王朝建設以後よりとせざるべからず此の見地よりして「アユチャ」王朝(西曆一三五〇—一七六七年)を中古史となし其の以前を上古史に又以降今日に至る盤谷王朝を稱しつゝ、暹國歴史の近世史となすは蓋し適當なる區分法と稱して可なり

近時研究を重ねられたる人種學上の推定によれば上古亞細亞の此方面に住せし土着原種人は二種族にして一は現今尙馬來半島の山奥深きところに生存なしつゝ、ある「メラネシアン」(Melanesian)又は「ネグリオ」人種にして他は「サルビン」及「メコン」河沿岸に残存しつゝ、ある「インドネシアン」(Indonesian)人種とす然るに紀元前九世紀若くは八世紀の頃より南部支那に住せし人種の一體は陸路南進を初めたりしが其の印度支那

方面へ來りたる種族は「モンカメル種 Mon Khmer 又は Mon Annam」に屬し彼等の勢力は割合に強固にして數世紀間印度支那方面に散布し其の一部は南下遠く馬來の半島に溢れ土着原種人を山中に追逐するに至れり西曆一世紀の頃に於ては湄南河の流域地を指すに Cyama 若くは Cyama rata なる「バリー」又は「サンスクリット」語の存在を見る此語は頓て Siem 又は Siam となり遂に現時の Siam に轉訛したるや疑を容れず想ふに該時代に於ける暹羅人は多くは南方支那より移住し來りたる「モンカメル」人種及是と原種人種たる「ネグツシアン」「インドネシアン」人の混血人種にして國內は數多の小部落に分たれ各自争鬪之れ事となし居たりしが如し然るに六世紀に至り印度文明の勢力を繼受したる所謂東甯塞帝國の交趾支那に建設せらるゝと共に形勢一變前記數多の小部落は悉く之が附庸となり數世紀を過すに至れり

茲に又一體の人種中部支那即ち現時の湖南省地方より起り南進「モンカメル」人種の跡を追ひ紀元前四三世紀の頃は已に雲南に來り引續き暹羅並に緬甸の北部に侵入し根據を定むるに至れり之は其の名稱を「ラオ Lao 又は Aliao」と呼びたりしが後世附近の諸部落と連戰連勝なすに及び自ら冠するに「タイ Thai 又は Thaï」を以てした

りしが彼等は時の移ると共に北部暹羅に一帝國を設け其領土は漸次擴張して「ベギニ」地方へも達せり印度支那考古學者として有名なる伊太利人「グリユ」大佐 Colonel Gerini は「タイ」種族の言語の殆ど全部は其の語原を楊子江南岸に住する支那人種の國語と同ふするのみならず今日貴州、雲南、廣西の一部に於て現に「タイ」語を談するものあるを見ると云へり降つて紀元六世紀の頃より「タイ」種族中西方に棲息せし一體の土人は湄南の上流域地へ侵入し茲に「ランブーン」帝國 Lamphun を建て初めて土着人にして數世紀間暹羅の主力を握り來りし「ソワンカローク」「ソコタイ」國 Sawank-alok Sokotai と近接するに至り此の兩國及其附近に於ける「ベギニ」「サルビン」河流域地方諸邦と争鬪を開始せり又一方其の東方に擴りたるものは南下「ロアング」「プラバング」「E angPhra-bang」に向ひ延長し遂に安南海岸に出でたり

「ランブーン」帝國は國勢の發達徐々たりしも堅實にして十一世紀の初めには東甯塞帝國の附庸たる「ソコタイ」「ロツプブリー」の掠奪に成功し續ひて一二五七年英傑「ラング」Rung の出るに及び國力充實し茲に初めて東甯塞帝國の羈絆より離れ「ソコタイ」に首府を有する「ソコタイ」大帝國の現出を見たり最近暹國北部一地點より

り發見せられたる石碑に徴するに一三〇〇年代に於ける「タイ」種族の建設したる「ソコータイ」王國の領土は其範圍北は「チェングマイ」Chienmaiに達し東は湄江河、ロアン、ブラバングに及び南は暹羅灣より馬來半島全部を含有し西は遠く「サルビン」河に及びしを示せり是の戰勝帝國が自然的必要に迫られたる一事は「東甬塞語」より離れたる特種字母の創設なるは言を俟たざるところにして之が希望は印度の文明に浴し當時通商上の關係より馬來半島六昆方面に滞在しつゝありし婆羅門宗派の者より充されたり文字は其後多少の變化を経て現時の暹羅語となれり同時に國內に於ては美術工藝益々盛大となり隣邦との通商貿易は海陸兩道より交通せられ國內舉て大平を謳歌しつゝありき

「ソコータイ」帝國は其國勢斯くの如く驟々乎として威を四隣に振ひしにも拘はらず存在は比較的短期のものなり蓋し「タイ」種族の一部にして南下遙に湄南河の三角州附近に住せしものは十四世紀の半頃より力を得自ら「ソコータイ」帝國の管轄たるを甘んぜず一三五〇年には湄南河口を遡る約八十哩北にして而も湄南平原の中央に位し形勢の勝を占めたる「アユチャ」Ayutthiaに居を構ふるに至れり其主長にして

他日「アユチャ」王朝の建國者たる「ピャウトーング」Phya D-Uongは「ソコータイ」帝國より數度派遣せられたる遠征軍を撃破し遂に「アユチャ」を首府としたる獨立領土の主となり令を四隣に施したり然れども創設古き「ソコータイ」帝國は一朝一夕にして其覇を捨つるものにあらず爾來此の兩國間は干戈を交ふること不絶「アユチャ」帝國が中部暹羅に於て完全なる獨立を握るに至りしは「ウトーング」帝の次代十五世紀に入りし後のことゝす以上を暹羅上古史の梗概とす

M 一三五一年「ピャウトーング」即位して「ソムデット」プラマハーチボチ「Sondetch Pra Rahmah Thaudee」一世の帝號を唱へしより「ブラチャヲチイナングスリヤマリントラ」Pra Chou Tinang Suriya Marintara帝の世一七六七年緬甸軍の爲め「アユチャ」落城に至る迄の間年を數ふる四百餘年王系を改むる三國王の位に即きたるもの三十四を有する所謂「アユチャ」王朝は暹帝國の中興史を形作り今や人文漸く發達すると共に隣邦諸國との關係は一層親密を加え遠くは海を隔て、厦門、廣東諸港間とも通商をなし尙進んで泰西諸國と交を結ぶに至る然れども亦西南「ベギユ」に於ける緬甸軍及東方東甬塞軍との間には殆んど止むなき争闘あり殊に一五六八年に於ける緬甸軍來襲の

如きは戦闘數年に涉り兩國共國力を消耗すること夥多しく國民は塗炭の苦みを續けたり英國人にして東洋學者なる「サトウ」氏 Sir Ernest M. Satow (嘗て暹國を始め日本支那にも英國公使として駐劄せしことありし人の研究に依れば一五六九年には「アユチャ」在留の日本人約五百人暹王國の緬甸攻撃軍に参加し勇壯絶倫の働きをなし大に日本人の武勇を示したりと云ふ斯くて十五世紀の終りに於ける暹羅の領土は印度支那半島の中央及南部を包有し北は「チェングマイ」より南は「マラッカ」海峽に至る大帝國を有したりしが此の時葡萄牙人は已に「マラッカ」に侵入を試み暹國人をして始めて歐羅巴人の東進を感せしむるに至れり然れども葡萄牙人の「マラッカ」侵入は暹國人には餘り重大視せられざりしものにして蓋し「マラッカ」の土地たる此の以前よりも在留支那人又は其他の譎詐奸策により屢々表裏相反し忠實なる暹領を以てする能はざりしものなりし一六二〇年には「葡萄牙人」アユチャに居住を構え通商をなし其後同國人の入り來る者多く股賑見るべきものありしが間もなく在留一部葡萄牙人の貪慾と和蘭人の嫉妬と相待て遂に暹國より葡萄牙人を放逐し代ふるに和蘭人勢力を振ふに至れり

「アユチャ」王朝史中著しく光輝を放ちし帝王は一六五七年即位せし「プラナライ王」Pra Narai なりとす帝は古代の専制君主に稀なる開化主義を抱き泰西の思想と文物を採用するに熱誠にして和蘭陀を始め英國人も一層通商上の便宜を與えられ一時排斥せられたる葡萄牙人も亦今や再び許されて之に参加す佛國の基督教宣教師は國內布教の自由を認められ長老「バール」Monsieur Pailh は來暹國人より大なる款待を受けたる後佛蘭西に歸り當路に暹國布教の有望なるを告げしが時の佛國は路易十四世の帝政時代にして内外事なく國力旺盛なる際なりしかば帝國主義を有する政治家の希望は茲に暹國をして基督教國たらしめんとする宗教家の夢想と相應じ佛帝路易十四世の親翰と數多の贈物とを携へたる使節を乘せたる使船「バウト」號は一六八〇年九月其帆影を湄南河口に現し懇切なる辭令は兩者間に交換せられ使節は満足を以て歸國せり間もなく暹帝は此か答禮として使節を派遣し授くるに同じく親書と數多の東洋珍物とを以てし佛國に向はしめたりしが不幸にして船は途中に摧破し行衛不明となれり

當時在留外人に「コンスタンチンパウルクン」Constantine Phaulkon なるものあり希臘

人にして曩に葡萄牙和蘭陀の商人と共に來暹し數年滞在して其の築城、建築、土木に關する豊富なる智識と事務を處するに銳教なる才幹を揮ひしより忽にして暹國上下の信用を博し遂に躍進して「チャヲ、ビヤ、ウイチャ、ジェン」[Chao Phraya Vichayen]の位を得國政を委ねられ權威比ひなきに至れり茲に於てか彼は佛國當路と内外相應じて暹國內に於ける佛國勢力の擴張を謀りたり一六八二年「パール」再び路易十四世の親翰を以て暹國を訪ふや「プラナライ」帝は其の歸國と同船し新に特派使節を佛蘭西に遣せしが基督教君主は之が答禮として三度び使節を送りたり使節は、一六八五年入暹官民の深厚なる款待を受け爾後佛國宣教師の國內布教に付きては可及的の便宜を附與せらるべき旨の覺書は同年十二月十日「ロツプブリー」王宮にて取り換はされたり然りと雖も佛國使節最終の目的とするところは暹國の君民を擧て悉く基督教徒たらしめんとするものにして然も此の一事たるや「プラナライ」帝の夢想だもせざりしところなりき佛國使節の言茲に及ぶや王は莊嚴なる語調を以て答えて曰く朕は二千餘年來我國民が深く且つ厚く信仰し來りたる宗教を輕々しく改むる如きは何等の理由を知るに苦むと此一言は以て佛國使節の目的をして全く水泡に歸せしめ

たり然れども「パウルコン」并に佛國宣教師等の一派は傳道の方針は漸を以て進むべしと爲し尙も暹國との親交を怠らざりしも其頃より暹國民の上下を通じて親佛主義に飽き佛國の態度を欣ばざるの傾向ありしが一六九〇年の革命となり國王及「パウルコン」は殺され在留佛國人は「ボンテゼリー」に退去するに至り路易十四世が遠大の雄圖も亦何等の効果を見る能はざりき其後國內は内亂外寇續出したりしが遂に一七六七年緬甸軍大擧して「アユチャ」を圍み同年四月七日之を陥るに至り「アユチャ」王朝は茲に終焉を告げたり

緬甸軍により城下の盟をされ國內は擧て紛糾たる時に際し天は茲に一英傑を下して其功を爲さしめたり英傑名を「ピヤタークシン」[Phya Tak Sin]と稱し元と地方の一守長にして父は支那人なりしと云ふ「アユチャ」の緬甸軍により包圍されつゝあるの時彼は事を以て其部下の兵を率ひて暹羅東方、東甫塞に接近せし一地點に出師しつゝありしが後ち其落城を聞くや電光石火「アユチャ」に歸り新進の兵を以て遠征に疲れたる緬甸軍を撃破し新に居を「アユチャ」の南「タンブリー」[現今の盤谷]に建て専ら國內の秩序恢復に全力を注ぎたり然るに不幸にも一七八一年此の英主は病を得て精

神錯亂となり國內は再び動亂の衝と化さんとせしも幸にして良臣ビヤチャックリ
I]Phya Chakriあり剛膽と熱心とを以て國勢を處理し「ビヤタークシン」の死と共に「主
權を繼承す此れ現王朝の創立者にして爾後「チャックリ」王朝と云ふ所以なり彼は
純然たる暹人種に屬し「ビヤタークシン」とは何等の血統的關係なし王居を湄南河の
西岸より東岸に移し一七八二年六月十三日戴冠し「サムデットブラボロマラーチャ
ブラブツタヨートフアー」Sondetch Pra Boroma Rajahali Pra Putta Yaut Fah と呼び「チャッ
クリ」王朝第一世の帝王となる一七九五年東埔寨と戦を交え「アンコール」Angkor「バ
タンボン」Batanbongの兩地を得たりしが彼は在位二十七ヶ年一八〇九年九月七
日を以て死去し其子位を繼ぎ「ブランツタロートラー」Pra Putta Lo-lah と稱し「チャッ
クリ」王朝第二世の君となる一八二一年暹軍は馬來半島「ケダ」州に遠征をなし懸軍
長驅忽ちにして「サルタン」軍を破り南下「ベラック」を服し進んで「セラシゴール」國とも
兵を交へんと爲せしも此時軍勢漸く振はざるを以て兵を戢めて「シンゴラ」より歸盤
せり然るに此の遠征は端なくも識者をして海峡殖民地に於ける英國勢力の上に杞
憂を抱かしむるの原因となり印度政府は暹國と外交關係を結ばんことを欲し一八

二二年三月「クローフアード」Crawfordを盤谷に使せしめたりしが何等の具體的協定を
見ることを得ざりき第二世在位十五ヶ年にして一八二四年七月位を其子に譲る稱
して「サムデットブラナーンクラオ」Sondetch Pra Nang Klowとし「チャックリ」王朝第
三世となす此君は明主の譽れ高く國民一般の尊敬を受け在位二十七ヶ年に涉りし
にも不拘外國人に對しては始終敬遠主義を取り政府は外國人に對し國人が土地の
賣却を爲すを禁じ又外人は其旅行の自由を與へられざりき蓋し帝をして斯の思想
を抱かしめたるは抑も東印度商會の印度糧食の覆轍を鑑み其或は暹國の之が糧に
習はんことを恐れ而て此が防禦策として極力外人を遠ざけんとするより來りしや
明なり然りと雖も東洋に於ける世界の氣勢は長く暹國をして湄南沿岸に於て桃源
の夢を結ばしめず印度政府は一八二六年六月「バーチイ」Captain Burneyにより暹國と
の間に「ケダ」州其他に關する協約を結びたり此の協約により印度政府は暹羅の「ケダ」
占領を承認し同時に暹國は「トリガノ」及「ケランタン」に於て商業上何等の妨害又は禁
止的事項を爲さざることを約したりしも未だ完全なる通商條約を締結するに至ら
ず米國は一八三三年に「ロバート」Edmund Robertsを遣し又英國は一八五〇年「サーゼー

ムスブルーク Sir James Brook を米國は同年更に「バレストラー」Ballester を派遣し各々條約の締結に勉むるところありしも時機未だ熟せずして使臣は空しく歸りしが堅忍不拔の精神を有する英國政府は遂に一八五五年時の香港大守として有名なる「サー」ジョンパウリング Sir John Bowring を派遣するに至れり學識と經驗に富める道の英國大政治家は以て暹國政府の信用を博するに足る彼は入暹の日より湄南河口を退く迄大なる尊敬と歡待とを以てせられ茲に光輝ある英暹修好及通商條約は彼我談笑の裡に一八五五年四月十八日調印せられ越て翌一八五六年四月五日批准交換を了し爾後在留英國民は治外法權を享有し彼等の利益權利は完全に保護せられたり翌年には佛蘭西亞米利加の二國續ひて丁抹、葡萄牙、和蘭、獨逸其他の諸國各々此の英暹條約を基としたる通商條約を結び暹國は遂に國際場裡に現出するに至れり其間外人に對し敬遠主義を有せし第三世は一八五一年四月死し其弟「チャヲファオングヤイ」位を繼ぎ「サムデット」プラバラメンマハモングクトット Sontech Pra Paramendr Maha mongkut として「チャツクラー」王朝第四世の帝となる此の帝は幼時久しく僧籍に在りしを以て佛學上の造詣深く且つ語學者として英語に堪能にして剩え星學の趣味深

かりしと云ふ平素進歩主義を持し即位後其の施設の見るべきもの少なからず歐人を雇用して施政の諮詢をなし各方面に改善を加え一八五七年八月には特派使節を英國に派して以て英暹國交の親密を表彰したり之れより先き一八四一年以後東甫塞帝國は純然たる暹羅の附庸國なりしが一八六三年には尙正式の條約を以て一層此の關係を明了にするに至りしか茲に奇とすべきは其の數ヶ月前東甫塞は佛國政府に對し東甫塞保護權承認の條約を爲したり其が結果一八六七年巴里に於て暹國は佛國に一八六三年締結の暹東條約は無効たるべき條約を結び之と共に東甫塞に於ける佛國の保護は確立されたり一八六八年「モングクトット」帝死し其子位を繼ぎ「ソムデット」プラバラミンドルマハチュラロングコルン Sontech Pra Paramendr Maha Chulalongkorn と稱し「チャツクラー」王朝第五世の帝として同年十一月十一日戴冠す時に年僅に十五才なりしが彼は其性に於て父「モングクトット」の衣鉢を受け加ふるに幼時より歐風の教育を施されしを以て其の思想は益々進歩的にして名は東洋の專制國に臨する獨裁君主なるも實は輿論に基き國政を料理せし好個の立憲政治家の俤ありき一八七一年春瓜哇を引續き同年冬英領印度を訪ふて先づ東洋の大勢を視察する

ところありしが一八八九年には奴隸廢止の詔勅を煥發せり抑も奴隸制度たるや暹羅開國以來の因襲なるが爲め歴代帝王も之に對し一大斷案を下すを敢てせざりしものにして第五世の英斷は暹國史上に特筆すべきものゝ一なりとす時に北部暹羅に一揆の發生ありしも幾何もなく平定せり然るに政治上の密雲は此頃よりして暹羅の天を覆ひつゝありしが遂に彼の暹佛事件を醸すに至れり蓋し此れより先き暹國は屢々佛國より湄江以東の土地割讓の要求を受けたり佛國政府は論じて曰く此等地方の土地たるや嘗て安南及東甫塞の所領にして兩國が既に佛蘭西保護の下に置かれたる以上該地方も亦宜ろしく佛領たらざるべからずと暹國は答ふるに湄江河流域地たるや王朝創設者が百年前安南東甫塞人種を追逐し爾後引續き領しつゝあるものなりとし各々自説を固持して下らざりしが佛國の印度支那方面遠征家并に殖民政治家は口を揃えて湄江流域を得るに非んば以て印度支那に統治し難しとなし輿論の惹起に勉めたりしが遂に一八八八年には公然と湄江河東岸割讓の要求となり暹國は北緯十三度と十九度との間に中立地帯を設け且つ境界の測量測定を以てせんことを提議せり然るに一八九二年の「コーラット」鐵道布設の舉は佛國政治

家を一層刺戟し嘗て印度支那總督たりし「ダラネサン」M. de Lanessan の如きは其著佛國殖民の膨脹に於て本鐵道工事の廢止を極論したり今や危機は刻一刻と迫りつゝあり暹國は安南軍の押領を稱え其領土保全の爲め不得已武力を使用するに至れりとし佛國は暹羅軍が安南領土へ侵入し或時老撾の首府「コエ」Hue を去る三十哩迄接近せしを告ぐ事茲に至つては最早平和の望は極て少なしとせざるべからず一八九三年三月一日佛國は權利行使に付き必要行動を採るを宣告し安南軍は四月初旬湄江河に沿ひたる「コーング」Khon「サタングトレング」Sungtreng の二地を占領し六月三日には「カームモウン」Khim Muon を引續き「ロマングンラ」Romang「ラング」Lung Prabang 一体の下老撾地方を收め暹軍は遂に湄江河の西岸に退く此時暹羅國は本件を仲裁々判に附せんことを提議せしも佛國の容るゝところとならず六月初旬「キエングチエク」Kien Chak に於ける佛國官吏暹羅人の爲めに殺さる佛國は之れ暹羅の守備隊長「ブラヨート」の所爲なりとし糾問するところありしに暹國政府は若し此の事實にして證明せらるゝに於ては政府は必要の報酬手段を採るに吝ならざる旨を答へしも今や佛國當局者は商議以外何物かを得んとす支那海に游航せる佛國東洋艦隊は西貢に召

集されたる後ち暹羅灣内東海岸に沿ふ諸島の占領をなしたり此報一と度び盤谷に達するや市内は戦々兢々の裡に包まれ七月初旬湄南海口閉鎖は實施せられ僅に商船の通路を剩すのみ斯かる間に在暹佛國公使は暹羅外相と幾多の談判折衝を重ねたるも成案を得る能はず時に盤谷に一隻の佛蘭西砲艦淀泊しつゝありしが暹國は現下の情況を憂慮し現數以上の佛國艦船の入港を禁せしも佛國は條約上の權利を循として「バクナム」(湄南河口)迄の自由來訪の主張をなしつゝありしが七月十三日夜二隻の佛蘭西砲艦は暹羅砲臺と砲火を交へし後突如盤谷に入り來れり其際佛國は水兵二名を失ひ三名を傷け又暹羅は八名の死者と四十一名の負傷者を出したり

七月廿日佛國は最後通牒を送りて今回の事件に付き三百萬法の賠償と共に湄江東岸に於ける安南國及東甫塞國の權利の承認并に佛國人に危害を加えたる暹羅人の求刑を以てす然るに暹羅政府は答へて湄江上の安南國及東甫塞國の權利云々に關し政府は古來より何等の確認の存するを知らずとし且つ事件を仲裁々判に附せんことを再言す茲に於てか佛國公使「ペービー」Parisは三隻の砲艦と共に七月廿五日盤谷を引揚げ江外「コーシチャン」島に退き暹佛國交は乃ち斷絶せり翌日盤谷港の封

鎖は佛國艦隊により宣言せられ續ひて同月廿九日には「コムサイ」島より「チャンタブン」に至る東海岸の封鎖を實行せり此の實力封鎖に對しては暹羅は如何ともするを得ず遺憾ながら最後最牒の無條件承認をなし佛國は湄江河東岸より暹羅の全部引揚を了する迄「チャンタブン」を占領し且つ爾後暹羅は湄江西側二十五「ギロメートル」以内及「バタンボン」[Batnbon]「シヤムラーン」[Siampur]地方には武装を施さざるべきを約して八月二日封鎖は撤退され「ペービー」は八日盤谷に歸り續ひて「ダビラー」[M. de Vliers]全權公使として十六日着盤平和條約の締結を爲し其調印を了したるは同年十月十三日なりき之を有名なる暹佛事件の顛末とす、

暹佛事件及其結果として暹國に於ける佛國勢力の伸張は國の北部及西南部に隣して領土を有する英國政府をして自から鋭敏なる感覺を與ふるところありしが其結果は一八九六年一月十五日調印の英佛協商を生じたり之に續いて一九〇四年四月八日倫敦にて調印せられたる英佛宣言と共に暹國に於ける英佛兩國の政治上の地位を確立すると共に湄南河流域に於ける暹國の獨立を保證したるものにして暹國は爾後依て以て安んじて平和の施設に全力を注ぐことを得たり一八九七年三月二

十五日第五世は歐洲旅行を試み親しく各國帝王主權者を訪ひて優遇を受け多くの新智識を齎らしつゝ満足の裡に同年歸盤せり其後各方面に於ける改革は着々として進行し國內を分ちて郡縣の制を布き國防は洋式に則りたる陸海軍を設け財政の整理を斷行して宮中府中の別を明にせしを始めとし其他司法、教育、警察、土木、交通、産業の方面にも全力を盡して之れが改善を企圖したり而して最も賞讃に價するは此等大事業の遂行に際しては多くの歐米人を備用して之れが指導の任に當らしめ只管國力の發展を期したるにあり努力は空しからず其後暹國の進歩發達に信を措きたる佛國は一、九〇七年三月を以て又英國は一、九〇九年三月を以て等しく嘗て享有せし暹國に於ける治外法權の撤回を爲すに至れり論者或は暹國が此の法權の回復を得んが爲めに多大の代償を拂ひしを難するものあるも(土地の割讓を意味す)其れ等割讓地は湄南河流域を去る遠く從來とても中央政府の政令普からざりし邊僻の土地たることを知らば決して其犠牲の過分に非りしを知るに足らん第五世は在位四十有二年の長きに渡り殆んど現代暹羅の完成を終えたる觀ありしが一、九一〇年九月病魔の侵するところとなり年五十八歳を以て崩御し其子マハワチラウツト同

年十一月十一を日以て位に即きサムデットブラブラメンドルマハワチラウツトブラモンククッククラオ「Sondech Pra Paramendr Mahu Vajiravudh Par Mongkut Klao」と稱し「チャックラー」王朝第六世の帝王となる是れ即ち現代の暹羅國皇帝なりとす

第六章 政治

暹國には成文の憲法なし政体は絶對なる君主專制にして理論上國王は暹國民に對し生殺與奪の權能を有し國土は擧て國王の所有物と解せらる然れども事實は此に反し何人も未だ嘗て審問なくして處刑せられしことなく宮中府中の別も適當に區劃せられて官有財産と王室私有財産との間には嚴重なる境界設けられ流通轉用せられし如き前例を聞かず

中央に於ける行政官廳としては外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農務、工部、鐵甸の九省あり國王は各省に大臣を命じて輔弼の任に當らしめ各大臣は其會議に於て平等の權限を與えらる大臣は所管事務に付責任を有し次官以下を率ひて政務の執行を司るの外必要に應じ地方總督を指揮し又省令を發することを許さる別に樞密院

あり國王の近親并に國家に勳功ありたる者にして勅選せられたる者を以て組織せられ現今其數三十九名あり重要な國務を始め法律は其の公布前先づ本院に諮詢せられ然る後裁可を仰ぐものとす

首府盤谷及其附近を包有する一州の幾甸省に直隸するの外全國を分つて十六の行政區劃となし内務省の管轄とす各州に總督 High Commissioner あり内務大臣の監督に屬し地方行政上の責任を帯ぶ州は必要に應じ數箇の縣に縣は又幾多の郡村に分たれ秩序整然たるものあり而して毎年一回盤谷に總督會議を開催し諸般の政務打合せを爲す

州 Monton 及縣 Muang の現在配置は左表の如し

地方行政區劃表

幾甸省		Monton (洲)	Muang (縣)
Monton (洲)	Muang (縣)		6. Pro 7. Nan
M. Krung Thep (or Bangkok)	1. Tanyaburi 2. Nakon Kuan Kan 3. Nontaburi 4. Pratoomtani 5. Minburi 6. Samut Prakar	M. Nakon Rajasima (or Korat) M. Isarn	1. Korat 2. Burirum 3. Chaiyapoom 1. Ubon 2. Yasoton 3. Roiyet 4. Maha Sarakam 5. Kmalasai 6. Kukan 7. Surin
内務省			
Monton (洲)	Muang (縣)		
M. Krung Kao (or Ayuthia)	1. Krung Kao 2. Ropburi 3. Saraburi 4. Sing 5. Angtong	M. Udon	1. Udon 2. Nakon panom 3. Kon Ken 4. Sakol Nakon 5. Leai
M. Nakon-Chaisi	1. Nakon-Chaisi 2. Supan 3. Samut Sakon	M. Pachim	1. Pachim 2. Chachangthao 3. Caolburi 4. Nakon Nayok 5. Krabin
M. Ratburi	1. Ratburi 2. Kanburi 3. Petchaburi 4. Pranburi 5. Samut Songkram	M. Chantaburi	1. Chantaburi 2. Rayong 3. Kratt
M. Nakon-Sawan	1. Nakon-sawan 2. Kampong pet 3. Tak 4. Chainat 5. Utaitai	M. Chumpon	1. Chumpon 2. Lang swen 3. Chaiya
M. Pitsanulok	1. Pitsanulok 2. Pichai 3. Pichit 4. Sukotai 5. Swankalok	M. Nakon Sritamaraj	1. Nakon Sritamaraj 2. Singora 3. Pataloong
M. Petchaboon	1. Petchaboon 2. Lomsak	M. Patani	1. Tani 2. Nongchik 3. Yaring 4. Yala 5. Banguara 6. Saiburi
M. Payab	1. Chiangmai 2. Chiengrai 3. Moh hong Son 4. Lampon 5. Lampang	M. Puket	1. Puket 2. Krabi 3. Trang 4. Tekuapr 5. Panga 6. Renang 7. Satool

第七章 軍備

一、陸軍

暹國陸軍は其組織に於て又實質に於て近時長足の進歩をなしたるものと云はざるを得ず舊記に據れば此國も往古は廣き意味に於ける全國皆兵の制にして一朝事あるの際は男子は直に鋤を劔に代へて戰場に赴きし由なるも時世の變遷と共に中世より世襲武士たる一階級を見たり下つて十九世紀の後半期に至り泰西文物の輸入採用せらるゝや陸軍も亦其の一として獨逸式に準り着々改良を施すところありしが遂に西曆一九〇五年に徵兵令の發布を見るに至つて軍備の基礎茲に初めて確立したり同令に據れば十八才より四十才迄の男子は凡て兵役に服するの義務を有し二ヶ年の現役五ヶ年の豫備及び十ヶ年の後備を設け豫備は毎年二ヶ月後備は同じく十五日以内の召集あり又別に補充兵の制を立つ兵役に就くものは其期間及び其後終生を通じて人頭稅財政欄參照を免せらるゝの特點を附與せらる僧侶官吏多額納稅者其他に對し免除若くは猶豫の恩典を與ふることの寛に失しつあるは稍不

審議の觀あるも大體に於て本徵兵令は暹國の現狀に適合したるものとの評なり其施行年月尙淺く未だ國の全部を通じて實施を見るに至らざるも今日迄の經過は極めて良好なる成績を擧げつゝありと云ふ

盤谷に於ける陸軍省は陸軍軍政を司り分ちて軍務參謀經理法務醫務各種兵監部建築徵募兵器裝具の局課あり現時の陸軍大臣は陸軍大將にして現皇帝陛下の兄殿下に當る幼より歐洲に留學し多年の間軍事見學をなし歸來全力を盡して暹羅陸軍の發達を謀りつゝあり
目下陸軍常備團隊配置は左表の如し

陸軍管備團體配置表

師團	師團司令部所在地	兵 步		騎 隊 所 在 地		兵 騎		所 在 地 隊		兵 工		所 在 地 隊		兵 重 砲		所 在 地 隊	
		第 一	第 二	第 一	第 二	第 一	第 二	第 一	第 二	第 一	第 二	第 一	第 二	第 一	第 二	第 一	第 二
第一	Bangkok	第一	第七	Bangkok	Bangkok	第一	第七	Bangkok	Bangkok	第一	第七	Bangkok	Bangkok	第一	第七	Bangkok	Bangkok
第二	Nakon-Chaisi	第二	第三	Bangkok	Nakonchaisi	第二	第三	Bangkok	Bangkok	第二	第三	Bangkok	Bangkok	第二	第三	Bangkok	Bangkok
第三	Ayuthia	第三	第七	Bangkok	Ayuthia	第三	第七	Bangkok	Saraburi	第三	第七	Bangkok	Saraburi	第三	第七	Bangkok	Saraburi
第四	Ratburi	第四	第七	Ratburi	Petchaburi	第四	第七	Kanburi	Ratburi	第四	第七	Ratburi	Ratburi	第四	第七	Ratburi	Ratburi
第五	Korat	第五	第七	Korat	Korat	第五	第七	Korat	Korat	第五	第七	Korat	Korat	第五	第七	Korat	Korat
第六	Nakon-Sawan	第六	第七	Nakon-Sawan	Chainat	第六	第七	Tak	Nakon-Sawan	第六	第七	Nakon-Sawan	Nakon-Sawan	第六	第七	Nakon-Sawan	Nakon-Sawan
第七	Pitsanulok	第七	第七	Pitsanulok	Pitsanulok	第七	第七	Utaradit	Pitsanulok	第七	第七	Pitsanulok	Pitsanulok	第七	第七	Pitsanulok	Pitsanulok
第八	Chiengmai	第八	第六	Chiengmai	Nan	第八	第六	Chiengmai	Chiengmai	第八	第六	Chiengmai	Chiengmai	第八	第六	Chiengmai	Chiengmai
第九	Pachim	第九	第九	Petriew	Pachim	第九	第九	Nakon-Nayok	Petriew	第九	第九	Petriew	Petriew	第九	第九	Petriew	Petriew
第十	Bangkok	第十	第十	Isan	Udon	第十	第十	Udon	Udon	第十	第十	Udon	Udon	第十	第十	Udon	Udon

備考 陸軍管備団の配置

一箇師團の編成は歩兵二箇聯隊、騎兵又は獵兵一箇聯隊、砲兵一箇聯隊、工兵、輜重兵及衛生隊各一箇中隊を以て組織せらるる平時に於ける歩兵一箇聯隊は四箇中隊より成る一大隊を以てし一箇中隊は將校下士を除き兵百人とす但し戰時にありては一聯隊は三箇大隊となり一大隊は四箇中隊に一箇中隊は兵二百五十人よりなる騎兵一箇聯隊に於ては二大隊を以て組織し一大隊は百二十の馬匹を有す而して戰時に於ても同數の馬匹を維持しつゝ一箇大隊を増加し且つ徒歩の兵員を二百五十に増加す砲兵の一箇大隊は平時に在りては四箇の大砲を有する二大隊となし戰時は之を三大隊に増加す

目下の現役兵員は將校一、二〇〇人下士卒二五、〇〇〇人を有す歩兵の携帶する小銃は百二十一年式(西曆一九〇二年に相當す)と稱し口径五[ミリメートル]の連發銃にして最新のものとして知られ騎兵は同式騎兵銃及軍刀を帶ぶ砲兵に至つては從來より七[センチメートル]速射山砲を使用しつゝあり近時野砲の採用に付研究をなしつゝあれ共未だ決するに至らずと云ふ

軍隊幹部の養成は最も力を注ぎつゝあるが如く盤谷には陸軍士官學校の設けあ

り同校は一八八五年の創立に係り今日迄既に六百餘名の卒業生を出したり修業年限は六ヶ年にして初三ヶ年は普通學を授け後三ヶ年は専ら軍事教育を教ふ現今學生は百名あり又少壯士官にして其成績良好なるものを選抜して日英獨佛露丁抹等の各國へ留學を命じ高等戰術の研究を爲さしめ歸來後は參謀官の職務を採らしめつつあり目下の留學生は其數二十二名にして獨逸滞在を最も多しとす

終りに最近七ヶ年間の陸軍經費を窺ふに左の如し

暹曆一二二年	四、一五八、四二三銖
同 一二三年	一〇、〇九九、〇三三銖
同 一二四年	九、一四八、八九二銖
同 一二五年	九、一七八、五〇一銖
同 一二六年	八、五六一、六三五銖
同 一二七年	一〇、〇〇〇、〇〇〇銖
同 一二八年	一〇、〇〇〇、〇〇〇銖

一般の歳入出額に比し陸軍省經費の比較的多額たるは以て如何に當局者が軍事

の改良に熱心なるやを知るに足らんか、

二、海軍

海軍は規模陸軍に比して少なりと雖も其の起原は割合に古く一八九三年の暹佛葛藤當時暹國は已に舊式ながらも二、三の艦船を有し居たり其後丁抹人にして海軍中尉「リセーリユ」なる者入つて海軍顧問となるに及び漸く面目を改め來りて以て今日に及ぶ海軍省は盤谷に置き軍務、經理、法務、醫務、徵募、水路、艦隊司令部等の諸局あり別に海軍工廠、船渠、造船所あり船渠は最近一九〇六年の建造に係り長さ三〇〇呎、入口幅四五呎、高潮一六呎の深さなりとす

海兵團は盤谷の外地方に七ヶ所あり内「バクレット」Pakiet「バンクナム」Paknamは湄南河口と盤谷との間に「ターチン」Tachin「メークロング」Meklongは暹羅灣西海岸に又「バングブラ」Bangpra「ラヨング」Rayong「チャンタブリー」Chantaburiは東海岸に位す盤谷に於ける海軍兵學校は一九〇四年に創立にして已に若干の卒業生を出して其成績良好なり現今學生二百名を有す暹羅海軍の現在兵員數は總計五、〇〇〇名と公稱せらる。

使役艦艇の名稱、艦種、噸數等は左表の如し其多くは舊式に屬し用ゆるに足るものは一九〇八年中神戸川崎造船所にて製造せられたる水雷驅逐艇一隻と水雷艇三隻あるのみ

艦名	艦種	噸數	馬力	速力	備砲	艦質
Maha Chakreri	巡洋艦	三〇〇〇	二八〇〇	一四五	一六	鋼
Makut Rajakumer	砲艦	七〇〇	五六〇	一二〇	八	同
Bhali	同	五八〇	五〇〇	一二五	一〇	同
Sukrib	同	五八〇	五〇〇	一二五	一〇	同
Muratha	同	五三〇	五〇〇	一二五	九	同
Sua Tayarnchol	水雷驅逐	三七五	六〇〇〇	二七〇	八	同
Torpedo boat No.1	水雷艇	九〇	一二〇〇	二三〇	二	同
同 No. 2	同	九〇	一二〇〇	二三〇	二	同
同 No. 3	同	九〇	一二〇〇	二三〇	二	同

左に最近七ヶ年の海軍經費を掲げん前述陸軍經費と比較し一見其の輕重を知るに

足らん	暹曆	二二二二年	二二六〇四、五七一 銖
同	一二三三年	二、七三三、八〇二 銖	
同	一二四四年	三、四一九、〇五〇 銖	
同	一二五五年	三、一二四、六〇七 銖	
同	一二六六年	三、七一一、五九二 銖	
同	一二七七年	三、九〇〇、〇〇〇 銖	
同	一二八八年	四、〇〇〇、〇〇〇 銖	

第八章 財政附幣制改革

暹國に於て豫算を作り國庫の歲入歲出を公表したるや暹曆百二十年以後のこととす今年を基本とし最近百二十八年迄の經常歲入出の總額を示せば左表の如し

年度	歳入	歳出	剩餘若くは不足
遷曆一二〇	三六、一五七、九六三、〇八	三六、六四六、五五八、一七	四八八、五九五、〇九
同 一二一	三九、一五二、二四、四八	三九、二四八、五四四、五九	九六、四二〇、一一
同 一二二	四三、四五八、八一七、一四	四三、九〇八、九〇一、五〇	四五〇、〇八四、三六
同 一二三	四六、〇四六、四〇四、三六	四六、六三四、六五四、四九	五八八、二五〇、一三
同 一二四	五一、六五七、五三九、一九	五〇、〇三五、五三三、六〇	一、六二二、〇一五、三三
同 一二五	五七、〇一四、八〇五、四四	五六、八三七、四六〇、三九	一七七、三四五、〇五
同 一二六	五五、八二六、五三三、一八	五六、五〇三、二〇三、五七	六七六、六七一、三九
同 一二七	五九、二〇〇、七二七、〇〇	六〇、五九九、六一一、〇〇	一、三九八、八九四、〇〇
同 一二八	六三、六三四、三八七、〇〇	六二、九二八、九二二、〇〇	七〇五、四六六、〇〇
遷曆一二三年		四、九八六、九七六、六	
同 一二四年		四、二一六、七六五、六	
同 一二五年		五、五八〇、六〇四、六	

此の外別に公債支辨に屬する臨時歳出左の如し

同 一二六年	六、四三二、八二七、六
同 一二七年	六、〇〇〇、〇〇〇、〇
同 一二八年	五、〇〇〇、〇〇〇、〇

備考 經常臨時部共百二十七年及百二十八年度は豫算にして他は決算を示す

前表を一覽するときは直ちに歳入の規則正しく漸次發達し來りつゝあるを知るに足らん而して歳入の増加は之を財政顧問の言に徴するに主として徴税法の改良と國力の自然的隆盛とに起因し新税又は増税の結果に依るもの少なく歳出の増加は云ふ迄もなく各種行政機關の整理と新事業に要する費用増加の故に外ならずと茲に説明を要すべきは從來暹國貨幣の單位たる銖とは重量十五グラムを有する銀貨幣にして此は數年前迄は其爲替相場一銖に付英貨一志に相當しつゝありしも其後當局者に於て人爲的に價格を高め來りたるの結果現今暹貨壹銖は英貨一志六片二分の一の價格を有しつゝあり今若し此の銖貨騰貴の事實を認識して前表を瞥見するときは一層暹國財政發達の跡を見能ふことを得べし尙本項に付きては後節幣制改革の章に於て詳説するところあらん

歳入科目の説明を爲すに當り先づ暹曆百二十七年及百二十八年年度の經常歳入豫算並に之が比較増加を示さん

歳入科目	百二十七年年度	百二十八年年度	比較増減
一、賭博税請負	三,三五二,七六四	三,六〇二,三六四	十 二四九,六〇〇
二、酒精税	請負 三,二〇六,七一四	〇	一 三,二〇六,七一四
政府管理	一,〇三八,〇〇〇	四,八七二,〇五九	十 三,八三四,〇五九
三、鴉牙税	請負 一,三五,四四〇	〇	一 一,三五,四四〇
政府管理	一三,四四四,三〇〇	一三,五一〇,一五〇	十 六五,八五〇
四、富國税請負	三,二〇〇,〇〇〇	三,三六〇,〇〇〇	十 一六〇,〇〇〇
五、支那菓子税請負	二四七,七一七	二六四,七四六	十 一七,〇二九
六、燕窩税請負	三四三,六三三	二四七,七四六	一 九五,九三三
七、雜税請負	一四八,三七七	九,一二七	一 五,七二〇
八、地租及漁業税	八,四五四,七七五	八,七六一,二七五	十 三〇六,五〇〇
九、關稅	五,八二六,六〇〇	六,二〇四,七五〇	十 三七八,一五〇

一〇、農務省收入	四四三,三九〇	五六九,〇五〇	十 一二五,六六〇
一一、林業税	一,一三一,三五〇	一,七三〇,七五一	十 五九九,四〇一
一二、鑛業税	一,一三三,六〇〇	九一六,四八〇	一 三九七,一二〇
一三、郵便收入	三四四,三三二	四一一,〇八七	十 六六,七五五
一四、電信收入	七七九,九七六	八五二,二二四	十 七二,二三八
一五、造幣局及金庫收入	七五,一〇〇	八〇,一〇〇	十 五,〇〇〇
一六、鐵道收入	四,一〇〇,〇〇〇	四,二一五,〇〇〇	十 一五,〇〇〇
一七、裁判手数料及罰金	七三六,〇〇〇	七六五,八〇〇	十 二九,八〇〇
一八、監獄製品收入	九八,八三〇	五九,〇五〇	一 三九,七八〇
一九、村長手数料	三五四,〇〇〇	三六二,一〇〇	十 八,一〇〇
二〇、演藝税	二四,〇〇〇	二四,〇〇〇	〇
二一、屠殺免許手数料	一,二四七,八四〇	一,一五〇,二四〇	一 九七,六〇〇
二二、賭事免許手数料	六三三,四〇〇	六一九,五五〇	一 一三,八五〇
二三、雜手数料及免許料	一,三四〇,七九八	一,三二五,三四八	一 一五,四五〇

白象王國

二四、入市税	一、六八五〇〇	一、七五二、五〇〇	十	六六、五〇〇
二五、支那人々頭税	〇	九八〇、六〇〇	十	九八〇、六〇〇
二六、人頭税	三、六四七、〇五五	五、〇七三、四五七	十	一、四二六、四〇二
二七、政府財産收入及貸料	二、三四三、七七	二、一六〇〇	一	一、二七、七七
二八、官有物拂下代	二、六九八、一六	一、七三三、二〇〇	十	三、三八四
二九、金利率手数料及爲替益金	一、二八三、六五三	一、二五九、一四九	一	二四、五〇四
三〇、雑收入	三〇三、四二〇	三七二、九五〇	十	六八、五三〇
歳入總計	五九、二〇〇、七二七	六三、六三四、三八七		四、四三三、六七〇

五〇

茲に歳入の主なるものに付き論評を試むるに先ち請負法に關し少しく説くとこ
ろあらん抑も歳入科目中第一項より第七項に至る税目は現今尙請負制度を採用し
つゝあるを見る請負制度とは一ヶ年の納税額を競争入札の方法により最高入札者
をして徴税の請負をなさしむるものにして政府は實際の事實に付き全く無關係に
して唯請負者が入札額を遅滞なく納附するや否やを監視するに止まるのみ此の制
度たるや往古政府行政機關の未だ整はず且つ交通の便開けざりし時代にありては

官民双方の共に便とせしところなりしも諸事進歩したる今日に於ては上述の如き
國家の重要な歳入科目の徴税を一個に委ね置くが如きは決して策の得たるもの
と云ふべからず又之を既往の實驗に徴するに請負制度は歳入豫定額を屢々變動せ
しめ信頼するに足る計數を得るに困難を感せしむることあり或は又競争の結果時
としては實際收入し得べき金額よりも數倍多額の入札をなし後日に至り豫定の納
附を爲すを得ず尋て政府の歳計案に異動を生ぜしめ國家財政の基礎を危くするこ
とあり之を以て財政當局者は請負制度漸廢の方針を有し着々并が整理を爲しつゝ
あれば近き將來に於て此制度は跡を絶つに至るべし

賭博税は盤谷市中に存在する公設賭博場に對する課税なり聞くなり政府は風
教上斯の如きもの、設置の好ましからざるを知る久しきも元來本税たるや歳入の
主要部を占め之に代るべき財源の發見せられざる限り一時に其が廢止を爲すを不
可能とし依て先づ地方より漸次廢止を試み來り一九〇六年四月一日以後は唯盤谷
に於てのみ公設賭博場を見るに至れり然れ共政府は其の結果として約三、〇〇〇、〇
〇〇銖の歳入減少を來したりと云ふ盤谷市にある賭博場も毎年一箇若くは二ヶ所

づ、閉鎖し目下公開しつゝあるものは其數僅に八ヶ所あるのみとす
歳入の主要たる阿片税も賭博税と同じく從來は請負制度たりしが一九〇七年一月より政府は盤谷を初め主要二三州に於て本税の徴收を決行し其後漸次各州に行はれつゝありし請負法を廢止し遂に一九〇九年四月に至つて阿片は全國を通じて政府の專賣事業となりたり阿片に對する暹國政府の政策は漸禁主義を採りつゝあるが如く开が理想とするところは他日樂用以外全然本品の使用を禁せんとするにありて之れが第一手段として前述の如く阿片發賣を政府の直營とし大藏省中に阿片專賣局を設け印度其他海外より粗製の阿片を輸入し之を精製し國內喫烟者の消費額を概定したる上免許仲買又は小賣人をして一定の場所に於て之が發賣を許可しつゝあり而して此等喫烟者の登記をなし彼等の死亡其他の機會を利用し漸を以て其數を減少せんことを期すと云ふ蓋し暹國に於て今や直に喫煙の舊習を嚴禁せんとするが如きは唯々財政上の基礎を危くするのみにして實質上の効果を得ること極て困難のことゝせざるべからず何となれば此の習慣たるや暹國人口の約三分の一を占むる支那人中に深く根底を有し其需要の大なる現今彼等は種々なる危險

を敢てして尙不正阿片の供給をなしつゝあるを見る今若し一朝阿片禁止の令を出さんか海陸上よりの密輸入國內に於ける不正阿片の製造は續出すべく當局者は其豫防と監督の煩に堪えざるべし

暹曆一二八年度の地租及漁業税は其額八、六〇〇、〇〇〇銖に達し是れ又歳入の大要目たるを失はず暹國に於て土地に關する觀念は土地及土地に附着したる凡ての利益は悉く皇室の所有にして人民は借地權に對する報償として借地の生産物を皇室に上納するものなりと解釋する現今行ふところの土地登記制度は一九〇一年よりの實施にかゝるものにして「サー、ロバート、トーレンス」氏 Sir Robert Torrens により濠洲に試みられ其後歐羅巴、亞米利加、各國に於ても模範法として賞讃を博したる有名なる「トーレンス」式方法を基礎とし之を國情に適合すべく改訂せしものなりと云ふ漁業税は毎年若くは三年一回の徴收にして個人又は便宜上團體に對し課税することあり而して課税の目的物としては漁場の外或る種の漁具を含む。

關稅收入は其額六、〇〇〇、〇〇〇銖を超え之れ又重要歳入の一科を形作り輸入税は酒精其他二三の品目を除き全部從價三分の低率なるも輸出税は内地稅通過稅

等を課せらるゝ物品ありて税率一様ならず輸入税の改訂は暹國政府多年來の希望として遠からず締盟各國との間に商議の開始を見るべく其の目的は輸入税を最高一割となし同時に輸出品中米穀、家畜及家畜を除き其他は凡て無税とするにありと聞く若し此の希望にして成効せんか關稅收入の激増するは明にして前段記載の賭博税廢止に供ふ歲入の缺損を補ふが如き容易の業たるべし

暹曆二二八年度の鐵道收入は四〇〇〇〇〇〇銖を超え然も開が支出は僅々二〇〇〇〇〇〇銖(歲出の部参照)を計上するに過ぎざるを見れば本業の利益も亦大なりと云はざるべからず今投下資本に對する純益の歩合を驗するに一九〇一年—一九〇二年には二分七厘五毛なりしも其後利益は増進し一九〇六年—一九〇七年には五分七厘五毛を示したり

支那人々頭税は從來三ヶ年毎に暹國在留支那人中或る制限を除くの外總ての男子に對し課したるものにして其の額は一人六銖なりき本税最終の徴收は去る百二十五年なりしを以て三ヶ年後たる百二十八年は恰も之が徴收をなすべき時期なりとす然るに本税を暹人男子が年々納むる同額の人頭税と比較するときは往昔

より此の國に於て暹人と同等の各種權利を附與されつゝある支那人に對し特に義務の負擔輕きやの感ありて公平を缺くの嫌なきに非ず且つは一國財政上の立場より見るも某年は巨額の歲入を得而して後二ヶ年は全然同種の歲入を得ること能はざるが如きは決して健全なる情態と稱すべからずとの論起り百二十九年より支那人々頭は之を廢し代へるに暹人と支那人とを問はず毎年最高六銖以内の人頭税に改正すべしと云ふ

進んで歲出科目を視るに百二十七年及百二十八年の經常歲出及其比較増減表は左の如し

歲出科目	百二十七年	百二十八年	比較増減
一、内務省	一一、一八九、七五九	一一、四七七、三三五	十 二八七、四六六
二、軍務省	一四、二七〇、八五四	一四、二八六、五六八	十 一五、七二四
三、外務省	九一八、〇六〇	九五五、五〇八	十 三七、四四八
四、畿甸省	三、九三四、五二九	四、一四九、三三三	十 二一四、八〇四
五、大藏省	五、七一九、四〇七	六、一五五、二八九	十 四三五、八八二

六、司法省	二,三七,二五七	二,五三,九五四	+	一四一,四〇七
七、文部省	一,五二七,二七〇	一,五三八,六四一	+	一一三,七一
八、工部省	三,九五四,〇五一	四,〇五五,六〇〇	+	一〇一,五四八
九、農務省	三,三三八,三六三	三,〇〇七,五九七	-	三三〇,七六六
一〇、文事秘書局	二,二二二,三三三	一,七九九,七一五	-	四一,五〇八
一一、立法院	八六,七〇五	九二,四九七	+	五,七九二
一二、宮内省付舊兵費	一一九,五五〇	一二九,五五〇	〇	
一三、國立圖書館	二五,〇〇〇	四〇,六〇〇	+	一五,六〇〇
一四、宮内省及内帑	七,五〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	+	五〇〇,〇〇〇
一五、皇太子内帑	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	〇	
一六、皇族費	一六一,六〇〇	二〇一,六〇〇	+	四〇,〇〇〇
一七、恩給	六〇〇,〇〇〇	五八〇,〇〇〇	-	二〇,〇〇〇
一八、下賜金	八〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	〇	
一九、老樞大守手當	〇	四四〇,〇〇〇	+	四四〇,〇〇〇

二〇、老樞地方山林買上償却金	三六〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	〇	
二一、同其他の買上償却金	四三三,一九二	二五二,一九二	-	一八〇,〇〇〇
二二、國王陛下御旅行費	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	〇	
二三、貴賓接待費	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	〇	
二四、地方金庫建造及修繕	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	〇	
二五、第一歳出豫備金	六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	〇	
二六、第二歳出豫備金	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	〇	
二七、公債利子	二,三四〇,〇〇〇	二,三四〇,〇〇〇	〇	
二八、「ワットアルン」寺修繕費	〇	二,四〇,五二	+	二,四〇,五二
二九、謁見正殿新築費	〇	五〇〇,〇〇〇	+	五〇〇,〇〇〇
三〇、雜	一三八,五〇〇	六九,〇〇〇	-	六九,五〇〇
三一、歳出總計	六〇,五九九,六一一	六二,九二八,九二一	+	二,三二九,三二〇

一、公債支辨に屬する臨時歳出

歳出科目	百二十七年度	百二十八年度	比較増減
一、鐵道布設費	六,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	- 一,〇〇〇,〇〇〇

各省歳出の主要部を占むるものを内務省とす内務省は首府盤谷及其附近を包含する盤谷州以外の地方全部を管轄するものにして其の經費は總務局五八三、五六六銖(數字は百二十八年度に於ける當該局豫算を示す以下皆同じ)憲兵局二、六九五、一六八銖地方收稅局二、〇七九、四八四銖地方局五、六三〇、三二五銖山林局四八八、六八二銖を算ふ暹國內地は人口稀薄なるに剩え土人の或る者は徒黨を組んで各地を横行し地方の安寧秩序を害すること間々あり未だ俄に文明の警察制度を施すに適せざるものあるが故に茲に憲兵制度を採用し軍事的警察により人民の生命財産を保護しつゝあり

軍務省は又内務省と併立して歳出の重要部分を占め軍務本局二八六、五六八銖陸軍部一、〇〇〇、〇〇〇銖海軍部四、〇〇〇、〇〇〇銖の三部に區分す(但し百二十九年より軍務省を廢し陸軍及海軍部を各獨立したる一省とせり)暹國の歳出總計六千二百萬銖にして尙一千四百萬銖即ち二割強を軍備に使用しつゝ、あるは同國現時の國際的地位より觀察して何人も其過大なるに一驚するならん

外務省經費は總務局三三八、八八七銖公使館費五八〇、五四七銖領事館費三六、〇七

四銖とす

幾甸省は首府盤谷市及其附近を含有する盤谷州の管轄を司るものにして總務局二、三二二、二一九銖盤谷收稅局三、〇九四、二二一銖港務局三七九、二四二銖衛生局一、七五〇、三〇六銖及警視廳一、四七八、一四五銖の經費支出を見る警視廳は幾甸省中の主要局にして備英國人警視總監の下に盤谷を二十四の警察區に分ち三千有餘の警察官吏を以て市民の生命財産の保護を成せり局外者の見たる盤谷の警察は未だ以て完全と稱すること能はざるも亦之を十數年前に比較するときは制度の上に於て並に警察官の職務執行上に於て多大の進歩を認め得べしと云ふ

大藏省經費は總務局二七〇、八八二銖主計局二一〇、三三三銖中央及地方金庫四九六、〇八二銖稅關四五七、九四四銖造幣局二一三、一三二銖紙幣局四六、一一六銖阿片專賣局四、〇一一、二〇〇銖酒精專賣局四四八、六〇〇銖を算す阿片專賣局費用の著しく巨額なるは云ふ迄もなく外國粗製阿片購入費用なりとす

司法省經費は總務局二四九、二一六銖裁判所費一、八三三、一〇六銖の外盤谷監獄署費四三一、六三二銖を含む。

文部省は總務局三二八、三六〇銖病院費一八七、四三七銖宗教局一一二、四四〇銖文部本局七四五、七二四銖地方學部一六四、六八〇銖を計上す

工部省經費は總務局二二八、一九三銖工務局四六三、三九六銖郵便電信局一、三二〇九二一銖鐵道費支出二、〇四三、〇九〇銖なりとす而して鐵道布設費が臨時支出として特別會計に屬し本欄に計算せられざるは豫算表の示すところなり

農務省經費は總務局一四八、〇六五銖土地登記局一五二、六九五銖土地特別委員會三七二、八三七銖蠶業局一五〇、二八、八銖鑛山局三二二、四三〇銖測量局一、〇三六、一七〇銖水利局八二五、一一二銖なり測量及水利の二局は多年來一は精確なる地圖の作成に於て他は地方各地に於て運河及溝渠を開通し不毛の地を變じて良田となしたるが如き其の事業の大に見るべきものあり蠶業局は暹國在來の幼稚なる養蠶業を啓發改良するの希望を以て數年前新設せられたるものにして目下地方養蠶地に於て之が講習を試みつゝあれども汎く其の効果を見るは前途尙遑遠ならん

其他公債利子二、三四〇、〇〇〇銖の外債四百萬磅鐵道欄參照に對するものなるは云ふ迄もなく又老樾大守手當とは暹國北部チエングマイ州に在る老樾大守に給す

べき年金なり大守は今日内外に對し政治上何等の權を有せざるも暹國政府は昔時より連綿たる暹老間の關係を尊重し本金額を與え來れりと云ふ

一 幣制改革

暹國の通貨は西曆一九〇二年の終り迄は純然たる銀貨本位にして开が單位たる銖 (Tael) は世界に於ける銀塊相場の変動と共に其の交換價値を上下されたり然るに此が不便不利益は暹國外國貿易の逐年隆盛に向ふと共に官民の著しく感ずるところなりしを以て茲に幣制を改革せんとし先づ政府は從來採り來りたる銀貨の自由鑄造を廢止し同時に將來は金に對してのみ一定の價格を以て銖銀の鑄造を爲すべきことを公表せり此の一定價格は最初通貨一銖に付英貨一志又は英貨一磅に付通貨二十銖の比なりしが漸次引上げ現今は最高價格たる一銖に付一志六片二分の一又は一磅に付十三銖に達せり暹國政府の採用せし所謂新制度は西曆一八九三年印度に於て試みられたるものと同一方針にして換言すれば銀貨を以て無制限法貨となすと同時に適當と認められたる程度内に於て流通高の制限を加ふる方法を以て之が價格を維持し且つ金に對してのみ發行をなすものなり而して此の制度の成

効如何は全く斯く人爲的に價格を高められたる通貨の需要如何に由るものなるは云ふ迄もなき所にして政府の定めたる此の價格を維持するに付き金準備を有すべきことの必要なるは明白のこと、す要するに本制度は無制限の紙幣發行に對し相當なる金銀準備をなすと等しきものと云ふて可なり而して金に對する銀の實價以上に超越したる銀貨の定價の爲めには必ず金準備を以てせざるべからずと雖も世界に於ける金の需要其他四圍の事情容易く金準備を置くに適せざるときは己むを得ず公債其他の方法に依る便法を求めざるべからず茲に於てか暹國政府は一九〇七年三百萬磅の公債を歐州市場に於て募集し其の三分の一を以て貨幣資金に充てたりしに(他の二百萬磅は鐵道資金に使用する)時偶々一九〇七年—一九〇八年の商界不景氣に際會し銖銀は下落を見んとする傾ありしを以て政府は市場に磅貨を賣放ち以て銖銀相場を維持し一方多量の剩餘通貨を市場より引上げたるを見たり

右は最近暹國の貨幣制度政策の概況なるが政府は尙進んで金貨本位制を採用せんとし之が準備をなしつゝ、ありしが遂に一九〇八年十一月を以て金貨法を制定公布するに至れり該法は純金五五・八[サンチグラム]を以て一銖と定め之を暹國貨幣の

本位となし且つ此際に始めて十進一步を採用し銖を分つて一百[サタング]と爲せり同時に純銀一三・五[グラム]を含有する銀銖を前掲の金貨銖と同一の價格を以て金額に制限なく法貨として流通することを得せしめたり而して二銖銀貨に含有せられたる銀の價格が純金五五・八[サンチグラム]以上の價額に超ゆるときは大藏大臣は銀銖を以て金銖に更換するを禁止するものとす今新貨幣の種類を擧れば左の如し

金 一[ドス]、又は十[デホル]片

銀 一[チホル]、[テアル]、一[サルング]、[シラング]、二[サルング]片

白銅 十[サタング]、一五[サタング]片

黃銅 一[サタング]、[サタング]片

而して新貨幣の法定性合は左の如し

一[ドス]は純金九〇〇、銅一〇〇を含む

二[チホル]は純銀九〇〇、銅一〇〇を含む

一補助貨幣は純銀八〇〇、銅二〇〇を含む

一黃銅[サタング]は貿易上純粹と認むる銅の九五と錫の四と亞鉛の一とを含む

又大藏省は暹國及外國間に於ける爲替相場を維持せんが爲め一千二百萬銖の特
別基金を設け必要の場合には皇帝の裁可を待て本基金を増加することを得となし
而して國內に保管すべき基金の一部は銀、チ、コ、ル又は純金と定めたり

兌換紙幣

暹國に於ける兌換紙幣發行の擧は近時のことに屬するものにして一九〇二年九
月十九日迄は國內に存する流通紙幣には盤谷に支店を有する香港上海銀行「チャタ
ード」銀行及佛蘭西印度支那銀行の發行に係る銀行券のみなりしが此等銀行券は恰
も法貨と等しく汎く一般に通用せられ商業取引上大に便宜を與えたり然るに前述
の如く同年政府が幣制改革に着手するや一方には兌換紙幣發行の有利なるを認め
大藏省に紙幣局を新設し紙幣法を制定し之に據り兌換紙幣の發行を爲すに至れり
紙幣は五銖、一〇銖、二〇銖、一〇〇銖及一、〇〇〇銖券の五種類にして初年以來毎年
度三月末日計算に係る發行總高は左の如し

一九〇三年三月末日	三、四七九、一〇五銖
一九〇四年同	七、三一〇、九三五銖

一九〇五年同	一〇、六二三、一二〇銖
一九〇六年同	一一、〇三〇、七七〇銖
一九〇七年同	一五、二〇九、一七〇銖
一九〇八年同	一四、七九六、〇四〇銖
一九〇九年同	一六、八三二、八二〇銖
一九一〇年同	一七、九八八、一八五銖

紙幣法は發行紙幣に對する準備金の規定を設け流通高の五〇パーセント迄の保
證準備を許すも事實は保證準備額を此の規定額以内とし正貨準備を高くし以て兌
換券發行の基礎を固めつゝあるを見る今ま一九一〇年三月末日に於ける正貨及保
證準備の金額を示せば左の如し

紙幣發行總額	一七、九八八、一八五銖
一、正貨準備	一一、三四九、八五〇銖三九
二、保證準備	

イ、「インデクススタンディングストック」 一、二五二、二五〇銖〇〇

ロ、「コルソル」公債

一、八〇三、七一一八銖〇〇

一、獨乙公債

八一〇、四二五銖九四

二、暹羅公債

一、七七二、九四〇銖六七

合計

一七、九八八、一八五銖

第九章 司法

暹國現時の司法制度は近來の設定に係るものにして今を去る約二十年前迄は國內の裁判組織は其間に何等の統一なく錯然たるものなりき例えば土地に關する訴訟の法廷としては普通土地及家屋に關する裁判所田畑地に關する裁判所野園地に關する裁判所の三ツを有し人種の異なるが爲めには馬來人、支那人、暹羅人等各々裁判管轄を異にしたり各省は個々に特有なる裁判所を備え其他貴族間のみの訴訟を司る裁判所僧侶間の裁判所ありて各自獨立して審理判決をなし居たりしが此等裁判所の決定は自ら區々にして動もすれば權勢ある者の威壓を蒙ること無きにしもあらざりき又時代の法官は僅に名義上の俸給を受くるのみに止まり同時に手数料

の收得を許與せられたりしを以てせしかば頓て法は金力と權力とに左右せらるゝの情態なりき然るに西曆一、八九二年始めて司法省を設け各種裁判所の統一を期し先づ盤谷市より之を始め漸を以て地方に及ぼし遂に一九〇七年に至り全國を通じて完全なる司法制度の整理を見るに至れり

現時の組織は盤谷州を除き其他の十五州を形成する各縣に「ムアング」裁判所を設け十ヶ年以内の自由刑若しくは係争價格一萬銖以内の民事々件を司らしむ各州に「モン」裁判所あり「ムアング」裁判所の權限以上の民事事件を審理し併て「ムアング」裁判所に對する第二審裁判所と爲る然るに盤谷州は首府盤谷市の所在地にして在住人口多く訴訟事件夥多なるを以て特に盤谷市内にありては「ムアング」裁判所に代ゆるに三箇の「ポリスバ」裁判所を以てし自由刑六ヶ月以内の輕犯若しくは係争價格二百銖以内の民事々件を司らしめ同時に又重罪犯の豫審廷を構成す而して「ポリスバ」裁判所の有する權限以上の民事事件を受理するが爲めには盤谷に民事裁判所並に刑事裁判所を設けたり又盤谷市を除きたる盤谷州内に於ける五箇の縣には「ムアング」裁判所の設備あり控訴院は之を盤谷に置き分つて二部とし一は各「モン」裁判

判所よりの控訴を受け他は盤谷州内に於ける各裁判所乃ち民事裁判所刑事裁判所及び「ムアング」裁判所よりの控訴を取り扱ふ

控訴院の上告に對する最高司法府として「ヂイカー」裁判所 Dika Court あり乃ち大審院なり但し暹國の大審院は司法省の管轄に屬せずして全然暹國皇帝陛下に直隸するの點に於て其組織を異にするを見る或は之を上告の廷と云はんより寧ろ直訴の臺と看做すを可とすべきか蓋し君主專制國たる暹國に於ては皇帝陛下は理論上訴訟最終の決定者にして陛下は便宜其の代理者を指定せられ代理者は陛下に代つて所謂勅裁を爲すものとす別に盤谷市に外國事件裁判所 Court of Foreign Causes あり此國に於て治外法權を享有せる外國人が原告として暹國法權の下にある者と争ふところの法廷とす而して此の裁判所は亦當事者が英國若くは佛國人たる場合にありては國際裁判所 International Court となる國際裁判所の通常裁判所と異なるところは前者の審理には必ず備歐羅巴人が裁判官として暹羅の法官と共同會審するにありとす

現今「ムアング」裁判所は全國を通じて其數六十三ヶ所「モン」裁判所は十五ヶ所

あり國內に於ける司法官の總數は二〇七名なりと云ふ彼等の待遇は甚だ優良にして月俸二百四十銖より八百銖内外を受けつゝあり之を聞く十數年前新司法制度實施の初期に於ては暹國法官の大多數は老朽者を以て滿され法の運用上遺憾を感ずること數次なりしを以て一八九七年中政府は盤谷に法律學校を設け爾來今日に至る迄内外著名の法律家をして法學講義をなさしめ新進法官の養成に盡すところありしが其成績良好にして已に數十名の卒業生を出し司法部内の重要位置を滿すに至れり目下の聽講者は約三百名ありと云ふ此の法律學校は其程度決して低からずして一九〇三年發行「暹羅王國」の著者は同校卒業試験問題を形容するに「課題は英吉利の「バー」試験問題に暹羅法律を加味したる好箇のものなり」と云えり當局者は又外國語の素養を有し將來有望の青年數名を絶えず選拔歐洲先進國に留學を命じ法律の研究をなさしめつゝあるが政府は尙之に加ふるに司直の完きを期せんが爲め且つは近時對外國人事件の増加し外國事情參照の必要を以て外國人の法律家を雇入れ暹國裁判官の諮詢に應せしめつゝありて其數十數名を算す

暹國在來の法典は往昔印度大帝國の經典たりし摩奴聖典を基としたるものにし

て一八〇四年中時の國王「ブラブツタヨルトファー」帝一度法典の編纂をなしたることありしが其後國運の開發と共に舊法の改正を必要としたりしに之れに加ふるに暹國政府が多年來熱心に遂行を希望しつゝある治外法權の撤回を對外列國に諾かしむるには先づ完全なる法律を備ふることの要用なるを鑑み一八九七年以來司法大臣總裁の下に廣く世界の法律學者を招聘し内外共力以て法典の編纂を企圖し十ヶ年の星霜を経て刑法典を制定し一九〇八年九月より之か實施を見たり新刑法典は其基礎を學界の最新法理に採り而も暹國々情を參照調和したる適法として今日泰西法典社會に賞讃を博しつゝなり此國刑法の制定に關し法學博士政尾藤吉氏が草案作成より引續き實施に至る迄編纂委員の一人として重要な位置を占めたりしことは日本學術界の名譽として茲に紹介するを惜まざるなり刑法實施前一八九六年には暫定民事訴訟法、同刑事訴訟法、一八九五年には裁判所構成法、證據法、一九〇八年には商法典の一部たる破産法の制定實施ありて其後一九〇八年九月に至り民事訴訟法及裁判所構成法の改正をなせり今や法典編纂員は民法、刑事訴訟法の編纂に全力を注ぎつゝありと聞く蓋し暹國政府が斯く法典の編纂を急ぎつゝある主なる

理由は現今訂盟列國中既に佛國は一九〇七年四月英國は一九〇九年三月調印の新條約の結果夫れ々暹國に於ける同國民の治外法權を撤回し而して其の裁判管轄は暹國が刑法既成民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法、裁判所構成法の完成迄暫く國際裁判所の制に據るを約せるを以て同國政府は一日も早く前記諸法典の編纂實施をなし以て裁判權の獨立を期するにあるや明なりとす明治三十年締結の日暹條約も其附屬議定書第一條に於て暹國政府は暹國の司法改革の完了せらるゝ迄即ち刑法、刑事訴訟法、民法但し婚姻及相續法を除く民事訴訟法及裁判所構成法の實施に至る迄日本國領事官に於て在暹羅國日本臣民に對し裁判權を執行することを承認すと明記せしかば此等法典完成の曉には日本國人は暹國に於て治外法權を有せざるに至るべし

第十章 教育

暹國に於て所謂泰西教育法の實施を見たるは事輒近に屬すと雖も全國を通じて存在せる約一萬の寺院は往古より國民の基本教育を司りしものにして此等寺院に

住する僧侶は必ず一人若くは數人の子弟の寄托を受け使役の傍ら普通讀み書きの教授をなしたりしこと恰も我國昔時の寺子屋と相似するものありし然るに政府は通曆一〇七年に文部省を設け先づ教科書の編纂に着手し一方學校々舎の建築教員の養成等大に努むるところありて其進歩稍見るべきものあり今日施設の多くは首府盤谷のみに止まり未だ汎く地方に及ぶこは能はざるも當局者は非常の熱心を以て之れが普及に従事しつゝあれば頓て其効果を見るの日あらん

現時の學制は小學校を分ちて尋常と高等の二科となす其の修業年限は通じて六ヶ年にして修身國語算術等國民生活に必須なる普通の智識を授く中學校は修業年限を三ヶ年となし高等小學課程を了せしものを收容し簡易なる高等普通教育を授けつゝあり今一九一〇年九月の調査に基く此等學校の校數教員及生徒數を示せば左の如し

	校數	教員數	生徒數
小學校(尋常及高等科)	一〇七	二九三	九〇五〇
中學校	八	六三	六九一

此の外別に中學程度の英語學校三箇あり高等小學卒業の者を入學せしめ修業年限を五ヶ年とし主として英語英文を以て高等普通學を授く五十名の教員(見習を含む)と六百五十二名の生徒を有せり

中學卒業者にして尙進んで専門の學科を修めんとする者又は官公職に就かんとする者の養成所としては師範學校、醫學校、行政學校、農學校、郵便電信學校あり(便宜上農學校は農務省に又郵便電信學校は工部省の管轄に屬す)師範學校の修業年限を二箇年とし生徒は寄宿制の下に官費を以て養成さる一八九三年の創立にして今日迄二百四十餘名の卒業生を出し育英社會に貢献すること少なからず醫學校は一八九〇年の開始にして既に卒業生百餘名あり學年は學術三箇年實地を一箇年とし附屬病院を有せり今日迄の卒業生は陸海軍々醫を始め其他各官衙の醫員として奉職しつゝあるもの多し行政學校は主として内務省行政官吏を養成し郵便電信學校は最近擴大せられたる通國驛遞事務員及技術者の供給を又農學校は農業技手の需要に應じつゝあり是等諸學校に於ける教員生徒の現在數は左表の如し

校名	教員數	生徒數
師範學校	九	一二一
醫學校	一一	一三七
行政學校	六	九八
農學校	五	四一
郵便電信學校	五	二五

文部省視學局は盤谷に於ける小中學を初め前記專門學校に對し常に視學官を派遣し監督をなさしめつゝありて其數七名ありと云ふ然るに暹國に於ては未だ義務教育の制度施かれざるを以て兒童の學齡年齢の差異甚だしく情を知らざる外來者の大に一驚するところなりとす若し夫れ女子教育に至つては遺憾ながら未だ幼稚の域を脱せざるものにして現今盤谷を通じて僅に二箇の女子學校と四百三十九名の生徒あるのみ當局者の施設に待つや切なりとす

文部省は又毎年在盤谷の學生にして成績良好且つ將來學術上造詣の見込あるものを選抜海外留學を命じつゝあり既に其業を卒え歸りしもの三十八名に達すと云

ふ目下の留學生は二十八名にして悉く英國に學ぶを見る彼等の研究科目は左の如くにして他日暹國指導の大任を負ふものならん

科目	人員
法律	一〇
外交及行政事務	六
陸軍	六
財政學	三
土木工學	三
治水工學	二
電氣工學	一
船用工學	一
農學	二
山林學	一

在暹基督教宣教師が布教の傍ら經營する教育事業も亦暹國民の教育に預て力を

與えつゝ、あり現今盤谷に於ける佛國天主教派の設立するところの宗教學校は六十名の男生を同女學校は百十五名の女生徒を有す又亞米利加新教派は盤谷市に二箇の男子學校と一箇の女子學校を設け三百五十名の男生と二百五十名の女生を養ふ共に宏壯なる校舎を建て設備の整頓せるを以て其名高く殊に過去に於ける暹國の女子教育は殆んど總て此等外國宗教家の手によりしものと稱して不可なし盤谷市外地方にある教會堂又各々附屬の學校を建て獨力地方子弟の教養をなしつゝ、あるは世人の感服するところなりとす

教育に關聯する公共機關としては盤谷に國立圖書館あり國內に於ける唯一の書籍庫にして帝室博物館と相待て暹國の誇とするところなるべし近時設立せられたる教育會は主として文部當局者と朝野の教育家とを合して會員とし其數六百五十名を有す一大會館を建て機關雜誌を發行して會員相互の智識の交換をなし又屢々先輩を聘して有益なる談論を聽くを見る

第十一章 農業附精米所

恰も暹羅の林業が「チーキ」より代表せられつゝ、あるが如く暹羅の農業は米作により代表せらるゝものと云はざるべからず然れども米作は唯に此國の農業を代表するのみに止まらずして復た汎く其の生産力を代表しつゝ、あり誠に今日暹羅の經濟的生命とするところは米作にして國內の消費に應ずるは固より進んで毎年八千萬餘内外の輸出をなし以て輸入總額と相對し輸出入の平準を保ちつゝ、あるを見る旅行家試みに足を盤谷郊外に向けんか湄南の兩岸に横はれる一望際涯なき米田を見るべく忽ち其の廣袤の大なるに驚くならん

米作は通常五月より着手す降雨既に來つて土地漸く濕潤となるや農夫は暹羅人老穉人多し乃ち水牛を使役して犁を牽かしめ土塊を鋤返すること一二回斯くて雑草の枯死するを待ち更に馬把を以て土地を粉碎し七八月の頃に播種を試む其量は一畝我が一段六畝に相當すに付一斗内外の割合を以てし爾後收穫に至る迄何等肥料を施すことなし是れ通常行はるゝ撒播方法にして別に植付法によるもの亦無きに非ず其の方法は先づ苗代を作り苗の成長を待て移植すること大體に於て日本内地の耕作法と異なることなしと云ふ唯暹國にては撒播植付共に初めより刈取りに

至る迄除草するを聞かず收穫は十一月早稻より翌年一月(晚稻)に涉り時來れば農夫は稻の上半を鎌にて刈り小把となし脱穀場近くえ運搬數日間之を乾燥せしむ脱穀場は米田附近の高地を撰び先づ水牛を用ひて地を踏み堅めしめ尙土地の龜裂を防ぐが爲め其上に粘土と水牛糞とを煉り合し固くすることあり前に刈り入れられたる稻は此處に於て水牛に踏ましめ粃と稈とを分離し糞は乾期の終りに火を放ちて燒き拂はる

米作の方法前述の如く單且つ粗なるを以て之が收穫量も自ら多からず植付にありては普通一畝より粃二「コーヤン」約二十六担とすを又撒播は三畝より二「コーヤン」を得るに過ぎず或は暹國の熱帶地圏内なるを以て其の米作も一年二回若くは三回の收穫を得べきが如く想像せらるゝも本書各章に於て説明せし如く此國に於ける約六ヶ月間に涉る乾季中は殆んど一滴の降雨を見ざるものなれば將來特種の灌溉方法の講せられざる限り年一回以上の米作を望むは不可能のこと、云ふべし稻の種類は數多く専門家は約四十餘種ありと稱するも之を大別するときは園産及野産の二種となすを得べく園産 *Garden Rice* とは植付方法によるものにして野産 *Field Rice*

は撒播法を指すものなり言ふ迄もなく植付方法は其の手数多き丈け收穫量多く且つ品質良好市場に於て聲價を保持せられつゝあるを見る然れども概するに暹羅米は其形狀細長く大粒にして兩端は稍尖鋭なる楕圓形を爲し粘氣少なきを特質とす

米産地の主たる箇所は所謂湄南流域地に外ならずと雖も尙ほ是等地方名を細説すれば左の如し

- 「ナコンチャイシー」州一圓 Nakhon Chaisi
- 「スバンブリー」方面 Supan
- 「ペトリユ」方面 Petreew
- 「パナム」方面 Paehin
- 「クロングラングシット」二圓 Kloug Rangsit
- 「クレンジカラ」方面 Krung Kao
- 「バクナンポー」方面 Paknampo
- 「タチン」方面 Tachin

精米所は現今盤谷に其數四十有五あり悉く湄南河邊に面して設けられ各自二三の繫船棧橋を有し外航船を横付するに備ふ所用籾は多く仲買支那商人の手を経て購はるゝものにして其の價段の標準は産地により區別さるゝが如く「ナコンチャイシー」及「クルングカラ」北半部の産出米を一等とし盤谷「パナム」産を二等に「クルングカラ」南半部産を三等米とす精米所使用の精米器械の多くは「スコットランド」式若くは「ラングーン」式にして其の大なるものありては一日の精米力優に四千担を超ゆるものあれども籾の供給之れに供はざるを以て平均二千担内外に止むと云ふ精米所に於て「コーヤン」の籾より得べき白米の割合は大體に於て左の如し

白米	一三担	百分率	四八・六〇
碎白米	四担半	同	一六・八二
白米糠	二担	同	七・四八
碎玄米	一二斤	同	〇・四五
玄米糠	七五斤	同	二・八一
籾殼其他	六担、三八斤	同	二・三八四

精白されたる米は一担入り麻製袋に封せられ茲に初めて輸出さるゝものにして其の仕向地は香港新嘉坡を主とし獨乙英本國、白耳義等之れに次ぐ左に精米所の名稱及國籍并に最近五ヶ年間盤谷港輸出米の數量及價額を掲げん

年 種 別	一 二 四 年		一 二 五 年		一 二 六 年		一 二 七 年		一 二 八 年	
	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額
玄 米	2,609,168	12,997,820	3,326,181	16,895,400	1,820,148	9,476,715	2,339,847	10,014,888	1,803,217	8,388,743
碎玄米	271,228	902,020	330,594	1,102,780	192,824	545,090	285,901	695,749	206,618	619,705
粉玄米	257,893	412,860	259,971	424,790	276,243	348,859	387,784	401,383	383,139	571,878
白 米	6,820,217	60,387,068	5,938,138	20,457,800	6,688,382	47,900,378	6,782,841	47,486,816	7,073,606	50,414,077
碎白米	3,170,970	15,744,940	3,124,697	15,741,650	2,944,640	13,973,082	3,886,978	16,627,593	4,802,894	20,749,133
粉白米	1,334,153	2,487,120	1,326,156	2,454,550	1,359,451	2,911,038	1,369,156	2,859,398	1,297,031	2,980,013
糠 米	69,493	217,620	71,773	226,740	98,678	426,274	377,069	1,309,136	442,040	1,355,036
合 計	14,533,124	124,468,129	14,437,513	65,819,237	13,370,366	55,681,456	15,428,676	79,394,963	16,008,545	85,078,585

精米所名稱及國籍

1.	Kim Seng Heng & Co. (Kim Sng Lee & Co's.)..	.. Siamese
2.	Guan Tit Lee & Co. (Mah Wah & Co.) British
3.	Kim Lee (Wang Lee & Co.)..	.. French
4.	Kim Seng Lee & Co. Siamese
5.	Poh Ju Seng; Rice Mill..	.. French
6.	Yong Seng Siamese
7.	Poh Thye Leng "
8.	Kim Seng Huat (Kim Seng Lee & Co.) "
9.	Hu Thye Seng "
10.	Jin Hong (Kiam Hoa Heng & Co.) British
11.	Kim Seng Guan "
12.	Chinaman tenant, Prince Chow Sye's Siamese
13.	Guan Joo Seng..	.. British
14.	Phya Montri Siamese
15.	Siang Huat Chan tenant (Phya Dip Kpsa) "
16.	Phya Phipat Kosa's Rice Mill "
17.	Guan Chiang Seng (Mah Wah & Co.) British
18.	Phra Nana Siamese
19.	Seng Ju Thye "
20.	Li Tit Guan "
21.	Teong Bian's Rice Mill British
22.	Guan Hua Seng (Mah Wah & Co) "
23.	Guan Hong Seng "
24.	Chiang Seng "
25.	Arracan Co. British
26.	Long Heng Lee (Wang Lee & Co's) French
27.	Wah Hong Seng (Lee Wah Heng's) British
28. Siamese
29.	Hock Thong Heng French
30.	Kim Thye Seng Siamese
31.	Guan Long Seng (Mah Wah & Co's) British
32.	Privy Purse Rice Mill (Shiang Hup Chan, tenant)..	.. Siamese
33.	Kim Ching & Co's British
34.	Privy Purse Rice Mill (Tit Lee Chan tenant) Siamese
35.	Ban Seng Chan, British
36.	Ban Seng Chiang "
37.	Hong Lee Siamese
38.	Guan Lee "
39.	Guan Seng "
40.	Guan Hong Seng "
41.	A. Markwald & Co., Ltd. German
42.	Windsor & Co. (Chinamn tenant) "
43.	Ah Sun's Siamese
44.	Borneo Co., British
45.	Privy purse Rice Mill (Siang Kee Chan, tenant) Siamese

終りに農業と近接の關係を有する此國に於ける土地の所有及借入如何を質すに
 暹國人は云ふ迄もなく國內法の規定に據り至る處自由に土地の所有若くは借入れ
 を成すことを得べきも治外法權を有する外國人の土地所有に關しては條約の規定
 に據るものにして一八五五年の英暹條約は左の如く約せり

一 盤谷府の城壁を距る二百セン(約四英哩)の圈内に於ては外國人は土地を借り家
 屋を買取り若くは建造することを得るも暹國に在住すること十年に達するか
 若くは暹國政府の特別の許可を得るに非れば同圈内に於て土地を購入するこ
 とを得ず

二 右制限地域の外暹國に於ける外國人は盤谷府を去ること土人の小舟を以て二
 十四時間に航行し得らるゝ里程内に於ては何時にても家屋及土地を租借し若
 くは購入することを得

三 外國人の購入したる土地にして購入後三ヶ年間に土地の耕作若くは改良に着
 手せざるときは暹國政府は原價を以て該土地を買戻すことを得

日暹條約は土地所有權に關し何等直接の規定を見ずと雖も最惠國條款に據り前

記規定に均霑を求め得べきや勿論なりとす。

第十二章 山林

暹國の林業は「チーキ」事業により代表せらる抑も世界に於ける「チーキ」材の産地は暹羅、緬甸、印度、支那及瓜哇の諸國にして瓜哇の南方と北緯二十三度以北には曾て生育せしを聞かず瓜哇産「チーキ」は年々多少の産出あり且其材質緻密重量多き點に於て斯界の賞讃を博するも惜むべし供給不足にして其の大き又充分ならず之を緬甸及暹羅産の品質優良にして大なるに比すれば及ばざること遠しとす印度の英領に歸せし當時孟買州の西岸より「マラバル」高原一帯に亘り交趾及「トラバンコール」の傾斜地には何れも鬱叢たる「チーキ」林を有せしかど今や既に採伐せられて亦昔日の觀なし斯くて本樹は今日殆んど緬甸及暹羅の専有に歸し其の産出の消長は直に世界の市價を左右するに足る而して暹羅産「チーキ」が歐洲市場に知れ渡りたるは十九世紀半ば頃にして當時既に英人は緬甸方面より暹羅「チーキ」豊富なるを推知せしが如し其後十九世紀後半歐洲造船界の進歩發達は著しく本樹の需要を増し最近十ヶ年

間は毎年約一千万銖内外の輸出をなし來り就中暹曆一二四年度の如きは其輸出價額一四〇〇〇〇〇〇銖に及べり想ふに將來世界に於ける造船技術上の大革命あらざる限り又「チーキ」に代るべき適當なる造船用材の發見せられざる限り「チーキ」は市場に於て其需要を減するが如きことあらざるべし

暹國に於ける「チーキ」の産出地は主として北方老撾地方に位する「バヤツン」Bayab「ピサノローク」Pisanuloke 及「ナコンソワン」Nakon Sawan の三州内にして乃ち北緯十六度より二十度に跨り西は英領緬甸東部を南北に縦貫して「ムールメン」港に流出する「サルビン」河を控え東は湄江河を境とし此の中間に於て湄南河の水源を包括する一帯の地域内にして其の主なる集散地を「チェングマイ」Chiangmai 「ナーン」Nan 「バン」Pne 「ランバン」Lampang 「ランブーン」Lampoon の五市とす就中「チェングマイ」市は盤谷市を去る北方五百哩の都市にして位置「チーキ」産出地域の中央を占め今や人口三萬餘を有し諸種の官衙公共機關を備え又新業に關係ある歐米人の在留するもの少なからずと云ふ。

「チーキ」樹は學名を *Tectona Grandis* と稱し落葉性大樹部類に屬し高さは通常百二十

呎より百五十呎に及び周囲は二十呎乃至廿五呎にして黄褐色の外皮を有し其幹は直立す一ケ年の平均雨量五十吋以下なる乾燥地に適す而して普通チーキ材と稱するも全山悉く同樹を以て覆はるゝものにあらず他の自然發生植物と混合繁茂しつゝあるものにして唯チーキ樹は其の葉幅八吋乃至十五吋長さ十吋乃至二十吋にして花は白色の圓錐形にして恰も我桐葉桐花に類似し一見忽ち他植物と區別をなし能ふチーキ材の主なる價值は其木質の硬さと細胞纖維に粘着しある脂液とに外ならず此脂液たるや水に對する抵抗力頗る強く殊に金屬類の木材と接觸するの際に普通生ずる錆及腐蝕を防ぎ木材の保存上大に力あり船材として缺くべからざるは勿論尙熱帯地方に於て平素屢々害を加ふる白蟻の攻撃に堪ふるを以て建築用材として亦尤も必要のものとせられつゝあり

「チーキ」の伐木法は先づ地上に接して鋸を幹に加え輪狀に挽き廻し其樹の能く枯死するに足る迄内部に斬り込み少なくとも二ケ年間其儘に存立せしむ然る後好季節を待て挽き仆し枝を拂ひ適當の長さに斬り丸材となすものにして此の作業は多く乾燥期中に行はる而して例年六七月雨期に入り山間の溪流漸く水を通するに至る

や之を利用し附近の河流迄運び出すも水運の便なき地方にあつては専ら象力を用ひ或は水牛用二輪車を使用することあり永く新業に従事しつゝある「ボルネオ」會社及「ボンペー」バー「會社等にありては種々の器械を應用し道峻峻にして象を用ひ難き場合には鐵索運搬方法を試みつゝあり斯くて河流に運出されしチーキ材は再び「メーヨム」「メーワング」或は「メーピン」河に出で筏に組立られ雨期中の豊富なる水量を利用し「バクナンボ」Paknampoに送られ同所山林區署の検査を受け内地税を支拂ひたる後盤谷に河下げ爲すものにして普通筏一組には二十本乃至三十本を結付け土人の一家族之が監督として遠く北方老樾地方より乘組み來るを見る

北部地方にて採伐せられ盤谷市場に持來されんとするチーキ材は前述の如く内地税支拂の爲め「バクナンボ」山林區署の検査を受けざるべからざるを以て同所に於ける一ケ年間の檢閲チーキ材數は換言せば暹國一ケ年間のチーキ產出額と認め可なるべし茲に最近十ケ年間の之が統計を示せば左表の如し

二八九八年

五〇、八〇〇本

二八九九年

五三、〇〇〇本

一九〇〇年	一二〇,〇〇〇本
一九〇一年	六四,一七〇本
一九〇二年	六四,三二五本
一九〇三年	一〇八,五三〇本
一九〇四年	一三五,一四〇本
一九〇五年	一四六,七五三本
一九〇六年	八六,〇六六本
一九〇七年	一〇八,三九八本

乃ち一ケ年の平均額は九三,七〇〇本なりとす而して一八九八年より一九〇二年に至る前五ケ年の平均額は七〇,四五九本なるに一九〇三年より一九〇七年に至る後五ケ年の平均額は一一六,九七七本にして約六割六分の増加を示せしを見れば近時一部人士間に於て暹羅産チーキの産出年々減少しつゝありと稱せらるゝも夫れ或は一の杞憂に過ぎざらんか然りと雖も其の品質が漸次不良となりつゝあるは争ふべからざるの事實にして往年は捨て顧みられざりし劣等チーキ材も近時は盤谷

市場に於て相當の價値を有するに至りしは一つ需要の増加に因るものなるべしと雖も亦上等チーキ材の減少せしに外ならずとす

湄南水運により盤谷に搬ばれたるチーキ材は製材所へと送らる現今盤谷に於ける製材所は其數九ヶ所あり多くは西洋人の經營なれども支那人暹羅人の所有に係る者なきに非ず悉く湄南河の兩岸に散在しチーキ筏は直に製材所の前岸に繋留せらる其の下り來ること多き際の如きは製材所前幾十百の丸材列をなして浮漂し盛觀を極む大なる製材所は特に繋船棧橋を有し其の製品船積の便に供ふ而して此等製材所は英國製最新式の機械を使用し蒸汽動力を用ひ西洋人技師監督の下に多く支那人苦力を備ひつゝあり斯くて此等製材所に於て板材角材其他の用途に應じ製材されたる木材は茲に初めて海外に輸出さるゝものとする盤谷に於ける製材所各及其國籍は左の如し

The Bombay Burnah Trading Corporation	British
Siam Forest Company's Saw Mill	"
Borneo Company's Saw Mill	"

Denny Mott & Dickson Ltd

Iain Sam's Saw Mill

East Asiatic Company's Saw Mill

Kim Seng Lee & Co.,

Guam Huat & Co.,

Wing Seng Long & Co.,

French

Danish

Siamese

就中「ボルネオ」會社「サイアムフォレスト」會社及「ボンペーパー」會社は設立古く其名高し是等會社は盤谷に營業所製材所を有すると同時に北方に於ては「チーキ」林を備え自ら採伐に従事するを以て採伐の始めより輸出の終りに至る迄悉く自己の計算たるを得べく營業上幾多の利便あると云ふ左に最近五ヶ年間に於ける暹羅「チーキ」材の輸出額を示さん

名 稱	一 二 四 年		一 二 五 年		一 二 六 年		一 二 七 年		一 二 八 年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
角 材	七,七五三	一〇,九一五	七,四二二	一〇,四三三	六,七〇一	一〇,九一三	六,一七四	九,九三三	五,三三四	四,七三〇

材 名	一 二 四 年		一 二 五 年		一 二 六 年		一 二 七 年		一 二 八 年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
板 材	八,五三三	一,五〇〇,八二〇	七,三二七	一,三八〇,五七七	五,七三三	一,〇八〇,六四四	二,九二二	五〇,六三二	六,五〇二	九五二,七五五
屋 根 板	七,〇七七	四,二七二	七,四八〇	五,二八二	五,一五三	三,六四四	五,三三	四,九三二	一,〇七九	一〇,六七九
丸材及切端	一,一九七	五,八七〇	一,四四四	七,五三三	六,六六	四,三五六	四,四七	二,六一五	七,七	五,四〇三
實 類	六,〇〇〇	一,七三三,六〇〇	五,五五〇	七,四三三,七〇〇	五,〇〇〇	八,九八五	七,〇〇〇	一,五一一三	六,〇〇八	七,七,四四五
其 他	四,三三三	二〇八,〇一〇	九,〇六	六,五三三	八,〇〇	六,四二,五六	七,〇六	五,〇,〇三	六,八五三	四,五,二五九
計	三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇

主たる輸出先は印度、香港、英國、佛國、新嘉坡、獨國、伊國、日本とす
 終りに山林行政に付き少しく其の歴史を記せんに一八九六年以前にありては湄南河及サルビン河の上流に到るところ鬱叢たる「チーキ」林を見ざるはなく當時は僅に採伐木の太さに制限を加えし外何等の取締りなく全く採伐者の取捨に放任せしかば害に濫伐の弊に陥りしのみならず或は間々當該地方官と結托して公然盜伐を擅にする者あり斯くて十數年を経過せば暹羅「チーキ」は殆んど全滅に歸すべかりしかば政府は多年印度に在りて山林事務に執掌せし英人「スレイト」氏を聘用し其の意見により一八九六年内務省に始めて山林局を設け同時に新業に造詣深き人士を印

度及緬甸より招致し且つ有望なる暹國青年を撰擇して山林事務及技術を教授し又森林保護法及管理規則等を制定し時々局員を派して貸付林の測量調査と貸付條件の履行を監視せしむる等鋭意斯業の改良發展を計りしかば山林經營の基礎稍整頓したり一八九七年貸付規則を改正し林業の發達上適切なる拘束を加えて貸付年限を六ヶ年と定め周圍七十六吋以下の樹木を採伐することを禁止せり越て一九〇一年に至り舊來の貸付林は概ね滿期に達したるを以て實査の上尙採伐し得べき樹木の存する山林に限り新貸付規則に準據し之れが繼續を許可せり而して林税は從來九材一本に付四留比二十五仙(チーキ)産出地方は印度留比貨の通用多き爲め便宜上留比價を以て公税を徴收すなりしを其大小に依りて區分し大は一本に付十留比小は六留比と改めたり一九〇七年に至り曩に六年契約の下に貸付を繼續せる山林は何れも滿期に達せしを以て更に改正規則を公布し一九〇九年十二月一日より之を實施せり其の大要は(一)貸付年限を十五ヶ年とし(二)借受人間の便宜に依り相互に租借山林の交換を爲すことを試容し又場合により閉鎖林を開き成るべく諸所に散在せる小借區を纏めて數個の大借區となし以て整理に便ならしめ(三)大借區は之を二

分し其一半を採伐區域とし向後十五ヶ年間専ら此區域内に在りて採伐に従事し他の一半は豫備林となし其後十五ヶ年間の採伐區域に充用し(四)林税は九木一本に付十二銖と定む等を重なるものとす此改正規則の勵行せらるゝに至らば當に採伐上幾多の便宜を得るのみならず供給又豊富となりて斯業の根柢を強固ならしめ以て暹國(チーキ)の産出を永遠に保證することを得べけん

第十三章 鑛業

國內に於ける鑛物としては金銅鐵寶石類石炭硝石等ありと雖も現時鑛業として規模大きく且つ産額多く一國の主要産業と稱し得べきものは錫鑛あるのみとす金採掘の重なるものとしては「ダフデペローピングゴンバニー」Duff Developing Co. の從來馬來半島ケランタン州に於て従事しつゝありしを見しも同地方は一九〇九年の英暹條約の結果として今や英領となりたり之を外にして「バンタパン」Bangtapan「ワタナー」Wattana「カビン」Kabin「トモ」Tomoh等の諸金鑛皆て歐米人により試掘せられたるとあるも氣候風土に慣れざる困難と事業管理の方法宜しきを得ざるにより

何れも好成績を得る能はずして廢鑛し目下採掘中のものとしては馬來半島「ラング」及其近傍金鑛山に於ける支那人の經營あるのみにして關係人員も二三百名を超えずと云ふ銅は「チャンク」Chank 地方之が産地として知られ丁抹人嘗て採掘せしことありしも現今其消息を聞かず鐵は往古暹國北部地方に於て相當の産額を出し武器日用品の製造用に供せられしは史上の示すところなるも近時安價に輸入さるゝ外國品に壓せられて又其跡を止めず石炭は四五年前「ブケット州」「ゲービー」Gherbi 地方にて發見せられしも褐炭にして其質良好ならず寶石類としては「ルービー」サファイア「の二品最も名高く就中暹羅「サファイア」は世界市場に於て名聲を博しつゝあり兩品共東南「チャンプリー」州の産多く此等寶石類は何れも游積砂土中に存在し其採掘法は河川の附近に於て數多の小穴を掘鑿し寶石を含有する砂土を取り手を以て水流中に於て淘汰洗滌し然る後其内より寶石を拾ひ取るなり採收に従事するものは數多の小組合若くは個人にして彼等は採收せしものを直に行商人に賣渡すを以て統計の據るべきものなく從て其産額を確知すること能はず其他國內地方に於て亞鉛、硝石等の産出を聞くも特筆する程の聲價なし

暹國唯一の鑛山物たる錫は馬來半島西岸に於ける「ブケット州」Puket 并に其續き地よりの産出多く殊に「ブケット州中」「ブケット島」「レノング」Renong 「タコアバー」Takapa 「パンガ」Panga 「ゲービー」Gherbi 「トラング」Trang の地方は錫産出地として其名著し蓋し馬來半島の錫鑛脈は實に中央暹羅と緬甸「テナセリム」州との間の境界線を形成し南に延長馬來半島の脊骨をなし遂に蘭領の「ピリシヨン」「バンカ」及「シンケツ」諸島にも連亘せる花崗石の一大山脈及其附近に存するものにして此花崗石脈は暹國并に英領及蘭領東印度に於て錫鑛を含有する廣大なる游積砂土の本源なりとす今暹曆一二七年度中馬來半島西海岸に於ける錫の産出額を見るに左の如し

「ブケット」島	三八、六二七担
「トラング」	一、四一〇担
「レノング」	四、七三五担
「タコアバー」	一〇〇、九四担
「パンガ」	九、二八九担
計	六四、一五五担

従来の採錫作業は殆んど支那人の獨占到歸せしものと云ふを得べく資本主たる支那人(福建人多し)は自國の勞働者を使用し採掘鑛鑛の方法幼稚なるものなりしが近時此の趨勢は一變して支那人の採鑛に従事する者は減少し代ふるに西洋人の關係するもの増加し來れり目下「ブケット」州に於て新業に従事しつゝあるもの、尤も大なるは在「トンガ」Tongkar Harbour Tin dredging Co. にして會社一ヶ月の採掘高は一千餘担を占むと云ふ近時組織せられたる暹羅錫組合 Samese Tin Syndicate は同州内錫鑛に付有益なる測量を爲せしも未だ實地採掘に至らず又最近に E. B. Moore なる人州内官有地内に於て錫採掘の特權を得其の坪數は百三十二坪ありて將來有望なる鑛區と稱せらる「レノンダ」に於ては Diam Trading Co. 曩に錫採掘權を得海底浚渫の方法により近々之れが採掘を開始すべしと云ふ

翻て半島東岸に於ける錫産地としては「ラーマン」Rahman 地方を掲げざるべからざるも同地産物は運輸の便宜上「ムーダ」河に據り半島兩岸に輸送されつゝあり錫鑛經營學者としては「Rahman Tin Co.」「Rahman Hydraulic Tin Mining Co.」の二會社其名高きも同地方は一九〇九年英暹條約の結果英領となりしを以て馬來半島東岸に於ける暹羅

領にして目下錫の採掘を爲しつゝあるは「ナコンシータマラート」Nakon Srihanauj 及「ジュラー」Jular の二地方に過ぎずして暹曆一二七年度の産出高は前者二四五一担後者四四九〇担なりとす要するに現今錫採掘の中心點は馬來半島西岸にありと斷言するを得べし

農務省鑛山局は國內鑛業の監督をなし試掘の許可鑛區借地契約等一切の事務を取り扱ひ一九〇一年制定の鑛業法は國內殆んど全部に涉り適用さる之を聞く往昔暹國に於ては外國人の採鑛請願の許可は外務省之を司り之に反し内國人の願出に對しては各地方廳其認可權を有し居たりしに其後採掘申請の數著しく増加し且つ政府に於ても汎く國內の鑛物を開放し鑛業の隆盛を謀らんとし一八九一年一月始めて農務省の一局として鑛山局を設け二名の西洋人を顧問としたり然るに鑛山局設置以前に内外人に與へられたる採掘權の多くは長期のものにして其が借地税は極て廉なりしにも拘らず産出鑛物に對して比較的高税を課し居たり然も採掘契約には事業の實行上に付き規定するところあらざりしを以て採掘人の多くは少額なる借地料を拂つて巨大なる土地を得何等の採掘を爲すことなく他日第三者に高價

に賣り放たんとする所謂虛業家となり結果は國內に存する廣大なる鑛區は草茫々として放棄さるゝの狀態なりしを以て鑛山局は設置以來漸次に契約満期のものより之が更改を試み新契約には採掘者に對し資産上の資格事業の着手期限等に關し嚴重なる制限を設け同時に専門技師を屢々國內各地に派遣し各種鑛業の調査をなさしめ時々有益なる報告を發行する等鑛業の開発を期する上に於て大に務むるところあり要するに暹國鑛業の將來は尙ほ知數として識者の一考を煩するに足ると云ふて可ならん。

第十四章 工業附漁業

今日の暹羅は純然たる農業國にして國內には遺憾ながら未だ重要なる工藝製品の産出あるを見ず既に説明せし如く此國の經濟的生命とも云ふべき精米と製材の兩工業を除きては殆んど指を屈するに足るものなし若し夫れ強て求むれば唯だ製糸と絹織物の二あるのみ而して製糸業の起源は比較的古き由なれ共近時に至る迄何等の改良方法を講せざりしを以て其の質良好ならず繭は白色と黄色の二種類あ

るも白繭は纖維少量なるを以て黄繭を主として飼養せり形狀は比較的小にして推形をなし毛羽多く純量纖維は日本繭の約三分の一乃至四分の一を有するに過ぎず通常行はるゝ製糸法は日本に於ける昔時の手引法の一層單簡なるものにして只一箇の土鍋と木枠あり鍋内にて煮られたる繭の纖維は指頭にて繳を施しつゝ上部に装置しある竹の横棧を超えて籠に手繰り込み後更に枠に取り入るゝに過ぎず斯の不完全なる製糸方法を以て得られたる生糸は甚だしき太細あり加ふるに節多くして手觸り粗硬なれば其儘燃糸として使用すること能はず現今國內の用途として輸入西貢糸と併合して漸く國人常用の衣服たる「バーノン」及「サロン」の織用に供せられ其の少量の海外各地に輸出さるゝものは紡績用屑糸なりと云ふ生糸の産地は北部「ユーラット」及之に隣接せる「イサン」及「ウドン」の三州にして主として老樾人東甯瘞人の従事するところなり其の産額に至つては茲に精確なる統計を示すこと能はざるも生糸の集散市場たる「コーラット」市に於ける例年一ヶ年の出廻り生糸の概數は約五百擔なるを稱へつゝ、あれば暹羅全國の生糸産額は一千五百担内外と推定して大なる相違あらざるべし

生糸産地たる前記の「コーラット」外二州は又絹織物を出し其額一ヶ年約七十萬銖と稱せらる専ら「バーノン」及「サロン」の製造に任ずるものにして同方面の旅行家は屢々附近民家に二三若くは四五の簡易なる手織機臺の備付あるを觀るならん彼等は先づ自家織物を作り其の剩餘を市場に賣り捌くものにして普通土人一人が幅約四十吋長さ十二三呎の「バーノン」一枚を織るに十日以上十二三日を要すと云ふ以て如何に其幼稚のものなるやを推すに足らんか而も其が價格は比較的高きを以て輓近器械力を應用したる廉價なる外國製品の輸入されし以後一般の需要は忽ち此の舶來品を好尚するの傾向となり今日盤谷市中に於ては手製「バーノン」は亦殆んど其影を見ず一九〇二年以來暹國政府は日本人技手數人を招聘して製糸織物の中心點たる「ユーラット」市に蠶業局を設け在來の蠶種及製糸法の改良を奨励し且つ近々は進んで模範織物機臺を數多購入し孜孜として國內機業の發達指導を爲しつゝ、あれば本業も將來或は暹國に於ける重要工業の一となるを得んか。

此の外甘蔗及砂糖樹より採取する粗製砂糖の製造染料原料たる「スチックラック」の採取國內一般に用ひらるゝ河川用小船の製造北部「チェングマイ」地方に於て古く

より傳はる漆器類の製作等あれ共何れも尙原始的のものにして一國の工業として紹介するに餘り小なるを遺憾とす

海岸線の延長比較的短かき北國に於て漁業が從來閉却せられ居りしは又自然の數と云はざるべからず暹羅灣に於ける漁族の種類は大體に於て日本と異なることなく漁撈は暹羅人及在留支那人により試みられつゝあり例年六月より十二月乃至一月に至る間を漁業期間となすものにして其の使用漁具中の主たるものとして「ハツポ」網あり堅網にして土産の麻を用ひ其太さは木舞繩に等しく網目の大きは一反中種々ありて一定せず大なるは節と節との間七八寸あり丈は八九尺にして長さ二百尋を普通とす此國に於ける漁業地として有名なるは湄南河川口の「バクナム」ターチン「河川口の「ターチン」バンパコン「河川口の「バンブラソイ」等にして其他西南馬來半島に於ける「チョンポーン」ラングソワン「地方又東岸「チャンタブリー」地方も名あり前記地方に於て捕獲されたる魚類は主として盤谷市場に送らるゝも亦鹽漬其他防腐方法を施して暹羅内地を始め遠く香港新嘉坡へ輸出さるゝもの少なからず左に最近五ヶ年間漁類の輸出數量及價額を示さん是れ亦當國重要輸出品の一とせざるべ

名 稱	一 二 四 年		一 二 五 年		一 二 六 年		一 二 七 年		一 二 八 年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
魚名「ブラ」	八七〇	一五、〇〇〇	四、〇〇〇	五、六〇〇	一、〇〇〇	一六、〇〇〇	三、三〇〇	一四、〇〇〇	三、三〇〇	五、三〇〇
魚名「アブラ」	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
魚名「サリ」	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
鹽製「ブラ」	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
トウモロコシ	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
魚類	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
計	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇

第十五章 外國貿易

暹國が外國と通商交易を開始したるは遠く西曆十六世紀年代にして一六〇〇年頃には早や葡萄牙人と蘭陀人等の來つて盛に貿易を營ふしことは歴史欄に於て記述せし如くなるも正式に國を開きたるは一八五五年の英暹修好及通商航海條約締結を基とし後年締結せられたる暹國と諸外國間との條約は悉く之に均霑したり而

して英暹條約は暹國の關稅率に付き規定するところありしが此は其後に結ばれたる酒精販賣に關する取極書と共に現今有效のものとする現行輸入稅率は簡單且つ低廉にして麥酒葡萄酒の從價五分其他の酒精は一瓦貳銖(酒精含有の強弱により稅率を異にす)の外輸入品は悉く從價三分なり輸出稅は輸出品中内地稅を徵せざる物品に限り課し其の稅率は左の如し

品名	單位	稅率
驢及騾	一頭	二銖〇〇仙
「アングレ」樹皮	一担	〇銖五〇仙
海參	同	三銖〇〇仙
乾檳榔子	同	一銖〇〇仙
燕窩精製せられざるもの	從價	二割
水牛骨及牛骨	一担	〇銖〇九仙八分の三
象骨	同	一銖〇〇仙
水牛	一頭	四銖〇〇仙

食牛	一頭	三銖〇〇仙八仙の三
荳蔻砂仁	一担	六銖〇〇仙
白荳蔻	同	一四銖〇〇仙
阿煎藥	同	〇銖五〇仙
象	一頭	三〇銖〇〇仙
虎骨	一担	五銖〇〇仙
魚狗の羽毛	一〇〇	六銖〇〇仙
鱧鱒(黒)	一担	三銖〇〇仙
鱧鱒(白)	同	六銖〇〇仙
魚類「ブラーヘング」	同	一銖五〇仙
魚類「ブラーサリット」	同	一銖〇〇仙
藤黄	同	六銖〇〇仙
虎膠	同	一二銖五〇仙
安息香	同	四銖〇〇仙

芋	同	一銖五〇仙
水牛皮及牛皮	同	一銖〇〇仙
鹿皮(上等)	一〇〇枚	八銖〇〇仙
鹿皮(下等)	同	三銖〇〇仙
象皮	一担	〇銖二五仙
犀皮	同	〇銖五〇仙
犀皮	同	〇銖二五仙
水牛角	同	〇銖二五仙
幼鹿角	從價	一割
老鹿角	一担	〇銖二五仙
犀角	同	五〇銖〇〇仙
馬及小馬	一頭	四銖〇〇仙
象牙	一担	一〇銖〇〇仙
柔皮	同	二銖〇〇仙

魚の浮囊	一担	三銖〇〇仙
鹽製肉	同	二銖〇〇仙
淡菜	同	一銖〇〇仙
粳米	「コーヤン」	二銖〇〇仙
孔雀の尾	一〇〇	一〇銖〇〇仙
塘鵝の羽	一担	二銖五〇仙
玄米	「コーヤン」	四銖〇〇仙
碎玄米	同	二銖〇〇仙
白米	同	四銖〇〇仙
碎白米	同	四銖〇〇仙
「ベイチー」種子	一担	〇銖五〇仙
「ルークラボー」種子	同	〇銖五〇仙
「バンクタライ」種子	同	〇銖五〇仙
鼈甲	同	一銖〇〇仙

海螵蛸甲	同	一銖〇〇仙
鹿筋	同	四銖〇〇仙
「アルマデイロ」皮	同	四銖〇〇仙
鱧皮	同	三銖〇〇仙
虎皮	一枚	〇銖二五仙
「スチツクラツク」	一担	一銖二五仙
沈香	同	二銖〇〇仙
蘇木	同	〇銖六二仙五
		〇銖五〇仙

標準量 一担は 一三三封度三分の一
「コーヤン」は 粳米にあてては 一六担
玄米同 二二担
白米同 二二三担

阿片は暹羅政府の専賣に屬するを以て政府命令の下にのみ輸入することを得べ

く又武器及火薬は豫め政府の許可を得るに非れば輸入するを得ず「モルヒネ」薬も其の自由輸入は阿片專賣の方針と相反するの理由を以て禁止され唯醫師に限り薬用として使用すべき一定の分量のみの輸入許可せらる

茲に最近八ヶ年間の盤谷港輸出入貿易總額を瞥見するに進歩の著しきものありて百二十八年貿易額を百二十一年度の其に比較するときは約一割八厘餘の増加を示せり乃ち左表の如し

暹曆一二年年度	輸出	輸入	計
同 一一二二同	八五、八一五、九二〇 ^肆	六九、七二六、〇七四 ^肆	一五五、五三二、九九四 ^肆
同 一一二三同	七六、八八八、二七六	六六、三八九、二四二	一四三、二七四、四一八
同 一一二四同	一〇四、一四〇、八三四	七六、〇五九、五〇七	一八〇、二〇〇、三四一
同 一一二五同	一〇六、九六四、四四三	六八、八七五、五四六	一七五、八三九、九八九
同 一一二六同	一〇五、八五九、六〇四	七七、〇六一、六五八	一八二、九二一、二六二
同 一一二七同	九九、七三四、六二二	七八、六八八、五二一	一七八、四三三、一三三
同 一一二八同	一〇〇、七五七、三三二	七六、八一七、九四一	一七七、五七五、二七三

同 一一二八同

一〇二、五七〇、四三四

六九、八一七、七二一

一七二、三八二、一四五

備考 盤谷港は暹國に於ける唯一の輸出入貿易港にして之を除きて佛領印度支那と暹領及び英領緬甸と暹羅老樾との間に國境貿易の行はるゝもの無きに非るも其額少なるべく且つ據るべき統計の徴すべきものを有せざるを以て盤谷港にのみ付き記すことゝしたり

進んで最近二ヶ年間に於ける盤谷港輸出品の價額及數量の詳細を掲れば左の如し

品 種	單 位	百二十七年 度		百二十八 年度	
		數 量	價 額	數 量	價 額
海參	担	〇九〇	一一〇 ^肆	二二、三四	六一七 ^肆
乾檳榔子	同	六、六二	三〇	九、三二	八三
骨類					
水牛骨及牛骨	同	四、九五六、六三	一〇、一五七	五、二三四、〇七	一〇、九二一
象骨	同	五一、四九	一、〇七〇	一〇、四一一	一、九五六

白象王國

一一〇

虎骨	同	一三六、九四	五、三三六	一〇八、三一	四、六六〇
食牛	頭	四四六	四〇、八〇〇	六二四	六一、一五〇
荳蔻砂仁	担	一、五八三、九五	九一、一一〇	二、二五六、九九	一一六、一九〇
白荳蔻	同	二九三、五六	一〇四、〇四五	一七四、八四	四九、三四九
阿煎藥	同	〇、〇五	二	〇	〇
魚類					
「ブラーヘング」	同	一三、三六二、一九	二四三、三三三	一一、五〇三、六〇	三九二、二二〇
「ブラサリット」	同	二、九二七、七〇	五四、三七七	七、七五七、五七	一三九、四一八
藤黃	同	一三三、六一	三四、二六〇	三〇七、〇五	四一、五六五
虎膠	同	九、〇〇	六七二	〇四二	一九一
安息香	同	六一〇、四	一一、五〇〇	一三三、二二	一一、四〇〇
革皮類					
水牛皮及牛皮	同	三八、七二四、六二	九六六、五六二	四八、四二八、二六	一、三三三、九〇〇
鹿皮(上等)	枚	一八、一三六、	四三、五九二	一六、九八九、	四二、三二〇

鹿皮(並等)	枚	九七、〇九一、	八一、九六〇	六二、六三四、	五四、四〇〇
象皮及犀皮	担	一一、四七	三三八	三一、〇〇	一、七、〇〇
屑皮	同	一一、二七、五三	九六、二二	一一、二二、九一	一〇、七九四

角類

水牛角及牛角	同	四、九七五、七四	一〇四、一八〇	六、三九七、六六	一四五、〇三九
幼鹿角	同	七〇四、	七、五四二	三四七、	三、五六八
老鹿角	同	二八七、〇〇	七、〇四五	三〇七、五五	九、七七二
犀角	同	一一、二七	一三、九四〇	一一、五二	一四、二七〇
馬及小馬	頭	二	四〇〇	〇	〇
象牙	担	三五、七八	二八、三五〇	三三、二六	二二、九四五
柔皮	同	九七〇、一八	二二、八四〇	六四五、四七	一七、四七四
鹽製肉	同	八二二、四七	六、八一七	九二二、六〇	六、二二五
淡菜	同	一三、六四七、八三	三九七、八八六	三〇、九六八、〇三	四三八、七七二
塘鵝の羽	同	五、〇五	一、六一〇	三、二四	一、〇四五

米穀

玄米	同	二,三三九,八四七	一〇〇,一四,八八八	一,八〇三,二二七	八,三三八,七四三
碎玄米	同	二八五,九〇一	六九五,七四九	二〇六,六一八	六一九,七〇五
粉玄米	同	三八七,七八四	四〇一,三三三	三八三,一三九	五七一,八七八
白米	同	六,七八二,八四一	四七,四八六,八一六	七,〇七三,六〇六	五〇,四一四,〇七七
碎白米	同	三,八八五,九七八	一六,六二七,五九三	四,八〇二,八九四	二〇,七四九,一三三
粉白米	同	一,三六九,一五六	二,八五九,三九八	一,二九七,〇三一	二,九八〇,〇一三
粳米	同	三七七,〇六九	一,三〇九,一三六	四四二,〇四〇	一,三五五,〇三六
「ルーク、クラボ」種子	同	一,五九九,三六	六,七二〇	八八四,四二	二,七八三
「パング、タライ」種子	同	一〇八,三九	一,三五〇	二五七,八三	三,三一〇
鱈鱈	同	二五,〇二	三,三三八	二七,六八	三,〇一七
鼈甲	同	〇,八四	九四七	一,〇四	三一四
鹿筋	同	一〇二,四二	一,四一一	八二,八一	一,一七六

皮類

「アルマデイロ」皮	同	二六七,四三	二九,五四〇	三三四,三七	三七,七三〇
鱧皮	同	二二三,三五	二,四三九	二二五,〇四	一,七四五
虎皮及豹皮	枚	三七	六一六	一六	一五三
「スチツクラツク」	担	三,五三九,三八	一三五,二六三	七,〇七九,二四	一九四,三〇八
沈香	担	二五〇,五三	四〇,三九〇	五八八,五九	五七,二〇三
蘇木	担	一〇,五七三,三八	三八,五〇一	七,五四八,二七	二二,五八四
其他の雜品	—	—	二,二〇五	—	六九六
合計		八一,九四七,一五一		八八,三三四,四三七	

内地税を賦課せられ輸出税を免除せらるゝ物品

品 種	百二十七年 度	百二十八 年度			
數量	價 額	數 量	價 額		
「マングロー」樹皮 單位担	五四六	六〇〇	〇	〇	
豆類	同	三五七一	二二,一九〇	四,七七四,六〇	二五,八三二
椰子の乾核	同	四〇八	二,四三〇	七四五	七,五八九

燕窩	同	一三三,三三六	三〇四,〇七七	一四七,〇〇九	一三八,七六一
石灰	壺	五九五	三〇五	一一〇	六一
生綿	担	九,八八二,七〇〇	一〇五,九三三	九,七六三,一六	一〇六,九九二
火把	同	一三七	四,九五〇	二〇三,七〇	一,六三五
鴨蛋	箇	一,四八七,〇〇〇	二九,七七四	二,八二三,〇〇〇	五二,九九六
鹽製「プラトウ」魚	同	一一二,六六三,〇〇〇	七二六,二九五	三二四,一〇二	三〇一,九二一
其他の鹽製魚類	同	一一三,五四一,一〇〇	八四六,六六六	一三四,八三九,七五	九一六,七七五
玉葱	同	六三,八七〇,六〇〇	一六七,一九九	三二,九三三,七	一五〇,七〇三
胡椒	同	二四,三六〇,三三	五四七,三八〇	二二,三二六,五〇	六七九,二五一
素焼の壺	箇	六五,一〇一	五,七四五	六〇,五六〇	五,八六五
鹽	担	四三,八九八,〇〇〇	四三四,〇八二	一八三,三七四	一七九,一〇二
生糸	同	六五二,八七	二二五,七六六	八〇四,一三	二六〇,九三三
砂糖(赤)	〇	〇	〇	担 三四八,三	一,五〇〇
獸脂	同	三九六,七四	三,六四九	一七〇,六一	一,六八〇

「チ」キ材

胡麻	同	九,三三三	六七,〇九七	一,三三三,〇九	九,九七七
錫	同	四二九,八一	三五,三二〇	二七八,一九	八,一八五
煙草	同	八,六〇	四七四	一九七七	八四五
角材	噸	五九,一七四,〇〇〇	九,三六三,六二八	五三,二三四,二	四,七二一,〇九九
板材	同	二,六九二,二八	五〇六,二七二	六,〇六二,〇三	九七五,二七三
屋根板	束	五三,三二	四一,九二	一四四,三三	一〇,六七九
丸太及切端	噸	四四七,一三	二六,一五九	七五七,四九	三五,四〇二
細條木	噸	七,〇七四,四五	一一七,二二三	九,〇〇八,一三	七六七,三四五
其他	同	七,〇二八,三〇	五八二,〇五三	六,八九二,三一	四六五,二五九
花桐	担	一〇,〇三五,九三	一八,二七二	七,〇七二,〇一	一三〇,五七二
黒檀	同	三三一	八九〇	〇	〇
鐵刀木	同	八四〇	五,〇〇〇	〇	〇
黄楊	同	二,七五二,五二	三,〇三三	〇	〇

白象王國

品名	同	百二十七年	百二十八年
紅木	同	五七、三三八、	一三九、一八五
其他の木材	同	一九二、九一五	〇
木棺	同	三五九	二四三、八〇三
其他の雜品	同	五、八一三	〇
合計	同	一一、五四一、二五四	一〇、三〇〇、五九七

内地税及輸出税共免除せらるる、物品

品名	單位	百二十七年	百二十八年
古鐵	担	二、二八二	二、一八八、六七
古眞鍮及古銅	同	一、五一〇	一、三二二、七五
空瓶燭類	同	二、八五三〇	二、五、四九二
銀塊	同	二四〇、六七六	一、三五、八六三
金塊	同	五、五〇〇	〇
金貨	同	〇	一、五、三〇〇
合計	同	九二	六五

銀貨	同	七〇〇、〇五三	一、六〇一、四三三
銅貨	同	〇	一、八〇〇
鐵鉢	箇	二、四三六	三、八三〇
金紙	同	〇	四、八八〇
植物	同	〇	一、三九四
「パンベルマウス」	箇	一、三、五八、四二九	一、一、九八、四五〇
護謨	担	一、五三、九二	三九、四三六
紅寶石(粗)	同	一九、七六八	四、五九五
青寶石(粗)	同	五六、三〇〇	一六、六七一
遊寶	担	〇	一、一七一
「ナイガー」種子	担	二〇、六七〇	一三、五七五
絹反物(黒)	同	二、〇九八、六〇	八、二四〇
蛇皮	担	三、八二、一四六	六〇三、八五五
酸果	同	七、二七	四八〇
同	同	三、二四九、五〇	二、四六二
同	同	一、四、七二六	二、一、五七九

木材製造品

五八二三

九、七七一

其他の雜品

一三四、九三〇

一六四、五〇九

合計

一、六四九、九九八

二、六八五、八五四

再輸出品

品種

百二十七年 數量 價額

百二十八年 數量 價額

寶石類

一〇七、〇五〇

八九四、九八一

金銀類

二六、五六七

二二、二二八

金糸

一、八三五

四六九

其他の雜品

五二〇、四七七

四三〇、八六八

合計

一、六一七、九二九

一、三四九、五四六

總計

一〇〇、七五七、三三三

一〇二、五七〇、四三四

前表に就き見るときは再度暹國の輸出貿易は米と「チーキ」の二品なりとの言を繰返さざるを得ず百二十八年度の輸出總額一億二百五十萬銖中米は八千五十二萬六

千銖を又「チーキ」は一千二百七十四萬銖を占めつゝあるをすれば二品が如何に重要物産なるやを了するに足らん米及「チーキ」の詳細に關しては農業及山林の各章に於て既に概述せしが其他の比較的重要物産中胡椒は東部「チャンタブリ」地方よりの産出に係るものにして毎年歐羅巴市場に送られて聲價あり革皮類及鹽製製魚は主として新嘉坡へ向け輸出さる暹國生糸の輸出は近時のことにして其質は未だ粗悪今後幾多の改良を施すに非れば到底世界市場に於て競争すべき價値なし

翻て最近二ヶ年間に於ける盤谷港輸入品の數量及價額の詳細は左の如し

品種

百二十七年 數量 價額

百二十八年 數量 價額

火藥及爆發物類

小銃の彈藥

單位筒

八七〇、六五〇

四二七、五五六

五九四、七九一

二八、三三三

其他の爆發物

二七、七三三

三三、〇三三

動物

馬及小馬

頭

一七

九、九九九

三六

二四、一六〇

羊

同

六八九

一三、六三八

八二二

一五、九七五

白象王國

豚	頭	三三	三,八一〇	二九七	三,三四五
鷄及其他			二,一七八		三,九〇〇
兵器					
軍銃及獵銃	箇	七二一	四四,三九一	五二七	二九,九九〇
拳銃	同	三三五	一一,四九二	一九八	五,五七三
其他			二〇,三四六		七,二四七
美術製作品			三八,九八六		七〇,四四五
乾檳榔子	担	三九,九〇二	二七四,四八二	三九,六六三	二六四,一一〇
書籍及印刷物			六六,八四〇		六三,五三三
煉瓦	箇	九二一,九五三	五九,六二七	二九五,九三三	二〇,五三六
車輛額					
自轉車	輛	四六八	三六,八二二	七〇八	五〇,〇七
其部分品			五,八七二		七,九四五
自働車	箇	七八	四〇四,二〇七	九七	四五三,七一一

一一〇

其部分品			七七,一七六		一一九,四三三
其他車輛(人力車)			二六,〇九四		一八,四七四
其部分品			一八七,三二六		一一三,七〇五
「セメント」	噸	一三,五三二	三八九,〇八一	二二,三七八	六〇三,八六二
木炭	担	一一三,三三二	二八三,一八六	一一七,二二二	二七二,九三三
化學品及藥材			九九一,九五六		一一〇七,五二二
磁器及陶器					
下等品			八二〇,七八四		九七三,五三八
上等品			九九,九五八		九〇,五七五
時計及其部分品					七六,五二四
洋服材料			八三九,二五四		六六四,八七三
石炭及骸炭	噸	三〇,〇七五	五五四,九〇六	二四,一七八	四三〇,二〇六
椰子	箇	一七〇,九五〇	一四,三八六	二五四,五五〇	一一三,八一九
繩索類			三五三,〇八七		三〇三,七三一

第十五章 外國貿易

一一一

綿製品

繅布	担	三二七,七五〇	四,六八六,八二二	一九七,五〇一	二,七三八,六二六
更紗	枚	一三七,六三三	五七一,二八〇	九〇,三三〇	三五九,二六六
晒金巾	同	四二六,九八一	二,四四四,六〇二	三七四,三三八	二,一九九,九三七
生金巾	同	三五〇,〇五一	一,三四三,一四一	三〇三,八六五	一,二六九,七七七
緋金巾	同	四一,三三八	一七三,〇一四	一三三,五四二	五二,〇八三
赤織糸	俵	一九〇〇	二五八,八五〇	一,七二八	二三八,一五四
白織糸	同	四,九五九	六八四,八一〇	五,六〇一	六九六,四二五
其他の色織糸	同	四,四一五	五七〇,七八四	三,四八五	一,四四一,七四一
反物類	反	三九五,六四四	二,〇一四,八二二	二九二,三五二	一,三六五,七三五
肉緋絆	打	五四,一九七	二二九,九二六	七六,七二二	二七六,八九八
其他の綿製品			二,一三六,二五一		一,七七二,三五〇
生棉	担	四,九五七,八八	五三,八二二	二,八五一,四六	二九,〇六五

染料

アニリン染料

藍		六七,二〇九	四,五三三	五〇,五五四	三七,七八四
其他		一〇,三三三	一〇,三三三	二四,九二八	二四,九二八
電気用器具		八二七,八〇九		三八七,五九五	
煙火及爆竹		六〇五,七九三		六七三,三六九	
魚類罐詰					
鱈罐詰		六〇,八五五		二四,五三七	
鮭罐詰		八六,五八〇		五九,八五五	
罐詰外魚類		三六八,〇四八		四三四,七四〇	
麵粉				四七三,九五六	
玻璃及玻璃器		四三,四八一		三五五,六九五	
鐵器及反物		一,二七八,四六一		一,〇九四,六三八	
帽子類		四一九,七〇〇		四七九,一〇七	
芋製品		六三,一七七		一六六,九五八	

金銀寶石類

金銀製品

四二〇、八三二

六〇〇、九八四

寶石嵌入したるもの

五二七、五五一

五三四、五〇六

寶石嵌入せざるもの

一〇五、二六〇六

五七八、〇二一

粗布製袋

粗

二四、八三五

二、九四六、九四七

二二、六三二

二、三四四、八二六

「ランプ」及其附屬品

「ランプ」

二二二、六九六

三〇六、〇三八

其部分品

八二、八六七

一一八、六八二

柔皮及製品

靴

二八四、三六二

二五九、一九〇

鞍

四二、九四三

三二、六五一

其他柔皮製品

三三二、八九七

二八三、一一一

麻織物

四二、八七七

二八、六二六

蒸汽機械類

金銀寶石類

磨機

三六五、二五四

二六二、五九九

船用機械

二二六、九七四

二二七、九七九

其他の機械

二〇〇、一五〇

三〇四、八九〇

機械類(蒸汽力にあらざる)

縫用機械

三八、一三六

六七、四〇四

其他の種類

三七一、九二五

三九〇、三四九

調革

八〇、六〇五

九四、八八六

燐寸

七三九、一一三

七八二、七五一

莫産并に藤、竹及蔴製作品

九七一、五二二

九七三、一九六

金屬類

眞鍮及其製品

六七九、九七一

五五八、九三三

銅及其製品

一〇一、一八六

一一六、一九八

鐵條及鐵竿

一一八、四九二

一〇九、八三三

船用鐵及鋼鐵板

三〇、七六七

一五、〇五六

鐵及鋼鐵電渡板	六〇三、三六一	八四七、二九二
鐵及鋼鐵線并に其製品	一〇一、三五九	八〇三、一一一
鑄鐵及其製品	二三九、〇七一	二一九、五四四
鍛鐵及其製品	八八、八三三	一三九、八四七
鐵及鋼鐵釘	九八、六八四	一三八、〇一八
鐵及鋼鐵螺旋釘リベット	一〇一、三三九	八七、九〇一
鋼鐵製品	三〇四、七八八	二七二、九四五
鐵道材料用鐵及鋼鐵	一、四一三、六一八	一、四〇〇、九四二
鋼鐵棒	一五九、五八五	一四七、五三〇
鉛及其製品	八四、三五三	五六、三三四
「エロメタル」	一四八、二二八	五七、四〇九
亞鉛及其製品	一八九、八〇四	一九三、六〇二
其他金屬及製品	三〇九、二九八	四一七、五〇五
罐詰牛乳	二八〇、七八八	三〇七、四〇八

鑛泉水

七六、九三九

七九、七八二

樂器

一六八、七二〇

二九四、〇〇〇

油類

燈用石油

瓦 五、〇九三、六一二

一、八三九、四八九

五、八七三、五四一

二、〇〇五、三八〇

液體燃料

同 一、二〇〇、五五五

一三八、六七二

七三七、〇六〇

七五、六七〇

機械用油

一二二、九四二

一五二、〇六四

其他の油

一、一五七、九六一

一、〇四五、四三〇

油布

一一〇、〇九七

一一三、二九一

塗料

三七六、〇九七

三八六、九四五

紙類

印刷せざる紙

四八六、八六七

四九七、三八七

印刷したる紙

四八、八一三

四六、八四九

其他の紙製品

一五七、七九二

一七二、七二六

寫真原料品

一三八、五四五

一五六、九〇四

食料品

六,二四九,八九九

五,六五六,三三六

絹製品

一一八

生糸

粗

一八五

一四八,三三七

一三四

一一五,一七〇

織布

反

一三,一九六

一三八,二四六

一三,九七八

一一六,〇三〇

反物類

同

二三八,一八九

三,三二六,五七三

二四二,二二四

三,一四三,五七一

其他の絹製品

反

一七五,八三〇

二二八,六二五

絹綿交織物

反

一八七,三五〇

三二,二六五

一八〇,八六八

石鹼

粗

三二七,〇三三

二,五五三,四七六

三二〇,八七五

二,六四三,八〇九

運動用器具

粗製品

一一,六二六

八,二五六

文房具

粗製品

一四,九四五

二八,三八二

石臼

粗製品

三四二,五五五

三四二,〇七八

砂糖

精製品

粗

三二,九三九

三七,〇九二

粗製品

粗製品

三二,九三九

三七,〇九二

三二,九三九

三七,〇九二

茶

粗

九,四六七

八四九,〇九三

九,三四二

九八八,〇九一

煙草

粗

七〇,八五〇

七二,七七九

六四,一八九

葉卷煙草

粗

三二,三二一

二二六,九七四

紙卷煙草

粗

三三三,〇三六

四二二,七九一

製造煙草

粗

三六六,九三七

四一三,三四五

其他

粗

九八,四七六

六一,六八八

洋傘(木綿張及絹張)

粗

二四一,〇二九

二四六,四二五

三三九,九八三

傘(紙張)

粗

六八九,四三〇

六二八,九七八

一八七,二一〇

蠟及蠟燭

粗

三〇一,六一五

三〇三,七三七

木材

板材

粗

二,五八六,二八五

八六八,七六〇

二,一八六,〇五六

七二四,九七五

角材

粗

四四三,四〇三

一七六,八一

四三三,一八二

一七五,一七〇

薪

粗

二,五二〇,七〇〇

五〇,五八九

三,一〇五,九四〇

六二,五五〇

白象王國

其他		二四,三六三	一三〇
木製品			二〇,九〇五
家具		二七,七〇四三	二二,九三三
其他の木製品		八一,四〇七	七二,〇五六
毛織物			
反物類	反	一六,九四六	二七,九四一五
其他		一一四,一六八	一五,七三九
旅客手荷物中に輸入せられたる商品		四九七,五六五	二四三,二二九
類別せざる雑品		一〇,四〇,三〇三	八八,五一〇
合計		六三,五三,〇二七	六五七,一四六
内地税を賦課せらるる物品			八六三,九七〇
合計			五八,八一八,一九九
麥酒	品 種	百二十七年 数量 價 額	百二十八年 数量 價 額
		二七四,六五〇	二二二,二八二

葡萄酒		一四六,七九六	一八〇,八五七
「ブランデー」	單位 瓦	六八,〇六八	二六三,八八九
「ウキスキー」	同	五四,二〇〇	六〇,四七七
支那酒	同	三〇九,三三一	四二,五二二
其他の酒精飲料	同	一〇,一三五	一三四,六四二
合計		一,五二四,五八〇	六〇六,四七六

免稅品	品 種	百二十七年 数量 價 額	百二十八年 数量 價 額
金葉	單位 「キ」	六三,一六六	四四,七一〇
阿片	函	一,五〇一	三,一二九,三〇六
貨幣		一,七八二,八一八	二,三四一,三五〇
銀貨		五,一七五,四五四	三,六四四,六一八
金貨		三二,二〇六	八三,一三四

白象王國

銅貨

一四四、五三五

一六〇、八八四

白銅貨

三三、六六五

一八一、四三四

合計

一一七、八〇、三三四

九、五四〇、七二六

總計

七六、八一七、九四一

六九、八一七、七二一

現今國內に於ける産業の視るべきもの多からざるを以て各種精製品の輸入多きは固より半製品、粗製品の輸入せらるゝものも亦少なからず而して其の主位を占むるものを綿製品とし國人の肩掛及腰卷等の纏布類品最も多量にして仕出地は英國新嘉坡、香港、印度、獨逸等とす金屬類品中鐵道材料用品の輸入多きは云ふ迄もなく専ら暹國官設鐵道用材にして獨逸、白耳義よりの仕出し多し絹製品の需要は逐年好況の域に進みつゝあるものにして之が消費者は専ら上流社會人士なるにも係らず其輸入額小ならず婦人用の乳卷、肩掛けに使用せらるゝ、薄絹、洋服裏地に用ゆる甲斐絹并に支那人の衣服其他に用ゆる甲斐絹、琥珀、縞子等にして仕出地は香港、英吉利、日本を主とす粗布製袋は暹羅輸出米の包用として使用され印度獨り之が供給を爲す油類の輸入は、スマトラ産多く砂糖は新嘉坡よりの輸入多し若し夫れ食料品に至ては

暹國在留支那人用として香港、新嘉坡兩港よりの仕出にかゝるもの極て多きを見る免稅品中に掲載されつゝある金葉 Gold Leaf は之を商品輸入と認むるよりも寧ろ金銀輸入として算すべきものにして在盤谷支那人精米所の或るものは香港へ輸出せし精米の代價を回收するに當り輸出貿易の沈靜なる場合に爲替相場の狀況如何に依ては銀行に手形を賣るの普通方法に依るよりも金葉を購買して輸入するの利益とすることあり斯くて之は爲替の代用をなしつゝあるものなりとす

前述の輸出入額を其國別により分類する時は左表の如しと雖も盤谷港出入の汽船は悉く其の貨物を新嘉坡若は香港に於て積替するを常として之が爲め貨物の生産地又は仕向地の精確を知ること能はざるものなり亞米利加、支那及日本品が香港よりとし又印度、歐羅巴品の新嘉坡よりとして輸入さるゝが如き其數必ずや多きを疑はざるなり

盤谷港輸出入額國別表

國名	輸 出		輸 入	
	一、二七年度	一、二八年度	一、二七年度	一、二八年度
亞丁			五四九	

白象王國

一三四

アラスカ

一〇四〇

アレキザンドリア

一〇六五、六一五

アルゼリア

一八五

小亞細亞

五八

漆太刺利亞

四二、三三六

アゾールス

四三、〇七七

白耳義

二八一、六〇〇

二、四五四、四八一

一、三三三、三三〇

一、五七二、二四一

ポルネヲ

八五〇

一〇一、三五四

二二、五九三

緬甸

六、一三七

一七、三五七

二二、一八三七

一八三、九四四

東南塞

二五、五六二

五五、八九二

一五四、六九二

九二、七八五

加奈陀

三、八七四

支那

一六、九七七

二二五〇〇

六、六〇九、〇九〇

六、四九三、八三〇

交趾支那

三五一、五二九

三五三、四五一

一、一七五、六二七

八二五、七四七

コロンボ

一、三三〇、三九五

五四、七四六

三三五

六二九

丁抹

四六二、八〇三

四二四、七一九

三五五、〇九三

六三八、二七三

蘭領地

三八、七五五

一一〇

一、四〇〇、四九五

二、〇六八、四五三

埃及

四一、〇〇八

四〇、二二八

佛蘭西

二五二、三五七

二八五、一一六

七八二、三四七

二、二二八、九八五

獨乙

六六三七、〇八一

六、〇二六、〇三四

五、〇九〇、六三三

四、五二七、二二〇

歐羅巴(國港)

三、四九九、一三三

一、二二五、七二五

和蘭

二二、三九、九二六

二、七三九、七七二

一、〇一五、七七二

七〇九、一〇四

香港

二六、七二五、三七八

三四、六〇〇、五四〇

一七、九五八、一五〇

一五、三三七、七五一

印度

六、四五九、三七七

二、九九六、六六五

三、八二二、一一六

三、八三六、二七四

伊太利

五〇、四九四

二〇六、三六六

三五五、四八七

三五四、一三六

日本

一七九、七二二

一一三、三六〇

九八〇、七七七

一、二一九、五九一

コ、コング

二、八五八

八八一

五五、九五五

六三、二〇二

ラプアン

二〇二

白象王國

馬來諸州	三,七七〇	二,〇九三	二八,四六〇	三〇,八〇六
マクタ			四,五四	一〇,五八
諾威			九,二一〇	五,五五三
彼南	六二,九七七	六,五四八	四〇,二四二	一一,六八九
比律賓	一〇〇	一一五	二五,二六六	三二,八二六
葡萄牙			五〇八	二,二二二
露西亞		六〇,六七三	四七,二六四	八四,一四五
新嘉坡	四四,〇九六,二二七	四三,一五三,二六四	一九,七二六,六三三	一六,〇一八,〇九八
南阿弗利加	一〇三,七〇二	一一一,五九六		
南阿米利加	九〇			
西班牙			一三,〇〇七	八,八三五
瑞典			一五一,五二五	一四,四〇三
瑞西	四,〇九二	四,九四二	六九三,六九八	六三〇,五四二
トリポリ				

一三六

土耳其		四,二五四	八,七六六
英吉利	五,四九九,三三〇	五六〇一,四六八	一三,〇三五,四五〇
北米合衆國	三,二六八	五,四五〇	一一,〇九,一五八
澳多利甸加利	五,一九九	六九六,九三一	一,四七五,九四五
	九,八六七	五,九八四	三三四,〇四一

總計

一〇〇,七五七,三三三 一〇二,五七〇,四三四 七六,八一七,九四一 六九,八一七,七二一

終りに日暹貿易の一斑を観察するに暹國と日本との間には自由港たる香港を有し貨物の大集散地たるに適するを以て兩國間の貿易は同港を介して行はるゝもの多く就中市場に於ける輸入雜貨類の如きは明に日本製品と認め得べきもの夥多あるも暹國税關に於て之を香港よりの輸入品として計上するを以て其詳細を知る能はざるは遺憾のこと、せざるべからず茲には暫く日暹間に直接に行はれたる貿易額を掲げて参考に資せん而も其額は盤谷港の輸出入總額に比するときは僅に六厘五毛を占むるに過ぎずして尙將來幾多發展の餘地あるを信するなり

本邦への輸出品數量及價額表

品 種	單位 枚	百二十七年 年度		百二十八年 年度	
		數 量	價 額	數 量	價 額
鹿皮(上等)		一〇八	二六〇		
生棉				二〇	三三〇
「チーキ」角材	噸	九〇〇	一七二,〇〇〇		
黄楊	担	一,八三〇	一,八六六		
其他の木材				一六五	四〇五
「バンベルマウス」	箇	一〇〇	一〇		
其他雜品			一〇〇		五,〇〇〇
合計			一七三,七二二		五,六二五
再輸出品					
品 種		百二十七年 年度		百二十八年 年度	
		數 量	價 額	數 量	價 額
寶玉類、金銀類、金銀 を除きたる其他の物品			六,四七六		五,七三五
總計			一七九,七二二		一一,三六〇

本邦よりの輸入品數量及價額表

品 種	百二十七年 年度		百二十八年 年度		
	數 量	價 額	數 量	價 額	
兵器		一〇,〇〇三		三,七二八	
美術製作品		一一,三二一		四八八	
書籍及印刷物類		二八八		四〇九	
煉瓦				一一,二二二	
人力車及其部分品		一五,三七一		一一,九五六	
化學品及藥材		一九,四八五		四一,〇五三	
磁器及陶器(下等品)				一一,七八一	
同 (上等品)		一一,八〇六		九,〇〇一	
時計及其部分品				一,七五九	
洋服材料		一一,二六六		二九,五四一	
石炭及骸炭	單位 噸	九九五	一四,六四四	三,三二七	四〇,一四八
繩索類		八九二		一四一	

木綿織布	「コルシ」	二	七二	二九
木綿反物類	反	六七六	五、五六一	一、一六一
肉繻絆	打	五二五	七九五	二二、六八〇
綿製品			一六、九〇五	四五、三三一
染料				一九、一七四
電氣用器具			三一	四三三
煙火				六九九
銚鑪詰			一〇	一六
鐘詰外魚類			一一〇一一	一九
玻璃及玻璃器			一三、四〇七	八、四四〇
鐵器及刀物			三四四	二八、七八九
帽子類			五三、五三九	九二四
苧製品			五二五	三六、七五〇
金銀製品			七六	二六八

洋燈及其附屬品			五一、二二二	三九、六〇七
柔皮及其製品			一三九、九〇九	七四、二六一
機械類			一一一、七八三	三四、〇九八
磷寸			二七、八六五	八六、〇六一
莫塵、并に籐、竹及藁製作品			一〇、四〇四	七、四三九
眞鍮及其製品			三三〇	六八六
銅及其製品			七〇	七七
鐵及鋼鐵線并に其製品			四七	
鑄鐵及其製品			五九	一〇〇
鍛鐵及其製品				一九
鐵及鋼鐵螺旋釘「リベット」				八、三七一
鋼鐵製品				一、八七三
鋼鐵棒			六、七〇七	四三、四九七
其他の金屬品			六二、六四六	一四一

鑛泉水		二,四二四	一,二八六
樂器		一三〇	一九一
機械用油		八九三	
其他の油		二〇	
油布		七四八	
塗料		五二	七五
印刷せざる紙		一〇,一〇	二,二九一
印刷したる紙		三〇九	
紙製品		二,六〇六	一,八三三
寫眞原料品		八,二八七	八,三三三
食料品		二二,一五六	一五,五四一
絹織布	反	四八	三〇
絹反物類	同	一七,三八八	三五,〇二五
絹製品		六,四三〇	四〇五,三四四
			八,八六五

絹綿交織物

石鹼

運動用器具

文房具

茶

製造煙草及其他

洋傘(木綿紙及絹布張)

傘

蠟及蠟燭

家具

家具以外木製品

毛織物反物類

毛織製品

旅客手荷物中に輸入されたる商品

第十五章 外國貿易

絹綿交織物		二五四	五〇四	五,六五一
石鹼		九	二〇三	二二三
運動用器具		一〇,九七		二〇四
文房具	担	〇,一四		三,四一八
茶		五,五七七		一三四
製造煙草及其他		一七,五九一		一〇,四七
洋傘(木綿紙及絹布張)	本	二,二六八七	二四,四〇四	二七,五九〇
傘	本	一,五八三	一,八五六	七四九
蠟及蠟燭		二,六〇五		一,六〇三
家具		一,五七九		二,〇三八
家具以外木製品		四,二〇四		二,八五二
毛織物反物類	反		一四	八四四
毛織製品		四〇三		七四六
旅客手荷物中に輸入されたる商品		二〇〇		

類別せざる雜品	一四、〇七七	三〇、二五九
麥酒	二二、八一九	一、九九八
葡萄酒	六三	一七八
其他の酒精を有する飲料「アラシテ 「イ」ウ「サ」スキ」支那酒を除く	一三	一〇七
銀貨	四一、〇九六	八
總計	九八〇、七六六	一一、一九、五九一

第十六章 交通

一、鐵道

暹國內に於ける鐵道の布設は歲月淺く漸く十數年以來のことにして乃ち盤谷、バクナム間を往復する私設鐵道線二十基米突の一八九一年七月に起工されたるものに嚆する其後續々官私線の布設あり今日に於ては全國鐵道の哩數は官私を合せて總計一、〇三二基米突官線九二六基米突私線一〇六基米突に達したり鐵道線路の普及が一國文明の進歩に關係あるは何人も認むるところなるも殊に内地交通の不便

甚だしき暹國の如きにあつては一倍必要事項の一たらずんばあらず

官設鐵道は一八九二年三月に起工せられたる盤谷アユチャ間七一基米突の工事を初めとし其後當局者の熱心と勤勉とにより今日迄の既成總哩數は九二六基米突に達せり首府盤谷を中心とし北方に向ひ「コーラット」に至るものを「コーラット」線とし其線中「バンバジ」驛より左方に分岐し湄南河に沿ひ「バングトングブング」に至るものを北方線とす又盤谷より東の方「ベトリユ」に至るものを東方線とし西方「ベツチャブリー」に達するを「ベツチャブリー」線と公稱す「コーラット」線は起點を盤谷に發し湄南河の東岸に沿ひ北方に向ひ盤谷州及「アユチャ」州に跨り米作地として有名なる一望千里の湄南平原を横切り「アユチャ」「サラブリ」の兩市を過ぎ「ゲンコイ」山脈を超えて更に東北に進み「コーラット」高原の物資集産地なる「コーラット」市に達するものにして一八九二年三月起工し一九〇〇年十一月竣工せり此延長二六四基米突にして卅九箇の大小停車場を有せり北方線は「コーラット」線中の「バンバジ」驛盤谷を去る九〇基米突より北西に分岐し湄南河の左岸に沿ひ「ロツブブリー」「バクナムボー」「ピチット」「ピサノローク」「バンダラー」「ウタラジット」の諸市を通過し「バングトングブング」に

達するものにして一八九八年三月起工一九〇九年十二月竣工し延長四一九基米突
 四十八箇の停車場あり別に又「バンダラー」より分岐し「舊都」ソワンカロクに至る二
 九基米突の支線を有す東方線は起點を盤谷に發し「コーラット」及北方線に沿ひ北進
 すること少時にして東方に折れ盤谷州平原を横切り「パーナム」州「バンボン」河に面
 する商業地「ベトリユ」市に達するものにして一九〇五年十一月起工一九〇八年一月
 竣工し延長六三基米突十一箇の停車場を有せり然るに「ベツチャブリー」線は盤谷西
 岸に起り西行「ターチン」及「メークロング」の兩河を超え「プラバトム」市に達し暫時にし
 て南折「ラートブリー」市を経て「ベツチャブリー」市に達するものにして一九〇〇年二
 月起工一九〇三年四月竣工し延長一五一基米突三十箇の停車場あり
 今先づ各線の建設資金を検するに鐵道局が既成四線の建設費として支出せし金
 額は左の如し

「コーラット」線	一七、六七三、一八九 銖
北方線	一九、八二六、三五四 銖
東方線	三、四二四、三三三 銖

「ベツチャブリー」線

合計

八、一一五、八七八 銖
 四九、〇三九、七五四 銖

即ち平均一基米突の建設費は「コーラット」線にありては六六、九四四銖北方線六六
 五三、二銖東方線五二、七六七銖にして「ベツチャブリー」線は五三、七四七銖なりとす建
 設費の比較的低廉なりしは畢竟するに沿道土地價額の廉なると今日迄の布設線路
 の多くは滑き平原にして一の「トンネル」大河なく工事の進行頗る容易なりしに據る
 ものとす然りと雖も將來延長せらるべき各線就中北方線の如きは山岳重疊せる地
 方を横切るものなれば其か建設費の増加するや疑なきこととす

進んで最近年度たる暹曆一二七年度に於ける官設鐵道の營業情態を觀察せんに
 營業收入は四、一八八、七一四銖にして營業支出一、六五七、九三七銖差引二、五三〇、七七
 七銖の益金あり之を一二六年度と比較するときは營業收入に於て四二六、一九七銖
 (二割一分強營業支出に於て三五三、九〇七銖二割七分強の増加にして益金は七二二
 九〇銖二分九厘強)の増加なりとす即ち左表の如し

白象王國

	一二六年度	一二七年度	増	割合
營業收入	三、七六二、五一七銖	四、一八八、七一四銖	四二六、一九七銖	一一、三三
營業費益	一、三〇四、〇三〇銖	一、六五七、九三七銖	三五三、九〇七銖	二七、一四
益金	二、四五八、四八七銖	二、五三〇、七七七銖	七二、二九〇銖	二、九四

百二十七年度に於ける四線の乗客數及其收入等は左の如し

乗客收入 (此乗客數) 手荷物收入 特別列車	「コアラット」及北 方線		東方線 「ベツチャブリー」線		總計
	數量	價額	數量	價額	
	一、七二四、七三九	二八五、三三四銖	二八五、三三四	六六一、九九一銖	二、六七二、〇六四銖
	一、七七六、九九五人	二九七、九六三人	八八二、六一七人	二、九五七、五七五人	六、五八〇銖
				六、五八〇銖(四線を含む)	一、二八、二八一銖

鐵道收入の大部分が乗客收入にあるは又以て内地産業の未だ發達せざるの一證たらんか

次に貨物收入を検するに一二七年度統計の示すところ左の如し

品名	數量	價額
粳米	七二、三五一噸	三二四、七三〇銖
包物	一九、四五三噸	二四八、七四〇銖
商品	一四、五八四噸	一五四、五六四銖
鐵道用材	六五、五四六噸	一二四、四六二銖
石材	四七、一三二噸	九一、九三三銖
材木	一三、五七六噸	八五、〇七六銖
雜品	一一、〇一一噸	七九、三八八銖
石油	三、七九六噸	二〇、〇五二銖
皮革	一、七五六噸	一八、四六三銖
鹽	二、七八一噸	一五、七〇六銖
衣類	一、一五三噸	一五、〇七二銖
米穀	二、三三三噸	一二、六四八銖
石灰	九五六噸	三、二九九銖
薪材	一、一八三噸	一、三二〇銖

馬匹	二五九頭	四〇九二銖
家畜	六〇九〇頭	一七、六九九銖
豚	九八、七四五頭	一一八、七三四銖
其他	二九頭	一七銖
計	一、三三六、九九五頭	

備考 本項と前項の合計が營業收入の計數に一致せざるは此項以外に尙雜收入あるを以てなり

右統計中、粳米、包物、商品、鐵道用材料、豚等は多く北方線によりて運搬せられつゝあり是れ一は同線が當國著名の米作地平原を通過すると又豚は古來より「コーラット」地方之れが産地として有名なるを以てなり若し夫れ鐵道線材料の運搬に至つては目下工事中なる北方線の延長用材料にあるは茲に贅言を要せざるべし

進んで營業費の支出如何を見るに一二七年度に於ける經費は左の如し

「コーラット」北方線 及東方線を合算す	五三二、六〇〇銖	「ベツチャブリー」線	一二五、九八四銖	計	六五八、五八四銖
------------------------	----------	------------	----------	---	----------

保線費	四一、二三二、五銖	九七、〇七八銖	五〇九、四〇三銖
汽車貨運轉費	三四、七三七、四銖	八三、一六四銖	四三〇、五三八銖
總係り費	四九、〇九一銖	一〇、三二〇銖	五九、四一一銖
計	一三四、一三九〇銖	三二六、五五六銖	一、六五七、九三六銖

汽車貨運轉費の保線費に比し其割合の大ならざるは列車運轉度數の稀なるによるものにして現今官設鐵道の主線たる「コーラット」及北方線にありてさえも盤谷驛發車數は一日四回にして其他の線に至つては僅に一日二回の往復あるに過ぎず爲に折角鐵道線路の開通によりて民衆に與ふべき利便も著しく減少されつゝあるの觀なきに非るも亦右は沿道各驛間、乗客貨物の出入少なきに外ならずと云ふ官線營業の收支以上の如くにして今若し政府が減價償却資金として引き去りたる二八一、二一一銖を益金より除く時は純益金は二、二四九、五六六銖にして鐵道資本に對し百二十七年度の利廻りは四歩三一なりとす而して目下鐵道局に於て着手しつゝある事業の主なるものは南方線の延長工事にして其の目的たるや「ベツチャブリー」線を南延し馬來半島の東岸暹羅領を経て馬來聯邦の鐵道と結び新嘉坡に達せんとする

ものにして工事は大に進捗し目下ベツチャブリー川鐵橋架設中なり又一方シンゴラ Singora 方面よりも起工し近時鐵道用材の同港に陸揚げせらるゝもの夥多あり想ふに數年の後本鐵路の開通を見るに至らば盤谷新嘉坡間の交通は著しく近接され通商上多大の便宜を得ることならん

盤谷港の海陸聯絡設備として鐵道局は本方線の盤谷を去る五基米突二〇の地點より分岐し湄南河の東岸盤谷市の河下に出づる延長六基米突の一線を設け鐵道用材料を始め其他重量貨物の輸出入を便にせんとす而して線路及埠頭は最早竣工を告げたりと云ふ同地には税關出張所及保税倉庫をも建設すべしとのことなれば將來は暹國外國貿易の敏活を助くること少なからざるべし

官設鐵道の經營を司る鐵道局は工部省に附屬し盤谷に本局を置き獨逸人局長の下に總務技術監理の三課あり又別に運轉及建築の二部を盤谷初め各地に置き前者は列車の運轉後者は延長線路の測量及建築に従事しつゝあり一二七年度に於ける是等奉職人員數は左の如し

役員

五五四人

職工

三八八人

看守人

六九人

傭工夫

一、三一八人

計

二、二七六人

又百二十七年度に於ける鐵道局所屬車輛の數は左の如しと云ふ

「コーラット」北方線、
及東方線を合算す

「ベツチャブリー」線

計

機關車	五〇	八	五八
客車	一六三	三八	二〇一
手荷物及郵便車	一七	四	二一
貨車	四八五	五〇	五三五

附記 建築用「バラスト」車を含まず

官設鐵道の説明を終るに臨み暹國政府鐵道政策の方針を推論せんに抑も此國富源の中樞地方は湄南河流域にして河は遠く源を英領緬甸境に發し南下遂に暹羅灣に入り其が左右は入口比較的稠密にして山林農業の事業活潑なるを見る然るに古

へより此の南北の交通は専ら湄南河の航行に據りつゝありしが此國氣候の常として乾燥期に際して河水減少する時は湄南の船行は極めて困難にして盤谷より北部重要市たる「チェンガイ」迄其距離約五百哩を達するに一ヶ月餘の長日數を要し通商の發達を妨げしは固より一般交通の不便甚だしきものありて政府が湄南河に沿ひたる北方線布設の舉が爲に直接間接同方面に對し經濟上著しき利便を與へたるや明なりとす沿道市邑たる「バクナンポー」「ピサノローク」市等が鐵路の開通以來市場頗る膨脹し商業の發展著しきを見て其一斑を知るを得べし唯夫れ鐵道局の乗客及荷物に對する賃銀は暹國今日の富の程度に比し稍高きに失するの嫌あり未だ民衆の之を利用すること廣からざるは惜むべきこととす而して北方線は將來進んで英領緬甸の鐵道と連絡を保たしめんとするを以て「コーラット」及北方線并に東方線は大陸共通なる廣軌線（四三五）を採用し又「ベツチャブリー」線は英領南方緬甸鐵道と同軌なる一米突軌道式を採用しつゝあり翻て財政方面より之を觀察せんに政府は鐵道建設の初期より一九〇四年頃迄は鐵道布設費は一般歳入より支辨し來りつゝありしも事業の漸く擴大となると共に其資金を外國市場より融通するの政策を採用

し一九〇五年三月に一、〇〇〇、〇〇〇磅但し九十五磅四分五厘の割一九〇七年一月に三、〇〇〇、〇〇〇磅但し九十三磅四分五厘の割合計四、〇〇〇、〇〇〇の公債を無抵當にて英佛市場に募りたりしが何れも好結果を以て終了し殊に第一回の如きは應募額八倍餘に達せり右は暹國政府が未だ嘗て外國市場に對し些少の債務をも有し居らざりしに基因すと雖も亦公債の性質が鐵道布設てふ産業的意味を有せしを以て外國資本家の喜んで應じたるや明なりとす然るに政府一ヶ年の歳入は最近一二年に於て漸く六千萬銖餘の情態にあれば鐵道事業の如き多額の支出を要する費用を公債に求むることとせしは適策なりと稱するを得べし

私設鐵道

私設鐵道の開祖は盤谷より「バクナム」に至る延長二十基米突にして一八九一年七月起て一八九三年竣工業務を開始せる「バクナム」線是れなり次に「プラバート」線あり官線北方線中の一驛なる「タールア」驛より東北に分岐し佛陀の足跡所在地を以て有名なる「プラバート」に至る延長十九基米突の最狹軌（二呎四）線路にして一九〇三年開通し暹國皇族「ナラー」親王殿下の獨立經營に係る又盤谷より暹羅灣西岸の漁場地た